

令和 7 年第 4 回定例会

西 川 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 12 月 3 日 開会

令和 7 年 12 月 9 日 閉会

西 川 町 議 会

令和七年 第四回〔十二月〕定例会

西川町議会 会 議 録

令和七年 第四回〔十二月〕定例会

西川町議会 会 議 録

令和7年第4回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月3日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議会諸報告	4
○行政報告	6
○議案の上程	1 1
○提案理由の説明	1 1
○散会の宣告	1 3

第 2 号（12月4日）

○議事日程	1 5
○出席議員	1 6
○欠席議員	1 6
○説明のため出席した者	1 6
○事務局職員出席者	1 6
○開議の宣告	1 7
○一般質問	1 7
佐 藤 大 議員	1 7
佐 藤 仁 議員	3 2
佐 藤 耕 二 議員	5 0
佐 藤 光 康 議員	6 6

○散会の宣告	8 2
--------	-----

第 3 号（12月5日）

○議事日程	8 3
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○説明のため出席した者	8 4
○事務局職員出席者	8 4
○開議の宣告	8 5
○一般質問	8 5
荒 木 俊 夫 議員	8 5
大 泉 奈 美 議員	1 0 3
○散会の宣告	1 1 7

第 4 号（12月9日）

○議事日程	1 1 9
○出席議員	1 2 0
○欠席議員	1 2 0
○説明のため出席した者	1 2 0
○事務局職員出席者	1 2 0
○開議の宣告	1 2 1
○日程の追加	1 2 1
○議案の審議・採決	1 2 1
○議員派遣について	1 4 5
○閉会中の継続調査申出	1 4 5
○閉議・閉会の宣告	1 4 6
○署名議員	1 4 7

令和 7 年 1 2 月 3 日

令和7年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和7年12月3日（水）午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

承認第5号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認
について

議第49号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の一部変
更について

議第50号 西川町みどり住宅条例の設定について

議第51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の設定について

議第52号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第53号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第4号）

議第54号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第55号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第56号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 提案理由の説明

出席議員（８名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（１名）

9 番 古 澤 俊 一 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	荒 木 真 也 君
町民税務課長	吉 見 政 俊 君	健康福祉課長	石 川 朋 弘 君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君	観 光 課 長 兼 かせぐ課長	柴 田 知 弘 君
建設水道課長	大 泉 健 君	病 院 長	武 田 隆 君
病院事務長	土 田 里 香 君	ま な ぶ 課 長	設 楽 友 弘 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	松 田 一 弘 君	監 査 委 員	古 沢 美 代 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	工 藤 誠 君	議 事 係 長	飯 野 勇 君
--------	---------	---------	---------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第4回定例会を開会します。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番、佐藤仁議員、6番、佐藤光康議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から12月9日までの7日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認め、よって、本定例会の会期は本日から12月9日までの7日間に決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

初めに、ハラスメント疑惑調査特別委員会委員の辞任について報告いたします。

11月25日、飯野幹夫委員から、ハラスメント疑惑調査特別委員会の委員を辞任したい旨の願いが議長宛てに提出されましたので、許可いたしました。

10月21日、山形県主催の令和7年度第2回県及び市町村長・議長会議が山形県庁で開催され、県政運営の基本的考え方や、市町村関連施策などの説明があり、意見交換を行いました。

10月27日には、山形県町村議会議長会主催の議員研修会が山形市で開催されました。研修会では、中央学院大学社会システム研究所教授の福嶋浩彦氏から、「災害時の議会・議員の役割」について、東京大学大学院法学政治学研究科教授の金井利之氏からは、「議会改革・議会活性化のための議員活動」と題して、それぞれの講演をいただき、興味深く研修してまいりました。

10月31日には、大江・西川両議会議員協議会総会が大江町で開催され、主要地方道貫見・間沢線と、大江・西川線の道路整備促進に関する県への要望事項を決定しました。

11月12日には、東京NHKホールで第69回町村議会議長全国大会が開催され、出席するとともに翌日の13日には、町村議会議長行財政セミナーが全国町村議員会館で開催され、参加してまいりました。セミナーでは、「議事運営の諸問題」と題して全国町村議会議長会議事調査部参与、平野誠氏から講演をいただき研修してきております。また、前日の夕方には、7名の県選出国會議員との交流懇談会が開催され、喫緊の課題や重点要望について要望活動を行ってきたところであります。

11月14日には、村山地方町村議会議長会正副議長・事務局長合同会議が大江町で開催され、令和8年度の事業計画及び予算案などについて協議されました。

11月27日には、本町議会で実施しました令和7年度事務事業評価の結果を菅野大志町長に

報告するとともに政策提言書を提出いたしました。事務事業評価では、移住・定住に要する経費、農業振興担い手育成事業など9事業について評価を行っております。また、放課後子ども教室・病弱学級について並びに仁田山放牧場についての2項目について、政策提言を行ったところであります。政策提言は議会の総意として今後の町の発展を担い、施策に反映するよう求めるものであります。町長から提言の回答をいただきましたら、常任委員会等で再度検証することとしております。

また、同日11月27日には本町議会研修会を開催し、山形県町村議会議長会の武田裕樹参与から「厳しく求められる政治倫理」と題して講演をいただき研修していただきました。

以上、議長報告とします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

1 番、佐藤大議員。

〔1 番 佐藤 大議員 登壇〕

○1 番（佐藤 大議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

10月31日に開催されました令和7年第2回定例会の報告をいたします。

認第1号では、令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額17億9,869万654円、歳出総額17億8,759万6,774円、実質収支額1,109万3,880円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、余剰金の処分につきましては、基金条例に基づき財政調整基金に1,000万円を積み立て、残る109万3,880円は翌年度に繰越されました。

認第2号では、令和6年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計歳入歳出決算について、歳入総額10億1,065万9,693円、支出総額9億8,563万5,627円、実質収支額2,502万4,066円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、余剰金の処分につきましては、基金条例に基づき基金に2,400万円を積み立て、残る102万4,066円は翌年度に繰越されました。

議第13号では、令和7年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、山形県内における市町村間の消防力を相互に活用し、災害における被害を軽減する目的で締結されました山形県広域消防相互応援協定が今年度改正され、西村山広域消防本部から広域応援に伴う指揮隊が新たに必要となり、指揮隊として必要な備品について整備するため、189万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億1,654万円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

議第14号では、西村山広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための処置として、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を行うための所要の改正を賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 皆様、おはようございます。

本日、令和7年第4回定例会を招集しましたところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

啓翁桜は西川町が日本一の生産量を、市町村別では誇っております。今年は、夏の高温の影響により生育が危ぶまれましたが、生産者の方々の適切な管理により順調に生育し、何とか今年も無事に年末年始に出荷できるような見込みとなりましたことを、ご報告をさせていただきます。

議場に飾られているこちらの桜は、生産者の方々が特別に議会のために、特別に冷蔵庫で8度以下、500時間の低温に遭遇させて花を咲かせていただきました。町としては、生産量日本一の里を維持していくために、今回も議会の皆様にご協力いただき、我が町としても広報や、また現場の意見を聞いた対応をしたスマート農業器具の導入の実証実験などの支援を進めてまいりました。

今後は、新たに農林水産省に出向いて広報ができないか調整しており、実現した場合には、生産者のご苦勞やスマート農業の在り方、いかに気候変動の中で生産が大変なのかを、ご要望を伝えてまいりたいと考えております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、9月豪雨の町道の被害状況について申し上げます。

9月17日から18日にかけての特に夜、線状降水帯も確認されました豪雨により、土木施設に関して町道18路線、41か所で道路崩落、橋梁損傷、土砂流出などの被害が発生してまいりました。このうち22か所については既に復旧作業を完了しております。また、海味地内の町道高旭東浦線の2か所、間沢地内の町道下堀・鶴部線、入間地内の町道小山開拓線、月岡地内の町道仁田山・上島線、大井沢地内の町道大井沢川線の計6か所につきましては、公共土木災害復旧事業として、11月26日から28日にかけて国土交通省本省の査定を受けたところでございます。

農林業施設に関しましては、林道では10路線22か所で、農業用施設では8施設15か所で被害が発生をいたしました。被害額は推計1,600万円でございます。

町としては、一晩に、短期間に集中した豪雨であったため、災害対策本部の設置をするまでには至りませんでした。これまでの規則では、特別なご支援が町としてはできない状況でございました。しかし、短期間の豪雨災害が起きる今回の事例を踏まえ、今般、災害復旧関係の規定を改定をいたしました。これにより、今回はその復旧を後押しするため、地区等が復旧する際に要する補助率を、通常の50%から95%まで引き上げております。

次に、本年の熊への対応状況についてご報告申し上げます。

令和7年度は、猟友会の皆様のご尽力により12月2日時点で31頭の熊が捕獲されております。令和6年度の捕獲頭数は13頭でございました。このため、昨年比約2.4倍の熊を捕獲いたしました。幸いにも現時点では町内の人的被害はなく、熊の目撃についても11月中旬以降は減少しております。冬眠しない熊が出没する可能性も指摘されているため、引き続き緊張感を持って対応してまいります。西川町の猟友会の皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

続きまして、夏から秋にかけて行われた各種行事についてご報告を申し上げます。

8月8日、未来を担う高校生の地域への定着を目指して高校生ソーシャルイノベーションコンテスト2025を、2回目の開催として行いました。今回、町内外から3チーム7名の高校生にご参加をいただきました。最優秀賞には、チーム寒高2年生による1人暮らしの高齢者が気軽に相談できる仕組み「あなたに寄りそうどこでもボタン」という提案があり、選ばれました。これは、高齢化率の高い本町の地域課題に深く踏み込んだ有意義な提案でございました。

次に、文化事業でございます。

第55回西川町文化祭を、11月1日から3日までの3日間にわたり西川交流センターあいべ

で開催をいたしました。町内の芸術文化団体や幼児・小中学生を含む多くの町民の皆様にご参加をいただきました。書道、絵画など作品展示、華道、茶会、そして舞踊、伝統芸能、ジャズダンスなど、多岐にわたるステージが行われました。この文化祭は、日頃の稽古の成果を披露し、鑑賞する機会となり、多くの町民の皆様が躍動するにぎやかなイベントとなりました。会場では、西川町菊まつりも同時に開催をいたしております。

スポーツ関連に関しましては、現在、県内各地の熊の目撃情報が相次いでおり、県内全域に熊出没警報が発出されるなど、深刻な状況が続いております。この状況を踏まえ、選手、スタッフの皆様、観客の安全確保が困難であると判断し、幾つかの駅伝大会がやむなく中止となりました。

9月9日に開催予定であった第71回西村山地区駅伝競走大会につきましては、寒河江市での目撃情報があるなど、中止が決定されました。また、本町が11月16日に開催を予定していた第1回西川オータムハーベスト駅伝につきましても、大会コース周辺で複数の熊目撃情報が確認されたため、参加予定者38チーム249人と応援の皆様やスタッフの安全確保を最優先に考え、やむなく中止を決定いたしました。本イベントを楽しみにされていた皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。今後の開催については、日程やコースの変更を含め、来年度以降の開催を協議してまいります。

一方で、明るいニュースもございました。

11月16日に開催されましたヤマザワカップ第41回山形県女子駅伝競走大会、山形県女子駅伝においては、西川中学校2年生の阿部ゆまさんが寒河江西村山チームの一員として出場いたしました。4区で区間4位というすばらしい活躍を見せていただきました。チームは3年ぶりの入賞となる総合6位となっており、阿部さんの活躍は西川町の誇りでございます。

次に、10月19日に開催しました月山和牛三酒まつりについて報告を申し上げます。

今年で3回目となるこのイベントは、町民の皆様が一堂に会する場を創出し交流を図っていただくことはもちろん、包括連携協定先である事業者の皆様との関係を深めることを目的に開催をしております。当日は好天に恵まれ、町内外から1,500人余りの皆様が足を運んでくださり、福寿館様からご提供をいただいた月山和牛の芋煮や、月山ビール、ワイン、地酒など、西川町の秋の味覚を存分に楽しんでいただきました。

催しにご出演いただいた吉川権現太鼓や西川スマイリークラブ、神輿渡御もいただいた海神會・水龍會の皆様、そして何よりイベントを支えていただいた50人以上のボランティアスタッフの皆様には深く感謝を申し上げます。このたび来場いただいた皆様からは、「西川町

のおもてなしの底力を感じることができた」という心温まるコメントもいただきましたので、今後も西川らしい町民の皆様と西川ファンの皆様とが、一緒に感動感激を分かち合うようなイベントを継続開催していきたいと考えております。

次に、東京都高円寺に開設した西川町のアンテナショップ「田舎割烹にし川」開設1周年記念イベントについて申し上げます。

10月3日、「田舎割烹にし川」開設1周年記念イベントを開催し、昨年10月の開催以来、当施設は町の食文化や食材や文化を発信する拠点として運営されております。地域の資源の魅力を広く伝えるとともに、関係人口の獲得を目的としています。記念イベントでは、デジタル住民票NFTの保有者や町と連携協定をする企業関係者など45名が参加し、西川の食材をいかした芋煮や地ビールなどを提供しながら交流を深めました。

開設から1年間の来場者数は2万9,000人に達し、都市部における町の知名度向上と西川町からの仕入れ、特産品の仕入れ、また、交流事業の増加に寄与しております。今後も、イベントの開催や、首都圏におけるネットワークの活用を通じた関係人口・販路拡大、さらには移住推進に繋げてまいります。

次に、11月21日、除雪安全祈願祭及び除雪車出動式の開催をいたしました。

当日は町内各区の行政区長、委託会社の社長、除雪オペレーター、除雪機器の点検事業者など約70名にご参加をいただきました。出動に先立ち、長年町道除雪に携わっていただいた3名のオペレーターの皆様に感謝状を授与いたしました。オペレーターの皆様は、深夜に起床し午前2時頃から作業を開始し、出動基準を満たさなくてもまた4時の出動に控えるなど、3月まで長期間にわたり作業いただくことに私からも感謝を申し上げます。その後、ドーザー15台、ロータリー3台、散布車1台が華々しく出発をいたしました。

今年実施した町民アンケートでは、除雪に関する重要度・満足度ともに高く、また、住み続けたい理由として3番目に「除雪体制の充実」が挙げられております。除雪オペレーターの皆様には、町にとって必要不可欠な存在であり、除雪委託会社にオペレーターの皆様、支えていただいているご家族のおかげで冬も安心して生活できることを、改めて感謝を申し上げます。

次に、地域や町民の方々との対話や活動に関する御礼を申し上げます。

10月5日に、旧川土居小学校グラウンドとその周辺を会場に西川町総合防災訓練が開催されました。訓練には地元吉川区民およそ100名の参加を得て、議員の皆様からのご参加をいただき、災害時における招集訓練とともに、タブレットによる安否確認の訓練をさせていた

できました。これとあわせて、新しい地方創生交付金を活用して整備した避難所用段ボールベッドやパーティションの設置訓練、西川町消防団による火災防御訓練などが実施をされました。

また、10月、11月には、海味・間沢・岩根沢・吉川・沼山・入間の6つの地域の自主防災訓練が行われ、こちらでも避難所の設置訓練や、タブレットによる安否確認を行っていただきました。今後、睦合区においても自主防災訓練が計画されているとお聞きしており、町内各区が積極的に防災活動に取り組んでいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

地域対話会の状況について申し上げます。

10月16日の原区を皮切りに、町内全14地区を対象に地域対話会を開催しております。最終回は、志津地区での対話会を予定しておりますが、これまで13地区で約300名の町民の皆様にご参加をいただき、貴重なご意見を賜りました。対話会では、町政の報告の後、町民の皆様からのご質問を受け、熊の出没に関する安全対策の強化や、高齢者への除雪支援の拡充、老朽化した町道の補修要望、さらには町有林の今後の運営に関するご質問など、多岐にわたるご質問をいただきました。今回いただいたご質問を基に、今後の町政にしっかり生かしてまいりたいと考えております。

次に、まちづくり団体活動補助金の申請状況並びに活動状況を申し上げます。

この補助制度は、町内の任意団体による多様な活動を支援する、住民主体のまちづくりを推進するもので、私就任以降、こちらを設定させていただきました。令和4年度の制度改正により、町民がすっだいことを堂々と実現できる環境を整えました。今年度は5団体に交付を決定し、例えば、先日報道いただきましたまま a s による縁日には約300名、映画祭には約200名参加するなど、地区を超えた多世代交流が活発に行われております。

町としましては、こうした町民のやりたいこと、それが西川の活性化につながる活動を支援・連携し、町民が主体的に取り組める環境整備を重点的に進めることで、持続可能な地域づくりを目指してまいります。住民主体の活動は、地域課題や地域の魅力創出に直結する重要な要素であり、今後も積極的に支援してまいります。

以上申し上げ、12月定例会の行政報告といたします。

○菅野議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第5、議案の上程を行います。

承認第5号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、議第49号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の一部変更について、議第50号 西川町みどり住宅条例の設定について、議第51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、議第52号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第4号）、議第54号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第55号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第56号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上9議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第5号は、令和7年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、総額を92億7,972万9,000円とするものでございます。

内容は、9月17日から18日の豪雨により発生した災害復旧時に係る測量設計や応急復旧工事などに係る経費の追加でございます。

歳出に関しましては、第11款災害復旧費、財源につきましては第19款繰越金、第21款町債を追加したものでございます。

議第49号は、令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の一部変更についてでございます。

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条

第1項第5号の規定により提案するものでございます。

議第50号は、西川町みどり住宅条例の設定についてでございます。

西川町若者定住推進住宅と西川町定住促進住宅を統合し、運用の効率化を図るとともに、多様な利用者に柔軟に対応できる制度にするため提案するものでございます。

議第51号は、西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございます。

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、本町の一般職の職員等の給与の改正を行うため提案するものでございます。

議第52号は、西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

公職選挙法施行令の改正に伴い、規定の整備を図るため提案をするものでございます。

議第53号は、令和7年度西川町一般会計補正予算（第4号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,971万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正並びに債務負担行為の補正でございます。

主な歳出を申し上げます。

第1款議会費はハラスメント疑惑調査特別委員会経費の追加、第2款総務費は子ども・子育て支援法の一部改正によるシステム改修委託の追加など、第3款民生費は妊婦支給給付対応システム改修委託費の追加など、第7款商工費は見守り対策移動販売事業者支援の追加など、第10款教育費は放課後子ども教室推進員報償費の追加、第13款諸支出金は月山朝日山岳遭難対策活動補助金などを追加するものでございます。

歳入については、第10款地方交付税、第16款財産収入、第18款繰入金、第19款繰越金をそれぞれ追加し、第14款国庫支出金を減額するものでございます。

債務負担行為の補正については、コーポ睦合外壁補修等事業や、町道側溝整備事業などを追加するものでございます。

議第54号は、令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,527万7,000円とするものでございます。

歳出は、第1款総務費に110万円及び第8款諸支出金に472万8,000円を追加し、第2款保

険給付費から472万8,000円を減額するものでございます。

歳入については、第4款国庫支出金に110万円を追加計上するものでございます。

議第55号は、令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,111万7,000円とするものでございます。

歳出は、第1款総務費に264万円を追加するものでございます。

歳入については、第6款国庫支出金に264万円を追加するものでございます。

議第56号は、令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,227万8,000円とするものでございます。

歳出については、第1款総務費に88万円を追加するものでございます。

歳入については、第3款国庫支出金に44万円を、第7款繰入金に44万円をそれぞれ追加するものでございます。

以上申し上げましたが、詳細については担当課長にご説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○菅野議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時12分

令和 7 年 1 2 月 4 日

令和7年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和7年12月4日（木）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（８名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（１名）

9 番 古 澤 俊 一 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	荒 木 真 也 君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松 田 淳 一 郎 君	町民税務課長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課長	石 川 朋 弘 君	観 光 課 長 兼 かせぐ課長	柴 田 知 弘 君
建設水道課長	大 泉 健 君	病院事務長	土 田 里 香 君
まなぶ課長	設 楽 友 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	松 田 一 弘 君

事務局職員出席者

議会事務局長	工 藤 誠 君	議 事 係 長	飯 野 勇 君
--------	---------	---------	---------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐 藤 大 議 員

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

〔1番 佐藤 大議員 質問席へ移動〕

○1番（佐藤 大議員） おはようございます。1番、佐藤大です。

議長より許可がありましたので、町民スキー場の運営について一般質問させていただきます。

間沢にあります間沢スキー場、町民スキー場ですが、国道112号線に隣接しており、アクセスがよく、以前は町外の方からも子どもが小さいときは滑りに連れて行ったとの声も聞かれました。

しかし、一昨年は異例の暖冬の少雪で営業ができませんでした。また、少子化や近年のスキー人口の減少などによって、利用者数は減少しているのが現状であります。

町民スキー場は、西川町教育委員会が施設を所管し、民間の運営会社が運営しております。今年の冬は、運営会社がリフトの運行をやめて営業しないのではないのかとの声が聞こえて

いましたので、心配していましたところ、そんな中、今年度のスキー場の運営は継続するとの案内が、11月14日発行のNETWORKにしかわ11月号に掲載されており、安堵したところであります。

しかしながら、リフト運行の問題、そしてまた、設備の維持においての諸問題が山積されているのが現状であります。

このような状況を踏まえて、今こそが、これからの町民スキー場を真剣に検討するタイミングではないかと思い、質問いたします。

質問の1、町民スキー場の今年の冬の営業について質問いたします。

(1) 町民スキー場は、教育委員会が施設を所管し、民間の運営会社が運営していますが、関係者はどういった役割を担っているのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 町民スキー場の営業に関する役割分担に関してのご質問と承りました。

役割分担を簡潔に申し上げますと、リフトやロッジの営業は、リフト営業権を保有する月山観光開発株式会社が担っております。リフト、ロッジ施設等、施設の修繕、維持管理に関しては、町が担っております。

スキー場の運営に関して、正確にご理解をいただくために、これまでの経緯を申し上げます。

町は1983年、昭和58年、スキー場を開設し、もともとは直営で営業をしておりました。しかし、開設から20年が経過した平成15年2月7日の東北運輸局の保安監査に基づく勧告を受け、町は同年11月12日に西川町民スキー場索道事業の譲渡譲受契約書を取り交わして、スキー場のリフト事業の経営権を月山観光開発株式会社に無償で譲渡しました。それ以来、経営に関しては同社が担っている現状です。

ただ、索道権を無償譲渡した当初から、その営業収支は厳しい状況にありましたので、町はこれまで一定の補助金によりスキー場維持のため、同社への運営支援を行ってきたところであります。

一方、スキー場や関連施設の維持管理に関しては、無償譲渡契約に合わせて取り交わしました町と月山観光開発株式会社からの物件貸借契約に基づき、利用者の安全を担保することを基本に、現場管理者である同社の要請を受け、町が年度ごとに予算措置を行っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

今年度は、当初ですが、営業をやらないというような話になっておりましたけれども、その営業に関してでありますけれども、町と運営会社とは、当初はどのような方針を検討していたのでしょうか。

○菅野議長 質問は（2）でいいですか。

答弁は前田教育長。

○前田教育長 町民スキー場については、先ほども申し上げましたとおり、経営権が月山観光開発株式会社にあるため、経営に関する判断は町ではなく、運営会社側にあることが大前提でございます。

このような点を踏まえ町といたしましては、今年度も昨年度並みの予算計上にに基づき、今年夏前に、同社社長に今年度の営業について確認を行ったところ、「今年度は営業をする」という方針を確認しておりました。

しかしながら、8月29日に開催された同社の取締役会で唐突に、「深刻かつ厳しい営業収支状況にあるため、今年度の営業は見通せない」との事実上の方針転換の説明を受ける事態となりました。

これを受け、町といたしましては当然、年度当初の確認に基づいて営業を強く要請しましたが、同社が難色を示したため、急な対応を迫られたという状況でございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） やめるというふうに聞こえますけれども、今年の冬の営業に消極的になったと。

8月29日の取締役会で、何か急に消極的になったというその理由は何だったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 お答え申し上げます。

やはり、その同社の収支状況が非常に芳しくないというふうなことが挙げられるというふうに思います。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） なかなか、やはり経営が厳しい、収支が大変だという、やっぱり厳しい状況だということだと思います。

（3）になります。

運営会社においては営業をやっているということで、当然、今までもある程度、集客につ

ながるようなこと、そして、売上げアップということを、企業努力を行っているものと思います。

町民スキー場は、営業も官民一体となって力を入れるべきではないかと思いますが、これまで町としては、売上げを上げるような取組等は実施してきたのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 繰り返しのになってしまいますが、営業をするかしないかは、経営権を持つ月山観光開発株式会社が判断するものとなります。

売上げを上げる取組を行うべきは、本来、町ではなく、経営権を持つ月山観光開発株式会社が行うべきものであることは、ご理解をいただきたいと思います。

一方で、町民に愛される大切なスキー場でもありますので、町としては同社の伴走支援を行っております。

利用促進に関しては、町のお知らせやホームページへの掲載、タブレット配信はもとより、ポスター、チラシを町内全戸はもとより、村山地域への新聞折り込み、村山地域の小学校やスポーツ用品店、観光案内所、各種小売店等へのチラシ配布やポスターの貼り出しの形で行っております。

そして、ウェブページでは、ポップスノーというページがございますけれども、これはスキーに関する情報を提供しているページというふうなことになりますが、そちらのほうへ掲載、また、まっふるガイドへの掲載等にも取り組んでまいりました。

また、他市町に比較して大変安価なリフト利用料金に関しては、担当者はもとより私からも、収支を考慮した適切な価格設定について働きかけをしてまいりました。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） P R 活動ですね、要は町としてはバックアップしたというようなことじゃないのかと思います。

あと、やはりリフトの料金、やはり安いということがありまして、逆に安くていいということもあるのだと思いますけれども、やっぱりその辺も収益に関しては、価格のほうを検討したらいいんじゃないかということをやっていたかというか、提案していただいたということだと思いますが、何か、イベント的なものとか、実際、直に集客につながるようなこと、直接お客さんが来てもらえるような何か企画とか何か、そういうようなことはやらなかったのでしょうか。

このスキー場に対しての取組に対しての、町の支援というのが十分だったとお考えでしょ

うか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 十分だったかどうかというふうに言われれば、何とも申し上げられませんが、町といたしましても、スキー場が開設している期間において、いろいろな取組を支援する形、例えば、雪上バレーボール大会なども同所を利用していただいておりますし、そのような形でかなり県内外からお客様においでいただくような形にはなっておったかというふうに思います。

それから、子どもスキーの日等開設いたしまして、できるだけ多くの方に利用していただくような対応も行っておりまして。

そのような形で対応してまいったという状況でございます。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

いろいろな面に対応していただいたようでございます。

（4）になります。

10月24日にあいべにおきまして、町民スキー場に関しての対話会が開催されましたが、この対話会ではどのような意見があったのか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまご質問の対話会につきましては、先ほど申し上げました8月の月山観光開発株式会社の取締役会での運営会社の急な方針変更に端を発し開催いたしました。まずは、スキー場のおかれた現状を認識いただくことが重要であると考えました。

その上でのニーズを明確にするという判断から、スキー場利用頻度の高いステークホルダーはもとより一般町民にもタブレットで広報し、開催いたしました。

対話会には、月山スキークラブ、ランドナビにしかわ、学校関係者等に参加いただきました。

会では、町民スキー場の収支状況や必要な施設整備とその費用について、月山観光開発株式会社と町から説明を行った後、差し迫った今年度の営業をいかにすべきか、来年度以降のスキー場運営はいかにあるべきか、仮に町民スキー場の運営が継続できない場合、町として対応を求められる課題は何かの3点について話し合いました。

結果、月山観光開発株式会社に対しては、今年度の営業については教育活動やインバウンド等に関し、スキー場が例年どおり開催されることを前提として既に計画がなされている現

状から、営業は必須であるという意見が大半を占めました。また、これは本年度の対応をも含めてになりますが、利用料金を倍にしてでもリフトだけは継続してほしい、ロッジなどのサービスに関しては、収支改善のために食事の提供をやめるなど大幅にスリム化しても構わないとの意見や他のアクティビティの実施や広報に努めるなど、同社自体の経営改善努力が大切ではないか等の意見が出されました。

町に対しては、そもそも教育振興計画でも、町の特性を生かすスポーツとしてスキーを挙げている以上、町としてスキー場の維持に努めるべきであるという意見や、施設整備の財源を確保し継続を支援してほしい、同社によるスキー場の運営が継続できなくなった場合は、スキー愛好者への支援やインバウンドに関する物品運搬経費の支援要望、そして対話の継続要望が出されたところです。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） やはり今年度はやってもらわなければならないと。もう予定もあるので、これで閉鎖されると、ちょっと具合が悪くなるよというような意見があったと。

今年度はやっていただくことになったわけでございますけれども、その対話会に出席された方々のご意見で、今年度だけじゃなくてこれからですよ、スキー場の存続というものに関して存続か廃止か、どちらの意見が多かったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 出席された方々については、先ほど申し上げたとおりですが、当然、スキー場をこれまで愛し、利用してきた方々でございますので、圧倒的に存続を希望する声が強かったというふうに認識しております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） やはり存続を望むということで、町のほうでもそうしていただきたいというようなやっぱり要望だったのかなと思います。

いろいろな考えがあると思いますけれども、やはりスキー場ありきの西川町ということだと思いますので、その辺ちょっと、存続のほうは本当に考えていただきたいなと思うところがあります。

質問の2になります。

町民スキー場の今後の継続について質問いたします。

利用者数が少ない町民スキー場を維持していくことというのは本当に財政にも負担をかけています。

しかし、西川町教育大綱には重要施策として、「子どもたちの実態に対応し、西川町の特性を生かす視点に立った健やかな体の育成」とあります。

主な取組としては、カヌー、スキーの教育課程の位置づけとして、「授業等の継続に向けた実施環境の整備」とあります。スキー場の整備も、実施環境の整備であるのではないかと思います。

リフトを安全運行する上では、リフトの支柱は大変重要ではありますが、（１）になります。

現在、使用しておりますリフトの支柱の耐用年数は何年なのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 基礎の部分を含めました構築物としての耐用年数は45年というふうに認識しております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） その耐用年数、45年というのと、いつまで、いつが耐用年数の期限ということですか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 先ほど申し上げましたように、スキー場が1987年開設でございますので、既に42年ほど経過しているというふうに認識しております。

耐用年数的にはあと3年ぐらいというふうな状況になっております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 耐用年数からすれば、あと3年ぐらいということ、了解でございます。

現在のところ、安全確認上は、当然運行しているんですが、老朽化という問題は避けられない問題であります。

今後、改善しなければならない箇所も多々見つかっていると思いますが、現状はどうなっていますか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 スキー場の今後の安全運用に向けての主要修繕箇所については、現場を管理している月山観光開発株式会社のほうから、様々な部分について改修が必要である、あるいは、対応を求められているというふうな計画を頂戴している状況にはございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） （2）になります。

経験のあるこの民間会社ですけれども、リフトを動かしている上では修繕箇所というのは、当然把握している、今の答弁にあったことだと思いますが、それらを把握した上で、中期的な修繕計画というものは、会社のほうから提出しているのでしょうか。

そして、また、それに対してですが、町としては、どのような回答を出しているのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 スキー場施設整備の肝となります修繕計画については、今年10月と11月に現場を管理する月山観光開発株式会社から1枚のワンペーパーの年次計画の概要は示されました。

しかしながら、この概要の具体的な根拠を明確にした詳細の修繕計画については提出いただいていないため、町としては修繕計画に対して回答できる状況にはございません。

町としては、明確な根拠をもって、今後、更新、修繕が確実に必要な項目について同社から精査いただいた上で、詳細、具体の計画を再提出いただくよう要請しているところでございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ちゃんとした中期的な修繕計画というものは、まだ提出されていないということで、了解です。

やはり町のほうでも支援していくというふうなスタンスで立っていただけるのであれば、町のほうでも把握しておかないと、今後の計画というものもできていかないのではないかと思いますので、その辺はやはり民間会社のほうに、ちゃんとした中期的な修繕計画というものを提出していただきたい旨申し上げていただきまして、それを検討した上で、今後の町としてのやり方ということを町のほうでも検討していただきたいなと思います。

（3）になります。

来シーズン以降の営業についてであります。営業権が運営会社にあるために、町としては入札を行って、ほかの会社と契約をするというようなことはできません。

よって、現状としては、町とその運営会社とが協議の場をもって、協議をしていかなければなりません。

昨日の議会の全員協議会の説明の中で、対応案には令和8年度も運営経費の安定化を図るための補助金交付を継続し、運営継続の意見を明確にするとありました。

運営会社としては、索道事業運営補助金のほかにも設備老朽化に伴う町からの前向きな中

期支援計画が提出されれば、覚書など交わすなどして中期的な営業が確保されるのではないかと思います、町としてはこのような協議の場を設け、中期支援計画を作成し、提出するのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 先ほども申し上げましたが、運営会社のほうから具体的でかつ根拠が明確な修繕計画が現時点で出されている状況にはございません。

このため、町として支援計画を作成する段階にないということは、ご理解をいただきたいと思います。

なお、同社から詳細の計画が提出された場合には、同社と協議の上、町としても営業をお願いする立場にありますので、運営補助を含めて検討してまいりたいと考えております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） そうですね、運営会社のほうからも計画を出していないということで、やっぱり前には進まない、当然そういうことだとは思いますが、ぜひ、運営会社のほうからも前向きにやっていくということの中期的な計画を出していただいて、それに対して町からも中期支援計画というものを提示していただきまして、お互い折り合いをつけまして、今後、運営していくような形に持っていただければと思います。

議会全員協議会の資料の対応案には、令和8年度も運営経費の安定化を図るための補助金交付を継続し、運営継続の意思を明確にする旨のことが記載されておりました。

確認ですが、町としては、令和8年度以降もスキー場を存続するお考えであると受け取ってよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 先ほど議員のほうからも指摘がございましたけれども、教育振興計画にも打ち出している大切な町民のスポーツ環境ということになりますので、運営会社のほうが経営を継続するというふうな明確な意思があれば、町としてもそれを支えていくべき立場にあるというふうに認識しております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。よろしく願いをいたします。

それでは、質問の3であります。

町民スキー場に関しての実効性のある抜本的改革について質問をいたします。

（1）町民スキー場の利用者であります、町内の方と町外の方とで、どちらが多いので

しょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 運営会社のほうに利用者の状況を確認しておりますが、運営会社のほうでは、利用者が町内の方か、町外の方か、正式にカウントしていないというふうに聞いております。ということですので、どちらが多いかということについて明確にお答えすることはできない状況でございます。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） カウントしていない、了解でございます。

それでは、（2）であります。

令和 6 年度の決算額においてですが、スキー場用地借地料が約98万円、索道事業運営補助金が660万円、無料休憩所管理委託が約100万円で、そのほかの委託料を合わせた合計金額1,060万円ほどがスキー場の運営に充てられています。

確認しますが、これらの資金は一般財源でしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 索道事業に係る部分については、一般財源というふうになっております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 一般財源、了解でございます。

今年度も、何か動かないという先ほどの話ですけれども、それがまず、動かしていただいたということで、今後の施設整備の改修や修繕に向けて、町長は国の交付金を使えないか要望に伺ったと町報に掲載されておりましたけれども、こういった感触だったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 各団体から要望書を頂いて、直ちに各省庁に伺ってまいりました。

私は対話会のほうは参加しておりませんが、様々なところからご連絡を直接いただいております。

霞が関に伺って、幾つか省庁を回りましたが、使えなくもないなというような感触はございました。ただし、全額国負担の交付金ではないと、全額負担でできるというのは残念ながらございませんでした。

活用には、機能向上などの条件が付されたり、または窮屈な運用となることも、交付金を使えばルールに縛られますので、そういったこともございます。

教育長からも答弁があったと思いますが、修繕の規模やスケジュール、いつ出すか、国の

交付金というのは、毎年あるものとないものがある、今年はあるけれども来年はないというのが容易によくあることですので、その計画がしっかり出てこない、いつのタイミングでこれくらい必要、何に必要かというのが、これから運営会社との教育長部門での対話でのポイントなのかなと思っています。

財政部局を所管する私としましては、本計画ができた時点で持続可能な計画であり、また、財政負担もこれほどで済む、効果もまずまずということであれば、その覚悟を持って判断していきたいと思います。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 使えるようなものも何かあったけれども、結局、全額というわけではないし、使い勝手が悪いということもあるという、なかなか厳しいものなのかなと思いました。

やはり、今だからこそ、本当に真剣にスキー場の存続というものに対してですが、考えるときじゃないかと思って質問しますということで、最初申し上げましたけれども、本当に真剣に考えていただいて、運営会社のほうも採算が合わないからやめるというのは、言うのは簡単だと思います。採算が合うように努力してもらいたいと。

なかなか大変だからこそ、町のほうでも支援をしているのであって、その辺もあまり、町にばかり甘えてもらっても困るということもあると思いますが、町のほうでも、ある程度の支援はすると。当然、設備の老朽化に伴うものに関しては、当然、金がかかるのは分かっている、その辺を何かうまい資金を使ってやっていただけないかと思っているわけです。

（3）であります。

今後の町民スキー場の運営に係る資金ですが、国の交付金として町が獲得するのを得意としております新地方創生交付金の活用というものは検討はしていないのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 制度がまた変わるようですので、活用ができるのかどうかというのは、これから要綱がまだ手元に来ておりませんので、それ次第だと思っています。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、教育長部局と運営会社の間で、鶏の卵とみたいな関係になっていると思うのですけれども、これぐらいの修繕がこれから予想される、安全管理をするためにはこれぐらいの修繕料がかかり、また、人件費高騰によるこれぐらいの人件費がかかる、売上げはこう見込んでいるというような中期的な計画が出てきて、ご支援の内容を次に私たちが考える。その代わり、出していただける計画というのは、しっかりとし

た、幅のそんなに変動しないようなものになってほしいというのを、私たち見極めなくては
いけないと思っています。

出したときには、いい計画になっていたけれども、その3年過ぎた後の、迎えるであろう
支柱の更新のときには計画変更にも、前提になっていた計画がうまくいってなさそうだと
いうようなことになれば、巨額の資金を投じて、私たちの町の財政を圧迫することになります
ので、そこはその計画をしっかりと信じられる計画をお互いに決めていただきたいというのが、
財政部局としての私の回答です。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

やっぱり、中期的な計画が出ていないということがありますので、当然、前に進みません。

「いや、ほだなもの出すなだごんたら、やめるったなは」と言われても困りますし、やっ
ぱり、町としてはやっていくんだという、やってもらわなければいけないというスタンスで
やっていただいて、運営会社のほうも、「それならとにかく、じゃ、俺達もやらなければい
けないな」と、「どういうふうにしたら収支増やすこと、収入を増やすことができるのか」
何とかと、そういうこともある程度、経費の削減とか、売上げのアップというようなことも
計画を立てていただいて、当然、あちらのほうから出していただかないと、町のほうでもお
答えできませんので、その辺をとにかく出していただくように、町のほうからも促してい
ただきまして、今後の運営ということを検討していただきたいと思います。

（4）になります。

町民スキー場はスキー教育の施設として、現在は教育委員会の所管になっています。

国からの交付金等の資金に関しては、教育関係の補助金はなかなか獲得しづらいものだ
とお聞きしております。

そこで、スキー場は、スポーツ施設、娯楽施設でもありますので、観光施設として運営し
ていくのもよいのではないかと思います。それに、観光に関してだと国からの補助金等も多
くあると伺っています。

それも、運営会社のほうからの計画が出なければ、その先、進まないことではありますけ
れども、今、吉川の歴史文化資料館も観光施設に変更して運用しておりますが、そのような
前例もありますので、町民スキー場も観光施設に変更して該当する国からの交付金を獲得し、
そして、スキー場の存続を図っていくのもよいのではないかと思います提案いたしますが、い
かがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 町が町民のために、維持、設置していく施設というのが、補助金を取れるから、取れないからということだけで、どうしていくかというふうに考えるべきものではないのではないかなと基本的に思います。

町民アンケートや対話会を反映して策定した第2次教育振興基本計画でも、町の特性を生かす健やかな体の育成という重点施策の下、スキー、カヌーの教育課程の位置づけというものを主な取組として打ち出しております。

このため、町民スキー場の存在意義は観光というよりも、やはり教育的な部分にあるというふうに私は認識しております。

その目的に沿って対応していくべきものではないかなというふうに考えているところでございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） その所の所管を観光ということで教育委員会のほうから移して、ある程度それに合った資金を国から持ってきて、今後のことを考えるというのも一つの考えなんじゃないかなと思った次第ですが。

観光施設であっても、教育現場では使えないわけじゃないんですよね。ですから、その辺もちょっと考えていただいて、町からの一般財源だということですので、その資金の持ち出しを減少しまして、あと、これからの老朽化に対する整備ということでも、結構多額の資金がかかるんじゃないのかなと思いますので、そうやって町のほうとしては考えることもよいのではないかと提案がありますが、町長はどう思いますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 教育長の言うとおりでと思います。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） （5）になります。

先月、間沢の地域づくり計画策定委員会がありました。

間沢地区、地域づくり計画書を策定に向けた会議を行っています。

重要テーマであります「地域資源を生かし、間沢ににぎわいを」というテーマを掲げ、取り組みたい項目の中にスキー場の有効活用があります。間沢区としてもスキー場は観光施設と捉え、オン、オフシーズンにおける利用促進の提案がなされました。

また、11月17日に行われましたスポーツ団体の皆さんと議会の対話会においては、出席者

のほぼ全員から、「町民スキー場は存続していくべきである」との意見を頂戴しております。

西川小学校では、1月29日と30日に上下学級を分けてスキー教室を実施します。また、2月14日には、町主催の記録会と併せて2回目のスキー教室を予定していると伺いました。学校教育の場でも町民スキー場は大変重要な施設であるとおっしゃっておりました。

また、地元で活動しておりますNPO法人の方からは、台湾からインバウンドの受入れをやっておられて、教育交流や日本文化の体験、そして、冬期間の雪との体験で、スキーや雪遊びを楽しんでいるんだということをお聞きいたしました。

このように、町民スキー場は大変必要な施設でありまして、今後継続していかなければならない施設と考えますが、町長はこのスキー場に対しまして、どのようにしていきたいとお考えでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

(5) でいいですね。

○菅野町長 町民スキー場についてどうしていきたいかという問いでございます。

基本的には、まずは教育分野での施設でございますので、この教育分野と営業権、運営権の持つ会社との話し合いを続けてどうしたいかというのを最大限尊重したいなというふうに思っております。

一方で継続というふうになると、財政当局を預かる私の部門では、最悪の展開も考えなくてはなりません。

心合わせ、財源確保など諸調整に、相当な労力が必要だと思っております。職員も会社のほうも、株主も。そして、巨額のハードの設備投資をしたにもかかわらず、短期間で営業ができなくなる、もう支柱も直したのにやっぱり駄目だとか、2年後にやめてしまったとか、そういう展開もないわけではございません。

とにかく、このようにならないようにするには、両者でしっかりと心合わせをする、お願いをするところはする。そして、約束したことを、書面などを交わす必要なども大事なことです。あるので、あるのではないかなと思っております。

その継続とリスクを軽減していくためには、対話とその本社と町側の覚悟しかないと思います。

先ほどからの答弁のとおり、町民スキー場は、町が継続してほしいと伝えても、支援する予算を拡大すると言っても、経営権のある運営会社さんが判断する権利を持っております。彼らをどのようにして支援していくか、どれぐらいの規模の予算が必要か、いつ頃必要で、

幾ら必要なのか、それを所管の教育長部局で検討がなされ合意できたら、町、私たちの財政部門は全力でその財源を取りに行く、あるいは、そういった経営しないというふうなリスクを軽減できるようなことは、一方で考えなくてはいけないなと思っております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 取りあえず、まだ教育分野ということでやっていくと。

何回も話が出てきますけれども、とにかく中期の計画というものが無いので、何とも前には進まない。

その辺は、やはり、ちゃんと出していただいて、町も継続していくんだということを前に出していただきまして、お互いにやっぱり折り合いのつくところ、うまい話をまとめていただきまして、やはり覚書のような書面でもって中期的な、例えば5年、10年、間違いなく運営できるというようなことが確保されればいいなと思います。そのように、ぜひ進めていていただきたいと思います。

本当にこの時期が、毎年考えていていただいているのだと思いますけれども、本当に今が本気になって改革しなければならないときだと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

台湾からのインバウンドの皆さんは、本当にスキーは初心者だと。人が多い大きなスキー場は望んでいないのだそうです。なので、町民スキー場は逆にちょうどいいとの感想を持っているということをお聞きしました。大学生はもちろんのこと、小学生にもスキー体験を行うということで、皆さん本当に西川に来てスキーをするのが楽しみだということなんだそうです。

ですから、町のスキー場がなくなってしまうと、台湾からのお客さん、ほかのスキー場に行くことになるわけです。そうなりますと、やはり西川町に来る意味がなくなるのではないかと思うところであります。

料金も安く、何よりも消費者にとって安全であるこの町民スキー場、うちの地元の間沢スキー場ではありますが、ぜひ継続していただきたいなと思います。

間沢におきましても、地域資源を活用して、あいべやトラスを拠点とした観光客や地域内外との交流促進を検討しています。

その中で、町民スキー場も観光拠点としての活用もできるのではないかと考えています。町民スキー場は、観光施設とまでもいかなくても、観光で人を呼ぶんだというふうなことも頭に入れていただきまして、国からうまい資金を持って来ていただいて、継続できればなと

思っております。

本当に、営業しております運営会社と今後の継続については、前向きに町としても協議をしていただいて、継続をお願いすることを願ひまして、以上をもちまして一般質問、終了いたします。

○菅野議長 以上で、1番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時35分とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐 藤 仁 議 員

○菅野議長 続いて、5番、佐藤仁議員。

〔5番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○5番（佐藤 仁議員） おはようございます。

5番、佐藤仁です。今日は、よろしくお願いします。

早速ですが、今日の質問は、大項目1つです。

今後の町施設の整備計画と維持管理についてということで、質問をさせていただきます。

趣旨としましては、来年度の予算編成の時期でもありますが、これまでの町施設の整備状況と来年度以降の計画及び維持管理について質問いたしますということで、質問の1です。

若者定住用アパート整備についてということで、昨日、全員協議会でいろいろ説明を受けました。うちの同僚議員は何か気を使ってさっぱり質問してくれていなかったようですが、結果はちょっとお聞きしていますが、通告を出していますので、通告どおりちょっと質問をさせていただきたいなというふうに思います。

（1）です。

令和7年度の予算に実施設計委託料が計上されていますが、建設場所と建物の規模をお聞きします。延期ということですが、当初の計画場所とか、規模をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問いただきました若者定住用アパートの整備についてお答えをさせていただきます。

昨日も全員協議会でお話しした部分と重複する部分がございますが、ご答弁をさせていただきます。

議員のご質問のとおり、令和7年度当初予算において、町営住宅を整備する方針で実施設計委託料1,400万円を計上し、議会のご承認をいただきました。

この予算の根拠は、西川町第7次総合計画でございます。

第2章において、移住サポートセンターが、町民や移住定住希望者の住宅ニーズを調査、公表し、戸建住宅や町営住宅などの住環境整備の支援、整備を行うとしたことを掲げております。

当初予算の編成時の1月時点では、令和8年から9年にかけて、空き室が数部屋しか確保できない見込みとなり、町営住宅整備の予算を計上いたしました。

当時の設計場所は、設計士さんのご意見も参考にさせていただきながら進めました。海味地内の東部保育園跡地と農協裏の町有地に絞りました。

ご質問の建物の規模については1K、部屋とキッチンが仕切られているような間取りを想定しております。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 私もちよっと、昨日ホームページを見たら、空き状況、掲載になっています。

6部屋だか何か、今現在空いているということで、あと、今年度、退去する方がおられると。あと、緩和して、町の施設をいろいろな方々に使っていただけるような体制づくりをするということで、例えば、こちらに本当は入らなければならないのに、こちらのほうが空いていても入れないというふうなことを緩和するということのようなことも、昨日説明がありました。そういうことを鑑みて、今はちよっと変更をしてみたということのようなことだと思います。

それで、延期の理由としては、そういうこともあるんでしょうけれども、建物を建てる場

所とか、あと、例えば、今後の財政に関して、ちょっと今のところ足止めしたほうがいいのかなというようなこともあったのかどうか、そこら辺の内容をもう一度お聞きします。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 佐藤議員の質問にお答えいたします。

今、町長のほうから2か所、東部保育園跡地と農協裏ということで2か所に絞ったということ、建築士さんの意見なども参考にしながらということで、町長から答弁があったとおりでございますけれども、東部保育園跡地につきましては、結構敷地が広くて、複数棟が可能ではないかと。それから、買物をするのに、あそこはコンビニエンスストアが近いということ。それから出入り関係、道路の出入り関係がよいということで、そこでいいということで、特に若者関係、そういったことで一つの候補となりました。

もう一方の農協裏につきましては役場や病院に近い、それから飲食店に近いとかという、そういった関係で一つの候補ということで挙げた次第でございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 財政的な面も多少あるかとは思いますが、一応、そういうことで。

候補地として、例えば幼稚園の跡地なんかは下が崖で、いろいろ建てるとなると規制があります。境界から幾ら離してとか。高低差がありますからね、あそこは。普通だと高低差の倍以上は境界線から離さないと建物を建ててはいけないというようないろいろ規制があって、そこら辺もいろいろ検討はしたんだとは思いますが、いずれにしても今、空いている状態で設備投資をする必要もないだろうというようなことだと思います。

それで、今後も、（2）に入りますけれども、今の状況は分かりました。今後、どのような方向で進めていくのか。そこら辺は考えておられるのか、お聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをさせていただきます。

私、就任して4年目を迎えますけれども、なかなかこういった長期的な住宅計画というのが西川町ではない状態でしたので、これはデータをしっかり集めなくてはならないなと思って、総合計画にも記載させていただきました。

令和5年度、町が実施した住環境の意識や住宅のニーズに関するアンケートでは、答えていただいた町外在住者の約4割が「西川町への転居意向があります」という結果がございました。町外の方は、西川に来たいと思っている方もいらっしゃるのだなと。住宅ニーズでは、

一戸建てとアパート、ほぼ半々のニーズでございました。

しかしながら、注目すべきは、西川町移住に対して最大の不安要素は何かという問いでございました。こちらは「除雪」というふうに答えております。

この回答から推測するに、雪の多い我が町への移住者に対しては、まずは一戸建てよりもその除雪不安を少なくできる町営住宅の建設ニーズが高いのではないかとというふうに認識をいたしました。一戸建てではなく、慣れていただくための、まずは町営住宅ということでございます。また、移住者は増加傾向にあります。例えば、移住者は令和2年に48人だったものが、令和5年では114人、倍ぐらいになっております。

しかしながら、我が町では、これ以上詳しいデータは持ち合わせていません。何となく、今申し上げたことは、言えるデータからすると、西川町に來たい方はいらっしゃる。実際にたくさんいらっしゃる。けれども、町営住宅のニーズとアパートは半々。半々だけでも、まずは慣れていただいて、一戸建てに住んでいただくというようなサイクルがよろしいのかなと思っています。また、移住者の5割、実際に移住していただいたここ4年間の5割は40歳以下、若い人が西川町にいらっしゃるんだということも確認できております。

これらのデータから、当初は令和7年度に実施計画、令和8年度に着工ということで計画をしてありました。

そのデータ上から推測される計画ではそのようにさせていただきましたが、一方で、データではなく、足元の状況に目を移します。そうしますと、空き家の購入や提案型住居への入居が、既存の町営住宅の空きが増加しました。町営住宅から抜け出ていく方がいらっしゃる。これは、データ上も何となく推測できるようなお話でございました。

また、町内の事業者様から会社に勤務していらっしゃる方がいるけれども、単身で今入居できる住宅がない。できるだけ早く単身で入居できるような住宅が欲しいとの速さを求められる事案も生じておりました。

このような声を受けて早めに対応すべく、今定例会で入居要件を緩和し、緩和した条例を変更させていただこうと上程をさせていただきました。

これにより、新たな住宅整備の必要性が低減し、現時点では令和8年度の工事は延期したほうがよいと判断して、昨日、全員協議会でご説明をした次第であります。

今後も、年末の退去の見込みなどを見ると、6から7部屋や、今回入居を緩和するみどり住宅に、そこに入居する状況などを見極めていきながら、今後の住宅建築の必要時期を判断

してまいりたいと考えています。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 足りなくて補給しなければいけないというのは非常に、これは一番いいわけですが。

他方が空いていて、また建てるというのも、空いているものを有効に使うというようなことで、条例を改正するというようなことだと思います。

ただ、建物はご存じのように欲しいからどこかに行って買ってくるというわけにはいきません。やっぱり計画をして二、三年、建てるまでかかるわけです。そこら辺を、やっぱり先々を見込んで、しかも、やっぱり財政も考えながら、建てれば、後でもいろいろと話になりますけれども、建てるコストと、やっぱり維持していくコストもかかってくる。そこら辺もトータル的に考えて、今後の人口のニーズに応じて、先々計画をしていただければなというふうに思いますので、大変難しいとは思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

月山地ビール工場をはじめ道の駅にしかわ整備計画についてということで、これは9月の定例会のときの全協での説明とか、あと同僚議員がいろいろ質問させていただきました。私なりにちょっと感じる場所があったので、再度質問をさせていただきたいというふうに思います。

(1) ですが、3月の全員協議会において、3つのコンセプトを基に整備する説明があり、その後、9月に大幅な計画変更の説明がありましたが、現在も変わりはないのか、お聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをさせていただきます。

道の駅にしかわの工事は、今年、第2回定例会の際に全員協議会でご説明した計画変更に沿って進めております。

現在は、芝生広場や駐車場区画の拡張、ドッグラン、こちらは対話会での要望のあったドッグランの新設など外構工事を実施しております。

なお、気候変動の影響を受けまして、植栽する芝生の育成が遅れているというようなこともありましたので、年度末まで、つまり来春の完成を目指して工事を延長させていただきました。

また、財源である令和7年度第1回採択の新しい地方創生交付金については、議会のご説明後に、令和7年度の変更に係る実施計画の変更したものを提出しております。

提出に際しましては、施設の新設から、新しいものを造ることから、既存施設の模様替えへの方針転向を示しております。施設の機能の強化による誘客や収益の拡大に係るソフト事業を含めて、事業内容や経常費用を今、精査しているところでございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 9月の全員協議会での計画変更の要因として2つ説明がありました。

1つは、上に山形自動車道が走っているわけです。そこのトンネルの手前で土砂崩れが起きたと。ちょっと、そのために危険性があるというようなことの説明と、もう一つは、中学校とか雨漏り、エアコン設置とか、そこら辺のやっぱり経費もかかるんだということで、ちょっとそこら辺も影響しているというようなことで、計画を変更したというような説明がありました。

それで、この2つ、両方ともなんだということなんでしょうけれども、どちらが重き要因なのか、ちょっと分かればお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 これはもう環境的にできないということでございますので、土砂崩れのほうでございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 土砂崩れは、9月のときもちょっと話がありました。

それで、あそこはハザードマップを見ると、土石流の警戒区域に若干入っています。西側の一部分です。月山神社に上っていくところが入っています。

建物を計画している部分は入っていない。ましてや、以前、各家に平成2年に配付になっているハザードマップと今現在、県で出しているハザードマップ、パソコンで確認してもほとんど同じです。ただ、同じだから安全だということじゃないんですけども、これは、例えば国交省あたりから、ちょっとそういうものはストップしたほうがいいよとか、そういうふうな指示とか何かはあったんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 特に指示ということではないですけども、現地調査の中でも、そもそも水沢の集落の話まで、道の駅も含め集落の話まで、そういった維持のために堰堤を造るというよう

なご説明はいただきました。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 9月の全協のときも調査をやって、平成10年目処になのか、それ以降なのか、堰堤を造って整備をするというような話があったということはお聞きしました。

それで、ただ、これはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、そういうふうな災害の危険性を除くために建物は、まずやめると。

ただし、先ほど町長の説明がありましたけれども、外溝工事はやっているわけですね。

その危険性があるところに、やっぱり5,000万弱のお金を使って設備投資をするという、それ自体の検討とか、ストップするのか、やって進めるのか、それぐらいの検討というのをやったのかどうかをお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 当然、国土交通省、国とも、ほかの省庁ともお話しして、雨の日に公園で遊ぶような人はいないだろうということで認めてもらっています。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 建物だったら、そこに入って土砂崩れが起きれば人災も起きる。

ただ、外溝の場合は雨降ったならば。ただ、私が言っているのは、そこに設備投資、お金を投資するのはどうなのかというような、ちょっと建物は駄目だけれども、公園はいいのかというような、ちょっと疑問符がつくわけですね、お金をかけるわけですので。ただで整備なるのだったらまだしもですけれども。そこら辺は、いろいろ検討なされたということで、今現在進めていると。芝生云々で来年の春まで、それは工期を延長すると。

できれば、それは一つの目玉として、ドッグランとか何かでいろいろ人を呼び込む施設にはなるわけですので。ただ、そのハザードマップ云々、土砂災害云々にはちょっと引っかかったものですから、そこら辺を確認させていただいたということです。

それと、3月の全員協議会のときに、建物は来年度だと、外溝工事は今年度だというようなことの説明があって、予算もそういう計上になっている。ちょっと私そのときに、普通、建物やってから外溝ではないですかというような、仕事の順序からしてねというふうな質問をさせていただきました。

そのとき、町長、ちょっと理由を2つほど挙げられて、1つは、やっぱりいろいろ財政面を考えると実質公債費比率18%まで近づけないようにしなければいけない、それを頑張っていけないといけないので、ある程度ここで外溝をまずやって、来年度、工事を進めるという

ような計画ですよというような説明がありましたので、いろいろ構外、災害の件もあるとは思いますが、やはりその財政面の件も結構、大きなウエイトを占めたのかなというところ、私、そのとき感じたんですけども、そこら辺はどうなんですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 そのときには、たしか中学校の体育館の雨漏りの新たな件もできたので、単年度で見れば公債を抑制したほうがいいだろうということですが、少なくとも私ができることは、町民の命を守ることが大事なわけなので、そういった命を守らないような施設は造りたくないと思った次第です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かりました。

それでは、質問の（2）にいきます。

（2）ですが、既存ビール工場のオートメーション化を図り、1.3倍の増産を目指す計画に変更はないのか、お聞きします。

○菅野議長 柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 こちらのほうの関連の質問をいただきまして、ありがとうございます。

計画の変更に際しまして、月山ビールの製造になります西川町総合開発株式会社のほうとも打合せは幾度となく重ねさせていただいているところでありますが、翌年度以降の瓶の充填機という、いわゆるビールのための瓶の充填機の設備の導入を翌年度以降にさせていただくことにより増産を目指していきたいという計画の内容については、議員ご指摘のとおり、変更はないものと伺っております。

こちらのほうはそのような中身で、変更なしということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 当初の計画では、あそこ、新しくできたら旧工場を倉庫代わりに使うんだと。

計画変更後は、今言ったようにラベルをオートメーション化して、増産体制に入るんだというような話でした。

それで、別にあらを探すわけじゃないのですけれども、あの建物は今、地滑りだか急傾斜の、特別じゃないです、警戒区域にすぽっと入っています。危険性があるというような認識

でハザードマップでは示されております。これは前からです。

そこに例えば、今からお金どのくらい、資料を見れば、計画書の説明にいろいろありますけれども、設備投資を新たにやっていくというようなことは問題ないのかどうか、そこら辺は検討なされたのかどうか、お聞きします、

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ありがとうございます。

こちらのほうにつきましても、検討はさせていただいております。

結論から申し上げますと、翌年度の事業ということでの、今計画でもありますので、またさらに検討も重ねさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 西川町の、ハザードマップを見ると、大概がそういう警戒区域とか特別警戒区域に入っていて、既存の建物も、ここら辺の地域も太郎団地辺りからの土石流に入っていますけれども、当然、新たに造る場合、確認申請とか何か出す場合は、そういうところのチェックも必要で、非常に難しいんでしょうけれども、既存を改修する云々というのは、確認申請とかをどの程度考慮したか分かりませんが、ただやっぱり、危険性が伴うところに、倉庫だからいいというわけではないですけれども、設備投資をしてそこでやるというのが、やっぱりどうなのかなというような。先ほども、やっぱり「人を守るのが第一」ということであれば、そこら辺はもうちょっと、やっぱりいろいろ検討をしていただきたいと。

ただ、温泉のほうも黄色い斜線マークが入っていて、あそこも引っかかっているわけです。飯野議員が避難所の云々ということで、質問が9月にありましたけれども、大変やりにくい場所ですよ、何をするにしても。十分検討して、お金をかけるわけですので、そこは十分検討して、今後進めていっていただきたいというふうにお願いします。

それでは、（3）にいきます。

昨年度委託した設計図書ですけれども、今後使用する計画はあるのかどうか、ちょっと質問がちぐはぐですけれども、ちょっと答弁をお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをいたします。

そもそもこのたびの計画の変更は、3月に発生した道の駅北側の自動車道路の土砂崩れでございまして。高速道路も通行止めになりました。

その災害発生箇所が近いために、建物を建てて安全を確保するというのが難しく、そういった安全確保の観点から、新設の場合は一旦、後ろ倒しをしないといけないというふう
に判断をしております。

なお、災害復旧の事業主体であります新庄河川事務所からの説明内容は、復旧に係る用地
調査を行った後に、令和10年度以降に砂防堰堤の工事を開始すると。こちらは、私も要望に
伺いまして、すぐ直していただきたいということで、素早い対応を国土交通省にしてい
ておりました。

現時点でも、こちらの計画には変更ありません。

今年度の、外溝工事は、ご質問の実施計画に基づいて工事を行っております。その部分
は使わせていただきました。

建物に係る経費については、前述の工事完了後に使用する機会があれば、使ってい
きたい
と思います。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） これは、決算委員会のときも柴田課長に、ちょっと私、質問さ
せて
いただきました。

金額がやっぱり5,000万超える設計料ですので、非常に高額なわけです。それが、今後
何
年かあとに使えるかと、恐らく私からすれば、どんどん建築関係の資材とか何かもいろ
ろ
んなものが新しく出てきますし、時代のニーズにそもそもそぐわないように、だんだん
な
って
くる、新しく使えばですね。ちょっとそれは、ちょっと今後ねというような話をさ
せ
て
い
た
だ
き
ま
し
た。

それで、我々それを日の目を見ないわけですね、どういう設計かと。パースは1枚だけ
全
員協議会のときにいただきました。すばらしい斬新な恰好だったわけですがけれど、
こ
れは
決算のときも話をしましたけれども、この図面ですよ。通常、仕事をやった場合には、
確
認申請の書類とか、それに当たる構造計算書とか。例えば、あそこ、今のところは土
石
流の警戒区域になっていますので、その対処方法とかです。いろいろな資料が確認申
請
のとき
に
必要になるはずですよ。そういうふうな資料と当然図面ですよ。

あと、工事をやらないまでも、設計、建築電気設備、その他もろもろの図面、今、例
え
ば
仮定の話ですがけれども、今、仕事やりましようと言った場合に、それが全てそろっ
て
いる
のか。それをきちんと業者さんから成果品として預かってくださいよねと、私、お願
い
しま
し
た。

それはどうなっているのか、お聞きします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 佐藤議員から、前回9月の全協の際にも、こちらのほう、いただいている中身にもなりますが、このたび、実施設計を3月、前年度に納めていただいた中身につきましてのその実施設計書については、当然頂戴しているわけなんですけれども、いまご指摘のあったような確認申請などについては、その時点での協議はさせていただいているものになります。

ですので、実際本当に工事をするということになりましたなら、そこの申請については、もう一度ちゃんと手続を取る必要があったというところでの認識でございます。

ですので、協議だけはさせていただいて、まだ実際の申請には至っていないというところでございます。

よろしく願いいたします。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 当然、工事は来年度ということになっていたのに、確認申請は出していないはずだと思います。

ただ、私が言いたいのは、今確認申請を出す場合の書類が全てそろっているんですかと。構造計算からその他もろもろの書類、かなりの書類だと思います。それを預かるほうとしては確認しておいてくださいねと。例えば、見せてくださいと言われたときに、見せられないというわけにはいかないと思うんですね。そこら辺は、きちんとした成果品として、五千数百万円の成果品として引受けをしてくださというようお願いを私はしているわけですので、それをきちんとやっていただきたいというふうに思います。

特に、今回はプロポーザル方式でやっているわけですので、あまり町で今までやったことがない、例えばトラスもそうです。コンペと違ってプロポーザルですので。コンペだと図面とか何かを審査します。プロポーザルだと、業者を選定するというような役割があるわけです。そういうふうな方式で設計の委託をやっているわけですので、そこら辺で、別にだから悪いと言っているわけではないです、私は。ちゃんとした手続を踏んでいるわけですので、そういう面も含めて、どういうふうなものだったのか、やっぱり見たいというときに見られないような状態では困りますので、お願いしたいということです。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 大変失礼いたしました。

書類としては整っておりますので、こちらのほうで手元にあるということでご理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） それでは、質問の3に移ります。

町有施設における照明のLED化についてということです。

（1）ですけれども、役場庁舎をはじめ主な施設のLED化の現状をお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えをいたします。

町有施設の照明のLED化についてのご質問となります。

主な施設、いろいろありますけれども、二十幾つ調査させていただきました。

結果として、主な町有施設の中で建物全体、照明がLED化されていない建物は、大井沢の匠館、丸山記念館、この2つでございます。建物の一部がLED化されていない施設は、役場本庁舎、保健センター、交流センターあいべ大ホール、月山銘水館、水沢温泉館、大井沢温泉館、歴史文化資料館でございます。

それ以外の主な町有施設は全てLED化されているということで、主な施設としては、役場第2庁舎、町立病院、町民体育館、ブレッジャー対応型施設、カヌーセンター、西川小学校及び西川中学校でございます。

なお、にしかわ保育園は今年、LED化する予定になっているということでございます。

現在、LED化されていない施設の照明につきましては、今後、LED化を順次進めてまいりたいというように考えてございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ほとんどということで、あと保育所も今年やると。

それで、たしか2027年度で蛍光灯の生産がストップするというような話になっております。ということは、あとは、それ以降は在庫品で対応しなければならないというようなことだろうです。

当然、普通の蛍光灯ですと、環境面でも、水銀とか鉛とか入っていて非常に環境面にも悪いということでLED化に切り替わっているわけですが、そういう面で、今後順次進めていくということだと思います。

それで、（２）にいけますけれども、町立病院は完了していますけれども、発注形態及び金額をお聞きします。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 佐藤議員の質問にお答えいたします。

町立病院では、照明器具の経年劣化により照明がつかなくなる不具合が多くなりました。

利用者や職員より、待合室や廊下、診察室など院内が暗いことのご指摘を受けまして、令和５年度に院内の照明の全てをＬＥＤ化いたしました。

当初予算では、工事請負費として１,５２５万５,０００円を確保しておりましたが、コロナ禍で収入が少なく資金面での不安があったことから、県内のほかの施設でのリースによるＬＥＤ照明導入の事例を参考にしまして、リースでの導入をすることとし、９月の補正予算で当年度分の見込み、４か月分の５０万円をリース資産公用費に組み替え、あわせて医療外費用にリース支払い利息９万５,０００円を計上し、議決していただいたところです。

入札は１２月１５日に、指名競争入札を執行しております。

指名業者につきましては、町入札参加資格登録事業者で、リース事業を取り扱う業者４者を選定し、そのうち１者が月額１０万７,０００円で落札いたしましたところです。

なお、実際に照明器具を入れ替える工事につきましては、落札しましたリース事業者が発注した業者が行っております。

○菅野議長 ５番、佐藤仁議員。

○５番（佐藤 仁議員） リースのメリット、デメリット、いろいろあると思います。

そこら辺を、いろいろ勘案してということだと思います。当然、電気料が安くなります。工事費はかかりますけれども、安くなる。そういうふうなことを勘案して、やったほうがいいだろうと。

ただし、リースすれば、例えばローンですので、例えば１００万とか１１０万とかの総トータルの支払金額は増えると。決算にも書いてありますけれども、１０年リースだというふうな決算の資料にもあります。年額１００万弱ですね。あと、業者さんも書いてあります。これはオープンになっているので、別に発表しても差し支えないというようなことですが、そういうことで進めていると。しかも指名競争入札だったというふうなことであります。

それでですね、いろいろ工事を、リースではなくて、例えば材料と工賃共に通常の発注形態でやるよりは、リースをしたほうがというような、いろいろ、もろもろの件を考えてやったというようなことだと思います。

(3) にいきますけれども、質問の(3)です。

西川小・中学校でも今年施工したと、先ほど荒木課長からありましたけれども、これは、当初予算とか発注業者さんとか形態、病院はリースですけれども、発注金額等を簡潔に願います。

○菅野議長 答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 西川小学校及び西川中学校のLED化の実績についてお答えいたします。

まず、西川小学校につきましては、当初予算額につきまして198万円でございます。

発注金額につきましては、月額リース料5万2,140円でございます。

次に、西川中学校についてでございます。

当初予算額は89万8,000円でございます。

発注金額については、月額リース料1万7,820円でございます。

なお、両校の発注先及び契約形態につきまして申し上げます。

一括しての契約になっておりまして、発注先業者につきましては、株式会社N E X Y Z.でございます。発注形態については3者による指名競争入札でございます。こちらは、町の入札参加資格登録業者の中から選定になっています。

令和7年10月1日から令和17年9月30日までの10年間のリース契約でございます。これにより、両校合わせました10年間の契約金額は839万5,200円でございます。

そのうち、令和7年度につきましては6か月間の41万9,760円です。月額リース料につきましては6万9,960円になります。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番(佐藤 仁議員) 病院では1,500万とか、あと当初、リースでなくて普通の購入でやった場合のお金を算段して、それと比較してやったというようなことをお聞きしました。

小・中学校のほうは、例えばリースでなくて、購入に一括で仕事をやった場合の比較検討はなされたのですか。

○菅野議長 答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 リース方式を採用した理由といたしましてでございます。

多額の初期費用を抑えまして、財政支出の平準化を図ることを目的にいたしました。

病院などでの先行事例に倣った形で、リース方式を採用いたしました。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） リース方式の一番のメリットは初期費用がかからないでやれるというのが一番いいわけです。

ただし、車とか何かのローンと同じで、やっぱり相当たる金額の支払い合計はやっぱりかさむというようなことになるかと思います。

それで、今、3者見積りで競争と言っていましたけれども、うちの同僚議員がちょっと前田教育長に前に聞いたときに「2者ですよ」と話があったということなんですが、それは違うということなんでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまのご質問について確認をさせていただきます。

いつの答弁だったでしょうか。

〔「いや、なければいい。2者でなければ。分からないならいい」と呼ぶ者あり〕

○前田教育長 2者というふうにちょっと答弁した状況を、ちょっと明確に記憶しておりません。

申し訳ございません。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 私も又聞きですのであれですけども、ただ、2者と3者では大きな違いなわけです。

町の条例でも2者ですと随意契約になります。3者以上は競争入札、これは町の規則にも書いてありますので、随意契約となれば、町から指名するわけです。3者以上の競争入札となれば、これはもちろん分かりますように、一般競争と指名競争があります。条件が町と合ったほうが落札をします。随意契約はあらかじめ町でお願いしますよと言っているのと同じになるわけです。規則の随意契約は2者以上と。競争入札は3者以上、見積りを取りなさいというふうに規則に書いてあります。

皆さん、分かっています、特に建設課などは常にそういうことでやっているとは思いますが、そういうふうになっています。

要するに、別に私、変にとられると悪いのですけれども、NEXYZ. Zeroですよ、工事やっているのが。それで、NEXYZ. Zeroは2023年度に企業版ふるさと納税をやっています。やっていますというかもらっております、大変失礼な言い方ですけども。100万のお金、空気清浄、何だっけ、除菌ですよ、これが10台で209万で、309万の企業版

ふるさと納税を頂いております。

ここで問題なのが随意契約と指名競争入札では大きな違いが出てくるわけです。

この前、副町長もおっしゃっていましたが、企業版ふるさと納税の後での、利益云々というのは絶対やってはいけないんだと。あと内閣府でもそういう指示を出しています。

やる場合、公平性を保つために、競争入札をやってくださいというようなことを指導されているはずです。それは、2者と3者では大きな違いになるわけです。企業版ふるさと納税は、ご存じのように、納税した人は9割が、最高で9割が控除になるわけです。

そうすると、その随意契約なのか指名競争入札によって大きな違いが出てくると。例えば、病院は名前を出してもいいという話を私はしましたけれども、もう出ていますから、山銀リースさんとその施工をやったのはアイリスオーヤマさんです。それは、きちんと書いてあります、施工はアイリスさん。

アイリスオーヤマさんも、2022年度で金額は載ってありませんけれども、企業版ふるさと納税をやっています。

ただし、ここは指名競争をやっているのだから、きちんとしたルールに基づいているというようなことです。

ですから、小学校、中学校が2者で随意なのか、3者で指名競争なのか、それによって大きく違って来るわけです。ということは、今後もそういうことがあると。例えば、LEDでリース、今後ずっとやっていくと。別な施設でもやっていく場合は、そこら辺はきちんと完了しないと駄目ですよということです。たまたま私は3者で、前田教育長が2者と言ってないという、記憶にないということですけれども、そこで大きな違いなので、これは大問題になりますからね。副町長、よくご存じだと思います、そこら辺のシステムはね。

この前のはっぴのやつも下にただし書きで、書かっていましたよね。企業版ふるさと納税の制度はこうなので、そういうことは一切ありませんよというようにただし書きを我々にメールで送ってきました。そこは、やっぱり各部署でちゃんと理解をしてやらないと、これは大きな違いになりますので、私は今回質問をさせてもらったということです。

3者でやって、その書類もあるんでしょから、きちんと見積りを取ったと、そして、指名競争入札をやったということであれば、それはそれでいいんだと思います。そこら辺、あまりね、再度確認、そういう資料、なぜかという、この前、多面的とか何かいうのでうちの熊野部落で、仙台の農水局の会計検査が来て、67万の側溝の蓋かけをしたときに、「3者見積りを出してください」と言われましたよ。そういうこともあるのでね。これは、当然だ

と思います、公金を扱う身からすれば。幾ら企業版ふるさと納税といえ、一旦町に入ってきたお金は、公金としてきちんとした手続を踏んで使うと。これが原則なわけですから。

再度確認します。

○菅野議長 答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 町の入札参加資格登録業者のうち3者によります指名競争入札でございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かりました。

これ以上お話しはしません。

最後の質問はちょっと時間がなくなって、たいへん……、毎回、時間を守れと言われそうですけれども、最後の質問をします。

令和8年度以降の投資的経費ということで質問させていただきます。

1つしかありませんが、施設の整備を行う上でインシヤルコストとして、町の財源負担が生じ、また、維持していく上でランニングコストが当然発生します。

今後の町の財政運営を考えた場合、どのようなスタンスで取り組んでいくのか、考えをお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

企業版にしろ、財政のほうにしろ、前職で私が得意分野としていたところですから、しっかり対応させていただきますし、もともと、ふるさと納税に関してはたくさん、最も市町村で頂いている自治体ですので、そのあたりは気をつけて教育分野のほうにも、ほかの分野でも使うに当たっては、再度、こういう危険性があるからねということで、もうご理解いただいていると思いますけれども、お知らせしたいなと思っております。ありがとうございます。財政に関しましてです。

施設の整備のご質問をいただいて、それが大丈夫なのかということでございます。

まず、対話会を通じて、また、区の要望に応じて必要な施設を建設していく、求められている機能を備えた施設を建設していく、これが私のスタンスであります。

これまで西川町が活用してこなかった地方創生拠点整備交付金を財源として確保しております。町の負担が実質的に10%から20%程度になるよう、しっかり財源を確保してまいりました。ここが私の就任前と後で違うところかなと。総事業費イコール過疎債になるというよ

うな形態から国庫支出金をうまく利用しているというのが、今までと異なることかなと思っています。

私は、単なる緊縮財政では、この西川町は消滅可能都市から救うことはできないと思っています。2050年には2,000人を切ります。2050年、いわゆる25年後になりますけれども、半分になってしまう。そうであれば、今、人口予測からすると、西部地区のほうは相当厳しい状況になるわけです。これを何とかしなくてはいけないというのが、町の役割でございます。

将来を見据えた投資を行って、積極的な財政運営を健全性の範囲内で行っていききたいなと思っています。

施設整備は支出ではなく未来への投資というふうに私は位置づけて、これらの施設を造っております。

財政確保の手法は、人材育成を通じて多様化を行ってまいります。

財政確保の多様化、国や県の補助金だけでなく、NFTの創出、固定資産税、企業誘致による固定資産税の増加、小水力発電などもそうです。視察料など多様化、また、個人版のふるさと納税、先ほどおっしゃっていた企業版ふるさと納税など、一般財源をできるだけ使わないようにしていく手法が必要だと思っています。

イニシャルコストのほうは、先ほど申し上げたとおり、以前の執行部のやり方とは異なっていると。財政負担が10%から15%に実質引き下げているということは申し上げました。

ランニングコストについて申し上げます。

就任前は、私も前職時代そうでしたけれども、多くの地方では次のような理論でありました。町が自己資金で設備を造ります。整備を、建物を造ります。完成したら、町が民間事業者運営費として、わざわざお金を払って委託する。造るのも町、払うのも、使ってもらえるように民間にお願いするのも町というような状況でございました。そんな地方を私も多く見てまいりました。

その議論の根底は、町が造る、自治体が造る施設は、経済効果が少ない施設だという前提でございます。

ですから、例えば、5月にオープンした、にしかわ悠々館はニーズを取り入れ、指定管理料がゼロ円となりました。ランニングコストがかからないと、光熱・水道費も含めて。

もう一つは、利用者目線、選手目線で徹底しましたフェリシア月山カヌーセンターでございます。オープンから半年ほどで、利用者が1万5,000人、経済効果3,200万、ランニングコストは1,250万円に抑えており、経済効果を約2,000万円上回っております。

こういったことを考えて、まだまだ言いたいところはあるんですけども、時間がということでございますので、最後に申し上げますのは、財務省や総務省が示す地方自治体が健全性の指標を表しております実質公債費比率25%、将来負担率350%などの健全性は必ず守っていきますこととお約束いたします。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

残り15秒になります。

○5番（佐藤 仁議員） すみません、まとめますので、お許しをお願いします。

ありがとうございます。

必要なものはやっぱり整備していかなければならないです、これは当然なことです。これまで、やめてもまずいです。

また、29年の合併のやっぱり整備してきました、老朽化が進んでいます。それに手を加えないとならないのもこれは事実です。

それと、先ほどのLEDじゃないですけども、いろいろなリースとか何かで、自宅でも車がローンで、こっちはちょっとお金が貯まるまでとかと自宅でもやるわけです。これもやっぱり自治体でも同じだと思うんです。

○菅野議長 佐藤議員、時間になりました。

○5番（佐藤 仁議員） もうちょっとだけ、すみません、あと数秒で終わります。申し訳ございません。

あと、よく言われるのがビーバイシーで費用対効果とかあります。そこら辺も考えてやらなければならないですけども、やっぱりどうしてもやらなければならないものはやらなければならないということで、今後、非常に財政運営が難しいと思います。破産してまで建物とかいろいろ設備をやるわけにはいかないの、ここは、今後とも大変でしょうけれども、よろしく願いしまして、一般質問を終わります。

大変申し訳ございません。

○菅野議長 以上で、5番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 耕 二 議 員

○菅野議長 続いて、8番、佐藤耕二議員。

〔８番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

○８番（佐藤耕二議員） ８番、佐藤耕二です。

今回は高齢者世帯等除雪支援事業について質問したいというふうに思います。

豪雪地帯における高齢者等の安全と安心のための施策は、町にとって非常に重要なことだと思います。この支援事業は、ご存じのとおり、屋根からの雪下ろし、自宅玄関から公道までの除排雪、自宅敷地内の除排雪であります。該当要件は、65歳以上の高齢者のみの世帯、重度障がい者のみの世帯、その他町長が特に認める世帯であります。

この事業は、このたびの総務厚生常任委員会の事務事業評価でも取り上げておりますけれども、私も前からちょっと質問したい事項だったので重複することをご承知願いたいというふうに思います。

最初の質問です。

第７次西川町総合計画第４章に、「高齢者世帯等が雪の心配をせずに暮らせるよう雪処理費用の負担を軽減します」とあります。さらなる負担軽減について質問いたします。

（１）になります。

高齢者の方で、夏は子どもと同居しており、冬は子どものみが私用で別のところで生活している世帯や、高齢者の方のみが夏は自宅で生活し、冬は子どものところに行っている世帯は、町のこの支援事業に該当しません。

例えば、民生委員の方をお願いをして実態調査を行い、この支援事業に追加してもらいたいと思いますが、町長の考えをお聞きます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

高齢者支援除雪事業に関しましては、政策評価のところでも比較的高い点数をいただきましてありがとうございます。

また、私も講演や視察料などは高齢者の支援基金に充てておりますので、私も、副町長も、職員も、高齢者支援のために日々稼げるような財源を確保しております。

本件につきましては、議員ご指摘のとおり、子どもと同世帯であって、季節に応じてその居住状況が変化する場合や、冬に限って居住実態がない方を対象とはしておりません。

この理由として、この支援事業は、対象となる世帯の除雪費用や負担軽減を図り、冬季でも安心・安全で自立した生活を町内で送っていただけるように支援するようなことを、主に

目的としています。

なお、現状の支援を維持し、支援対象者を拡大する予定は残念ながらございません。

私も、この冬にもそういったお声も町民の皆様から何件かいただいております。

しかしながら、こういう考えもあるのだという、主に、区長様や町内会長そういった方々からするとこのような回答もございました。

冬期間に居住実態のない方も対象にしてしまうと、冬期間に多くの世帯が町、町内会を離れ、例えば、空き家で町外にお住まいの方に支援を対象とする可能性もあり、モラルハザードを起こす可能性があるのではないか。もう冬は帰ってこないというような状況があるのではないか。実際、他の地区では居住実態のない方を対象にすることで、冬期間、区が、地域が居住実態のない方と連絡を取れなくなることが、ままあるそうでございます。ご自身の住宅に全く戻らないといったことを危惧する声が、町内会、区の役員様から頂戴しており、今現在、そのことはなかなか実現しにくいなというふうに対話をして感じました。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうからいろんな対話を通じながら、やはり、この施策は非常に難しいのではないかと。そうしないと、冬離れる世帯も増えてくるというようなお話がありました。

そういう一面もあろうかとは思いますが、やはり、本当にそれだけなのかなとは思っています。先ほども申し上げましたけれども、やはり、実際の実態調査、これをなされてはどうなのかなと。民生委員の方もいらっしゃるわけですから、本当に実はどうなのか、それぞれの地区の役員の方も把握しているのは十分承知しておりますけれども、本当に、私は高齢者世帯は、役員云々よりもやはり高齢者世帯をいろいろ聞いて、一人一人に聞いて、そして実体をやっぱり明らかにすべきだと思って、私もいろいろなところに伺っております。

ですから、そういうようなことも町としては必要なんじゃないかなと。ただ、ただという言い方はおかしいかもしれませんが、やっぱりいろんな役員の方が聞いたその人たちは、自分で多分除雪も何でもできるでしょう。でも、実際できない方は声も上げにくい。やはり夏はいるわけですから、自分の家が心配だと。当然、雪下ろしは誰かに頼まなくてはいけない。そういう高齢者世帯もあるのではないかなと思います。

それも踏まえまして、もう一度、少し考え直してから検討する余地もないのかどうかお聞きしたいというように思います。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

この支援事業の運用に当たりましては、要援護者と行政とのつなぎ役をお願いしております民生委員の皆様にも制度の内容、そして対象となる要援護者の情報共有を行うなどの連携を行っております。

当然ながら、支援の必要な方に支援が届くように適切な運用を行っているというふうに認識をしております。当然、また、担当課で把握できない部分に関しましても、民生委員の方、先ほど来お話のとおり、地域の区長さん、町内会長さんなどにも、我々のほうからのお問合せを行って実態把握に努めているというふうなところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、課長から答弁いただきましたように、各地区の区長さん、あるいは民生委員さん、それから町内会長さん集めて会議がありますよね。その中で、こういうお話が出ていると私も十分承知しております。

ただ、そのときに、こういう世帯を調べてほしいという民生委員の方に調査依頼を直接なさったらどうですかということで、私お願いしたかったんですけどけれども、多分そうではなくて、この該当する世帯がどれくらいあるのか、先ほど申しあげました3つの項目、屋根からの雪下ろしとか、玄関の要するに間口、公道までの除排雪とか、自宅敷地内の除排雪とか、これ3つに該当する世帯はどれくらいありますかという、それを調べてくださいということで民生委員の方をお願いしているのではないかなと思います。

このような視点からは、民生委員の方にはお話が行っていないのではないかなと思いますけれども、ちょっと最近は分かりませんが、その辺いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

ご指摘の点につきましても、皆様方、民生委員の方をはじめとして、お願いをしている状況でございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、民生委員の方にもこういう調査をしていただいているということですし、また、さらに広げることは、今現在は考えていらっしゃるということだと思います。

それでは、2番目の（2）の質問に移りたいと思います。

高齢者世帯、誰にも頼らずに除雪機を利用して除雪している多くの方々があります。このような世帯に除雪費の助成をしていただきたいというふうに思っております。

今、日本では高市政権の物価高対策の一弾として、ガソリン税に上乗せされる暫定税率、これが今現在進んでいますけれども、12月31日で廃止されるということです。このことを考え合わせると、やはりその利用者が非常に大きな負担軽減になろうかと思っておりますけれども、その考えをお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

2つ目のご質問につきましてご回答させていただきます。

本町の除雪支援事業につきましては、限られた町の予算や資源を、最も除雪に困難を抱えており、冬期間の生活の安全確保に緊急性の高い世帯を対象としておるところでございます。

先ほどお話がありましたとおり、具体的には、次のいずれかに該当する方のみで構成している世帯というふうに対象としております。

1つ目は65歳以上の高齢者、2つ目は重い障がいを持っている方、3つ目にひとり親と18歳未満の子、これらのいずれかに該当する方のみで構成された世帯というふうにしておりますので、こうした世帯の皆様に支援のほうを集中し、公平性を確保するということで、地域福祉が推進するものというふうと考えております。こうした観点からすると、やはりこの事業については、自力で除雪できる方への支援を対象とはできないということでございます。

そもそも除雪機を所有されているという方、されていない方もいらっしゃるって、この時点で、なかなかこれは公平性に欠ける施策とならざるを得ないかなというふうに思います。

町としましても、除雪機の所有の有無にかかわらず、先ほど来申し上げておりますけれども、冬期間安心して生活できるための支援というふうに持っている制度でございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 除雪機を使用しない家庭もあるだろうと、ですから公平性に欠けるということだと思います。その辺のことも分かるんですけども、ただ、除雪機を使って自分で頑張ってやっている家庭、世帯もあるわけですね。私の近くに90代のご夫婦が住んでいて、94歳のおじいちゃんが全て除雪機でやっています。そんな家庭もあります。調べると、多分ほかの地区にもあると思います。それだけじゃなくても、やはり80代の年配の方が、とにかく自分でやれるだけやって頑張っていこうというような世帯が多くあるんですよ。だか

ら、そういうことに対して、やはりせめてガソリンといいますが、軽油もありますから一概には言えないんですけども、その辺も含めて、やっぱり除雪費の補助を何とかしてやっていけないかなと。

私、いつも思うんですけども、皆さんもそうだと思うんです。除雪費に、除雪機を持っている方は、どれぐらい年間、冬期間かかりますか。大変な金額になりますよ、ガソリン代だけでも。そういうことを含めて、やはり全てというわけじゃなくて、そういうふうな年配の方に少しでもやっていただければ、それだけ負担も少なくなるのではないかなと思うわけです。

私、除排雪の、この雪関係の一般質問を今まで6回行ってきました。

最初は2014年だったんです。その頃からずっと雪をやっていました。このとき、公道の除雪のときに、玄関先に雪の塊を置かない、そういうような優しい除雪をお願いできないかというようにお話をさせていただきました。

最近、いろんなところに行って聞いてみると、前から見ると大分よくなったよというお話を聞きます。多分、町の方々からオペレーターの方にそのようなことでお願いしているんじゃないかなと思います。非常によくなったと。これは雪で暮らす我々にとって、玄関から公道までの除雪は非常に大変ですけども、雪の塊を置かれるとその倍以上になってしまうというのは、皆さん多分経験済みだと思います。ですから、そういうことも含めましてお願いしたいと。

そのときに一緒にお願いしたのが、高齢者等の家の前の雪片づけに重機を使用したときの半額助成してほしいと、そのとき申し上げました。今現在、助成していただいているわけですよね。非常にこれはありがたいなと思います。

除雪支援事業等は非常に大事だということで、先ほどから町長おっしゃっておりますけれども、昨日の行政報告でも非常にという話を聞きました。町長、町長は3年半前に町長選挙に立候補したときの公約があるんですね。この公約をちょっと見てみましたら、安全・安心なまちづくりとあって、この4項目に除雪対策の強化というふうにありました。

そのときから、除雪に関しては町長はいろいろ考えてやっているんだなと思って、改めてちょっと見てみましたけれども、やはりその公約にもありますけれども、先ほど言ったように町長のほうではいろいろ試験というかやっているよという話は聞きましたけれども、今私が言ったようなことを、もう一度町長の口からどうなのか、そういう除雪対策の強化に対してのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 次の問3に関係するものなので、ここで言っているのかどうかですけれども、よろしいですか。

もし、最後のほうでよろしければ、そういった豪雪対策緊急補助対策交付金なども、これまで西川町が取っていなかったものも取ってまいっているところでございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 後でその話をさせていただきたいなと思いますけれども、確かに今までにない事業を持ってきたということもありますので、じゃそれに関しては分かりました。ただ、こういうこともありますけれども、私今まで言ったことも含めて、ちょっといろいろな角度から検討していただければなというふうには思います。

それでは、質問の第2番目になります。

この支援事業なんですけれども、これは総合開発株式会社に委託されておりますけれども、この件について質問したいというふうに思います。

まず、（1）ですけれども、総合開発株式会社に委託したのはいつからですか。その理由はなぜですか。また、令和6年度の決算額は幾らでしたか。お聞きします。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

西川町総合開発株式会社への委託につきましては、昨年、令和6年度のみでございます。

令和6年度のその委託の理由でございますけれども、令和6年度町民との対話会におきまして、まず、町民が除雪費用を全額負担をしてから補助金を支給するというこれまでの制度では、なかなか経済的に厳しいというふうなご意見を多数いただいたところでございます。

このご意見を踏まえまして、令和6年度の事業の執行において、補助事業として行うのではなくて、町内の高齢者自宅の除雪を、町民の対象者の方と町がそれぞれ半分ずつ負担するというふうなやり方を行うために、その業務委託先を探しておりました。社会福祉協議会のほうにお声かけをしたんですけれども、今年度中の対応はちょっとできないということから、十分な業務ができるというふうな判断の中で総合開発さんのほうにお願いをして、本事業の業務支払い業務等のほうを行って担っていただいたというふうなところが理由でございます。

この方法によって、高齢者の方々のお声があったその除雪費用の負担というものが、大幅に負担が軽減されたということと、昨年は特に雪が多かったということもあって、私の健康福祉課のほうの業務につきましてもある程度軽減されまして、現場の確認であったり、対話

の時間等に費やすことができたというふうに認識しております。

具体的な業務内容につきましては、除雪支援事業に係る書類の受理、または請求等に対する支払いの手続などがございます。

令和6年度の本事業の決算実績額については793万260円でございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今お答えいただきました対話会を行ってというお話がありました。

対話会は2024年の11月7日に行っていますよね。その対話会を踏まえて変更しましたという用紙があります。その中には、今、課長のほうから言っていたようなことであります。非常に対象者というか高齢者の方は楽になったなというふうに思いますよね。これに関しては、非常にいいことだと、ありがたいことだというふうに思います。

これは該当するかどうかですけれども、福祉関係で言うと、要するに今までのやり方というのは償還払いのような形で、今回からは、何というか受領委任払いというかそんな感じなんですよね。

ですから、要するに、最初から半分なら半分でいいよという形であって、よく福祉用具とか改修工事やるときに使われる言葉なんですけれども、そのような形になったということで非常にやりやすいし、ありがたいなというふうには思います。

それでなんですけれども、決算額、令和6年からということで令和6年度の決算額を先ほどお聞きました。793万でしたね。793万なんですけれども、私ちょっとこれを調べてみましたら、件数が421件なんです。421件で793万なんです。じゃ、令和5年度はどうだったかとなると、令和5年度はまだ総合開発には委託していないわけなんですけれども、町でやっていて、これが47万なんです。47万569円なんです。88件なんです。この差が、私はちょっと理解できなくて、88件の令和5年度が、令和6年度になったら増えていると。だから、ある意味では皆さんが使いやすく利用したんだなと理解しているわけなんですけれども、単純に考えますと、令和6年度は1件当たり1万8,000円になるんですよ。令和5年度は1件当たり5,300円になるんです。ここで非常に多くなる。多分、手数料分が入っているかどうか、私詳しいことは分かりませんが、その辺が実際あるということになれば、どういうふうに理解していいのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 昨年、大雪だったと思います。

おとしは、町民スキー場が1年も営業できないぐらいの暖冬でございましたので、そんな関係だと思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員に申します。

12時になりましたので、次の質問については1時からお願いしたいと思います。

○8番（佐藤耕二議員） この件だけよろしいですか。今、中途半端なので。

○菅野議長 この今の件について（1）。

○8番（佐藤耕二議員） （1）の続きになりますけれども、いいですか。

○菅野議長 はい、よろしいです。

○8番（佐藤耕二議員） 非常に失念しておりまして、確かに、今、町長のおっしゃるとおり、おとし雪が少なかったですね。だから、件数少ないんだと改めて、ごめんなさい、感じました。

ただ、それであってもこの1件当たりの金額を考えれば、令和6年度は1件当たり非常に高いんですね。ですから、先ほど言ったように業務委託をしたわけですから、その委託料の中に手数料というのかな、入っているかどうか、ちょっと私分かりませんが、金額を比べればそういうふうになっているというような事実もあるわけです。

その事実を踏まえながら（2）と思ったんですけれども、（2）は次ということでお昼休みが終ってから（2）に移りたいと思います。

○菅野議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 午前中は、高齢者世帯等の除雪支援事業ということで、この事業は総合開発株式会社のほうに委託されたというお話で、話が終わりました。委託には、昨年から委託金額として793万円で委託したというようなお話でした。

（2）に移りますけれども、そういうことを踏まえたと、やはり福祉関係というのは、

総合開発は総合開発と分かるんですけれども、やはり地域課題というような命題を抱えているわけなんですけれども、本当に福祉関係はそういう委託でいいのかどうか、町の中で健康福祉課が、やっぱり中心になって進めないといけないんじゃないかなというふうには思います。それでないと、やっぱり高齢者世帯の実態がつかみにくくなるのではないかなと。

確かに、先ほど来から話がありましたように、対話会をやったり、あるいは民生委員の方にいろいろ調べていただいたりと、いろいろあるかと思いますが、やはり実態というものは町でしっかりつかむべきだというふうに思います。

それで、以前もというか、去年、おとし、以前のように、健康福祉課に戻したらどうなるかというふうにお聞きするわけですが、町長いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 昨年度は、総合開発が保健センターに委託というか常駐して、ほかの健康福祉業務と一緒に健康福祉課の方と連携しながらバックヤード業務を行ってまいりました。バックヤード業務でございます。ですので、こういった特段の苦情もございませんでした。利用者の方からございませんでした。

その上で、今年度については、これまでどおり、去年も今も変わりませんけれども、健康福祉課になりますが、町職員が、去年できなかった社会福祉協議会に出向して、これは協議会会長のほうからお願いがありまして、出向して年度当初から協議を進めてまいりました。

その結果、今年度においては、保健センターに相談窓口を置いて、実際の業務は社会福祉協議会が担うことで調整できました。

ご指摘のとおり、社会福祉、地域福祉を推進するためには、健康福祉課と社会福祉協議会、民生委員など、将来的には総合開発のメンバーやほかの団体、一般社団法人などの団体と連携して、支援の必要な方に把握を務めながら適切な遂行をしてもらいたいと思っております。

なお、町民の皆様には、既に12月1日付のお知らせで、その旨、周知広報をしております。

また、来週からは、地域福祉座談会を開催して区長、町内会長、民生委員の皆様には、本件周知したいと思います。

1点だけご理解いただきたいのは、西川町は人口が少なくなっております。少なくなっておりますが、健康福祉課への相談件数というのは重要なものが増えております。お1人暮らしが増えているからです。隣の方が最近見ないとか、具合が悪そうだとか、あるいは逆に、そういう商売をしている方が出入りなさっているとか、ごみが片づけてこない、出てこないとか、そういった細かい生活に命を守るような個別の相談が重大な相談が増えているという

のはご理解いただいて、それに向き合っている職員は、春、夏、秋、冬、必ずこういったご相談がずっといただいているわけです。ご心配の相談が。それを民生委員と職員と共に当たっているんで、こういった事務手続だけでも外部委託できないかというのは職員の願いだと思っております。その点、ご理解いただきたいと思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、ご答弁いただいたように、今までも、昨年の場合も、バックヤード業務を行っていたということですので、今年は、社会福祉協議会に職員が出向してこの業務を担っているということなわけですね。社会福祉協議会があるわけですから、これはこれで非常にそこで担うということはいいいことだと思います。

今、町長からあったように、相談件数が増えていて、それに職員は向き合っているんだと、真剣に向き合っているんだと、これはもう分かります。職員が向き合って、だから業務を少しでも減らしていきたいと。それはそれで分かるわけですがけれども、社会福祉関係は、やはり町か、もしくはさっき言った社会福祉協議会、この辺が主体になって進めるべきではないかなと、私は今の答弁聞いてもそう思います。確かに、事務手続みたいなものはどこかでやれるんだっただということがあるかもしれませんが、やはり基本的に考えて、これは決算説明を聞いたときにはデジ田ということで793万あったような気がするんですけども、それはそれとして、やはりお金の問題じゃなくて、やっぱり福祉関係はそういうことで、町当局が主体になってやっていただきたい。

今の町長答弁でそういうこともありますので、社会福祉協議会、職員が出向していますので、そこでやっているんだというようなことがありましたから、分かりました。

次の質問、質問3であります。

国の交付金であります豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について質問したいと思います。

（1）ですけれども、この交付金は令和6年度から8年度までの3か年ですけれども、現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。お答えをいたします。

この事業につきましては、豪雪地域において、将来を見据えた戦略的な克雪方針の策定事業と、その方針に沿った持続可能な除排雪体制の整備を行うといった大きくこの2つの事業に分けられます。昨年度、西川町として初めて採択を受け、今年度につきましては2年目の取組として進めている状況でございます。

1つ目の克雪方針の策定事業に当たっては、昨年、高齢者の方々を対象にアンケートでいただいたご意見を反映させた克雪方針案を持って、町内の建設事業者の方々、地域で活躍されている除雪ボランティア団体の皆様などを交えた方針策定に向けてのワークショップの開催を行っているというふうな状況でございます。ワークショップで出された意見を集約しながら、これから、さらに方針の策定に向けて踏み込みながら策定に向けた準備を進めているというところでございます。

また、安心・安全な除排雪のための雪対策講習会の開催なども行っているところでございます。

2つ目の安全克雪事業につきましては、この方針の策定と並行して、地域における持続可能な除排雪体制づくりとしまして、昨年、町内会の皆様のほうから提出をいただいた要望に基づいて、除排雪のための装備、または資機材の無償貸与を行う準備を進めているというふうな状況でございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） この交付金は、初年度に豪雪地帯安全確保事業計画を策定しなくてはいけないというようになっていると思います。

それで、課長のほうから説明あったように、アンケートをやって、そしてそれを基にこの事業計画を策定したということだと思います。

私、ちょっと調べてみたら、この6年度の決算書を見ましたら、委託費だけで649万8,800円ぐらい出てるんですよ。そうしますと、公金でありますけれども委託費、つまりこの計画の策定に対する委託費のみで649万になるかどうか分かれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

決算額の649万8,800円の内訳を申しますと、1つ目の克雪方針の策定事業の策定に係る業務委託につきましては、税込み440万円でございます。

そのほか、2つ目の安全克雪事業について、こちらの業務委託になりますけれども、残りの金額はそちらのほうの業務のほうに委託しているというふうな内容でございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） ありがとうございます。

この豪雪地帯安全確保緊急対策交付金というのは、非常に使いにくい交付金だということで、ちょっと日にちまでは忘れたんですが、前に山新に出ておりました。

山新を見ますと、県内では6自治体だったか7自治体か、何か少ない、これに申請したのは非常に少ないというような話が山新に出ておりました。私、その新聞を持ってこようと思って、ちょっと今日持ってこなかったんですけども、そのような記事が、多分出ていたと思います。やはり、1年目はこの計画書をつくらなくてはいけないというようなこと。

それで、ちょっと単純な質問なんですけれども、アンケート等を含めまして委託をされたわけなんですけれども、今も町でやっているタブレットによるアンケートというのができなかったのかなとちょっと思ったりしたりしたんですけども、その辺いかがでしょうか。無理なのかどうかちょっと分かりませんけれども。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

この時点では、紙でのアンケート調査ということで行っております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） それで、6年度なのか7年度なのか、ちょっと私もはっきりしなかったんですけども、各町内会長さんにいろいろお話聞いて要望事項を出してほしいというような話みたいでしたけれども、スノーダンプなんか配置したところがあるというお話聞いておりますけれども、そのような状況もう少し分かりましたら教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 2つ目の安全克雪事業につきましては、令和6年度については、各町内会10団体に議員おっしゃったとおり、スノーダンプ、アルミスコップ、ヘルメットなどを配置、整備のほうの支援ということで行っております。貸与ということで行っております。

令和7年度、今年度につきましてはこれからでございますけれども、ご要望がありました24団体に、今申し上げた同じ除雪道具、また小型除雪機、さらにはこういった備品等を格納する格納庫の整備の支援を行うということで予定をしております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 6年度、10団体で、スノーダンプとか、あるいはヘルメット、あと何でしたっけ、スコップでしたか、というようなものを用具を配置したということです。

これは、先ほど聞きましたように、町内会からいろいろ要望あったところということだと思いますけれども、私、地元じゃなくて別のところでちょっとお話を聞きしたら、何か急

にありませんかと言われて、全戸を把握するのがなかなか難しく、今のところ要望はすぐには出ないということを言った会長さんもいらっしゃったんですけれども、どのような方法で取ったのかは置いておきますけれども、そういう点でもこうやって生かしていただけるといことです。

それが、例えば要望どおりやって、その各地区に偏った配置なんかなされていないんでしょうか。それが、例えばある地区が10個ほしいよと、ある地区は20個ほしいよ、あるいは30個ほしいよとそれぞれあったときに、その要望された個数を全部配付したのかどうか、ちょっと教えてください。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 それぞれの町内会のほうから頂いた要望の数量をお渡しするということで、令和6年度もお渡ししていますし、令和7年度につきましてもその予定であります。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 要望された個数をそれぞれそのまま渡しているということですよ。

それで、7年度に関しましては小型除雪機という話もありました。あるいは格納庫という話もしました。

これは、要望されている団体があるんだと思うんですけれども、小型除雪機は何台ぐらいの予定なのか、それと格納庫も含めて、今現在の進捗状況、進行状況を教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 小型除雪機については2つの町内会のほうから、除雪道具の格納庫につきましては1町内会のほうから、ご要望をいただいております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 分かりました。緊急対策交付金が、今、課長からあったように有効に使われているということだと思います。

それで、次の質問（2）に移りますけれども、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱があるんですけれども、その3条に、高齢者世帯への除排雪経費の支援の項目があります。これを活用しまして、高齢者世帯へ支援する考えがないかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 交付金を活用した高齢者除雪支援、2分の1補助のお話ということでよろしかっ

たですか。

こちらは、さらなる拡充は現在のところは考えていないところです。

議員おっしゃるとおり、お見込みのとおり、この交付金では、町が行っている高齢者支援事業が交付対象として認められる可能性もございます。今は、それは難しいかもしれないけれども、その交付金は、先ほど使い勝手悪いというふうにおっしゃってございましたけれども、これは町民の方にご協力をいただくようなご説明とかをしなくてはいけない共助の取組でございますので、そこが、もしかしたら説明する工数がかかったりとか大変だということで、事務量が増えるということで使いにくいというふうに自治体がお答えしたのかもしれませんが、私どもは、それぐらいコミュニケーションを地域の方と取っているのです、そうは感じておりません。

これまでも行っている既存事業であれば、今後も持続的に行うことができるため、地域に求められる要素を入れた制度設計をすることと、また、その際に、地域に定着させるための事業として、その取組は、現在進められている克雪方針に記載しておく必要があるかということなどの条件が、まず、ございます。

こうしたことから、交付金の有効な活用を見据えまして、現行、行っている町の除雪支援事業が補助対象になるように克雪方針の策定にも配慮して、駄目かもしれないけれども可能なように記載をしていくということは心がけていきたいなと思っております。

総合計画でもお示ししているとおり、高齢者が安心・安全な生活を送れるようにこの支援を継続させるための財源の確保は進めてまいりたいと思っております。

先ほどの、午前中の質疑のところでも、これ以上何か公約にも書いていたとおりやっていくことではないかというふうにおっしゃっていただきまして、ありがとうございます。

除雪機の購入補助というのは、先ほど公約にも書いておりますけれども、先程克雪交付金を取って、8分の1で団体に支援できるというようなことを、8分の1負担で購入できるというような新しい仕組みというのをつくったということは、そのことでございます。

また、除雪スタッフの確保と除雪対策強化というふうに公約に書いておりますが、町全体で考えますと、除排雪のしやすい流雪溝、そちらご要望があった西間沢においては、現在、流雪溝開設に向けての実施設計を行っており、来年度には着工できるのかなと思っております。

現在のところ、流雪溝を具体的に増やしてほしいというような具体的な要望をいただいているところはありませんので、これで流雪溝、せめて流雪溝は高齢者が排雪しやすいように

造っていききたいなと、お金のかかる事業ですけれども造っていききたいなと思っています。

もう一つ、実際に除雪支援するには、建設業界やほかの森林組合などもございます。そういった方々が除雪作業もできるように、春先に工期があるから林道整備を終わさなくてははいけない、でも除雪も頼まれている。これ大変だということで、私も建設事業所で働いたことがありますので、実際、これが大変だというのが分かっています。ですので、債務負担行為で、3月末に工事を終わさなくてもいいから高齢者の除雪を優先できるというような体制も現場を見て実施しております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 高齢者の除雪関係に関しては、今、町長がおっしゃったとおり、これだけじゃなくいろいろな施策がありますから、それに関しては非常によくやっていただいているなというふうには思います。

特化して、今回はその世帯の除雪を取り上げたわけでしたけれども、今、改めて町長の公約を見ていましたが、やはり除雪機購入の補助は、除雪スタッフの確保と除雪対策強化とやっぱり出ておりましたので、除雪機の購入の話、いろんな角度からあるかと思います。

町民アンケートを見ますと、住み続けたい理由があるわけです。その中に「除雪体制が充実している」というのは、4年度は10.7%、7年度は12.4%で、1.7%増えているんですね。同じように、転居したい理由ということで、「除雪体制が不十分」は4年度は7.4%、7年度はもう5.4%、つまり2%も改善されているというふうになります。そんなことを見ますと、非常に除雪関係は、前からみると確実に進んでいるというふうに実感しております。

ただ、高齢者の意見というのは、対話会開いても、例えば福祉座談会でも、なかなか高齢者の直接の声というのは聞きにくいかと思いますので、その辺をうまく吸い上げていただいて、今後に生かしていただければなというふうに思っております。

町のほうとも、私どもも一緒になって、これから高齢者の方が住みやすい、そういうまちづくりをしていきたいと思います。そういう思いを抱きながら、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○菅野議長 以上で、8番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 光 康 議 員

○菅野議長 続いて、6番、佐藤光康議員。

〔6番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

○6番（佐藤光康議員） 6番、佐藤光康です。

質問に入ります。町の財政についてお聞きします。

近年、ハード事業が増加していることから、将来的な維持管理費用の増加が推測されます。

質問1です。

財政が健全に運営されているのかを見る指標の一つに、実質公債費比率があります。簡単に言えば、一般財源のうちどれぐらいを借金の返済に回しているのかを見たものです。

町の今年度の実質公債費比率と、5年後に予測される実質公債費比率をお聞きします。

〔「今年度もお願いします」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 前年度と5年後のということでいいです。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤光康議員からのご質問にお答えします。

通告にはございませんけれども、町の令和6年度決算時における実質公債費比率と、また、5年後の実質公債費比率をどのように予測していますかという問合せについてお答えをいたします。

令和6年度決算時における実質公債費比率は11.2%でございます。その令和6年度決算時における、今さまざまハード整備を控えておりますけれども、その決算時における今後の見通しを試算した結果、令和12年度における実質公債費比率は16.9%の見込みでございます。

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金返済額が財政規模に占める割合を示す指標でございます。目安がございまして、25%を超えますと財政健全化団体として健全化計画の策定や議会報告が義務づけられます。さらに、35%を超える場合には財政再生団体となります。国の関与による再生計画の策定が必要になってまいります。参考までに、全国で該当するのは北海道の夕張市でございまして68.1%でございます。

本町では、財政健全化法施行当初の平成19年度決算では、実質公債費比率が20.6%ございました。西川町は平成19年頃、20.6%でしたが、現在は11.2%まで、半分ほどに改善しまして、健全財政を維持しております。今後も25%を超える見通しは、最大で見積もってもあ

りません。

引き続き、私も前職の国の健全財政を担ってきた者でございますから、町の健全な財政に努めてまいることをお約束いたします。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 前年度、出してもらってありがとうございます。

令和6年度11.2%から、令和12年度には16.9%まで上がるということです。

実質公債費比率が18%以上の場合は、どのようなことが必要になってきますか。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 ただいまの佐藤光康議員の質問にお答えいたします。

18%という数字でありますけれども、こちらの数字については、地方債制度の中で実質公債費比率が18%以上の団体につきましては、地方債を借り入れる際に、今現在は、県へ協議をして同意を得るということで地方債を発行しておりますが、18%を超えた場合には、県の許可が必要になります。許可が必要になるとともに、公債費負担適正化計画というのを策定しなければならなくなります。これは、18%未満にするための地方債の借入れの計画とか、既存の地方債の借換えとか、繰上償還とか、そういった計画も含んだ内容を、まず目安としては7年程度で18%未満になるような計画を策定しなければならないというふうになっております。

ですので、財政健全化法から言えば18%という基準はなくて、25%、35%という数字が基準になってくるところであります。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 5年後には16.9%、かなり18%以上に近くなります。18%以上になれば、いろんな、先ほど言われましたように、縛りが出てくるということになってきます。ですから、財政的に厳しい状況が出てくるということです。

こういうふうに11%から17%近くまで5年でなるといふ、急上昇する原因といふのは何でしょうか。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 今現在、見通しとして、財政計画のほうに含んでいる建設事業だったり、これまでの令和4年からのハード整備などの借入れした分の元金償還が始まってくるのが、借り入れた年度から数えて3年据え置いて元金償還が始まってきますので、

令和4年であれば、5、6、7据え置いて令和8年から元金償還が始まってくるということになります。

ですので、令和5年、6年度借り入れた分は、その分1年遅れ遅れに元金償還が始まってくるという形で、元金償還、今現在であれば6億程度なんですけれども、やはり、令和9年頃から7億5,000万ほどの元金償還が発生してくると。それが令和9年、10年ぐらいが7億程度で元金償還が発生しますけれども、それ以降は緩やかに減ってくると、今のところは現在となっておりますけれども、実質公債費比率の積算上、3か年平均になっていきますので、そういうことで令和11年頃をピークに17%ぐらいになりますけれども、それをピークにそれ以降は減ってくるという形になってくる見込みになっております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、説明ありましたように、ハード設備が非常に増えてきています。

令和5年度トラス約4億5,000万円、カヌーセンター設計整備含めれば約8億円かかっています。そして、令和6年度、水沢の宿泊施設が約1億3,000万、大体金額の1割から、10%か15%ぐらいが返済ということになるんだと思います。

あと気になるのが、近年、町の事業が、事業の支払いを後に延ばすやり方が増えていると思います。吉川のアパート建設でも、民間業者が建設したアパートを町が30年間借り上げることによって1年間に10戸埋まっても420万円出さなくてはならない、これ毎年です。それから、さっきLED化がありましたけれども、これも10年間リースにしているということで、これも後払いになっています。

ということで、お金の支払いがあとへあとへといっているということで、これからの実質公債費の比率も非常に心配に、私は感じています。

町は、このことに対してどういうふうに考えていますでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず、先ほどご説明あったとおり、許可になるということで、しかも、それにならないように3年間平均ということですので、問題が全くないと思っております。しかも、先ほどおっしゃっていたトラス4.5億円とおっしゃいました。カヌーセンターが設計費込みで6億7,000万、水沢の悠々館が1億3,000万、その10%が償還金に当たるというふうにおっしゃっていたと思います。

これは、佐藤仁議員のときにもお答えさせていただきましたけれども、その半分は国庫支

出金でございます。デジタル田園都市国家構想交付金や、第二世代地方創生関係の交付金を頂いて、その半分は今までは過疎債だったかもしれません。私の就任前はその交付金を使っていませんでしたので、西川町は使っていなかったのも、もし、あいべの体育館の建設のときとかは、恐らく過疎債を使っていたと。全額過疎債ですというような町政が、私の就任前は行われていたのだと思います。

しかし、先ほど申し上げたとおり、この3施設に関しては、半分はデジタル田園都市国家構想などの交付金を頂いているので、その半分为、約半分ですか、約半分は辺地債や過疎債を使っていたのだと思います。

また、アパートとLEDのお話がありました。

こちらは、アパートのほうは、これも、もし自前で建てたりすると、吉川のアパートのお話がありました。こちらを自前で整備すると、当然、その分また過疎債を発行しなくてははいけません。ですので、そういったイニシャルコストを使っていないというのが、そのアパートのいいところでございます。ですので、本件は実質公債費比率とは全く関係ないです。

また、LEDのお話がありました。LEDも、最初にコストをかけるのか、後でお支払いするのかということでございます。アパートもそうなんですけれども、リースのほうになると、自動車も今リースがはやっておりますよね、リースが。それはメンテナンス費用がかからないとか、そういった職員の、今まで、例えば吉川のアパートで水道の、何か詰まりが起きているよということであれば、これまでは町職員が対応しなくてはいけないものでございました。しかしながら、本件は委託会社をお願いして、町のほうに連絡が来なくて、委託会社に直接そういった修繕のご相談があるということで、職員の負担というのもなくなっております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） カヌーセンター約8億円、設計、建設、整備で、大体約8億円かかっていると思います。先ほどあったように、2分の1が国からの補助金です。残り2分の1、4億円は辺地債を使っています。ですから、4億円の、幾ら辺地債を借りると、町の財源の持ち出しは幾らになりますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 カヌーセンターの総額が、しっかりとした数字は把握していないので、仮に8億という議員のご指摘がありましたので8億で試算しますと、8億円のうち半分は地方創生デジタル田園都市国家構想交付金の2分の1が交付金、補助金ではございません、交付金です。

交付金として4億円頂きます。残りの4億円を辺地債を発行をいたしました。辺地債は8割交付税措置されますので、実質は8,000万円になります。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ですから、先ほど全てを飲み込んで辺地債、大体総額の1割と言ったんです。ということです。

ですから、過疎債はもっと負担が大きくなりまして、トラス4億5,000万円だと過疎債は7,000万ぐらい、15%ぐらいが町負担になります。

あと、水沢地区の宿泊施設は約2,000万円ぐらいの負担になると。それが今から返還が始まるということになってくるということで、実質公債費比率が上がるということです。

財政が厳しくなれば、町の貯金である基金の取崩しをしなければなりません。財政調整基金と減債基金を合わせた金額は、令和4年度末残高と令和7年度残高を比べてどのようになっていますか。分かれば教えてもらえますか。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 令和4年度末の財政調整基金プラス減債基金につきましては22億円です。ちょっと令和7年度末は出ていないので、令和6年度末でよろしいですか。令和6年度末につきましては22億1,500万です。

以上になります。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今年の予算のときに、令和7年度末残高が17億7,000万でしたけれども、違いますか。

当初予算の資料です、町の説明の資料にあったやつです。

○菅野議長 令和7年度の予算の資料ですか。

○6番（佐藤光康議員） そうです。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 確認なんですけれども、令和7年の当初予算資料の財政調整基金と減災調整基金の残高でございますか。

少なくとも、今、こちらで先ほど申し上げた数字は、22億円から22億1,000万に増えていると、増えているということに……

○菅野議長 今、答弁中ですので、ちょっとお待ちください。

○菅野町長 令和4年度残高と令和6年度残高に関しては増えていると、減らしていないとい

うことだけお分かりいただければと思います。

先ほどの松田課長からの答弁で申し上げたとおり、財政調整基金と減災基金の令和4年度比、6年度決算では1,000万増えているということでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 財政課長いいですか。それでいいですか。今の答弁でいいですか。

当初予算のときの説明で17億というふうになっていますけれども、違いますか。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 多分、当初予算の資料の中の財政調整基金と減災基金の数字だと思うんですけども、そちらについては令和7年度当初予算に組み込んでいる財政調整基金の繰入金額とか、財政調整基金の繰入金額を差し引いた額が、その17億程度になる見込みだというふうに記載をさせていただいておりますけれども、あくまで当初予算で、予算を立てるためにその繰入金として見ている金額を差し引けばそういうふうになりますけれども、毎年決算においては、例えば財政調整基金3億繰り入れる見込みであったとしても、ゼロという年もありますし、ちょっと決算にならないと分からない部分がありますので、あくまでも、予算編成の中で取り崩す額を差し引いた分を出した数字が17億というふうになっているところですよ。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 町有施設整備基金はいかがですか。町有施設整備基金は、さっきの資料ではかなり減っていますけれども、これは基金を崩してハード建設に使ったということではないですか。

さっきの資料では、5億円から1億3,000万になっていますけれども、先ほどの資料です。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 町有施設整備基金につきましても、令和6年度が3億5,000万、これも残高見込みであったけれども、令和7年については2億ほど取り崩して施設整備に充てるというふうに予算を組んでいますので、その分は減らして見込みということを出させていただいております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 要するに、確実に基金が減っているということですね。

そして、先ほどのハードの施設のもが増えてきて財政的に厳しくなってくるということを理解しました。

次にいきます。

質問2です。

令和6年度決算説明補足資料について質問します。

(1)です。

○菅野議長 佐藤光康議員、ちょっとお待ちください。

今の回答、誤解を生むと悪いので、説明したいと。

では、お願いします。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 確実に減っているという表現がありましたけれども、まず、令和6年度、先ほど申し上げたとおり、令和4年度と6年度を比較した際には、令和6年度のほうが増えていると。減ってはいないという実際状況です。令和7年度については、今現在、進行中でありまして、あくまでも当初予算で取り崩す予定である見込みとして、財政調整基金であったり、その他の基金は予算に組み込んでいますので、それを取り崩した場合は減っていきますけれども、その予算、実際に決算になると、それがそのとおりというわけではありませので、来年3月決算になってみないとちょっと分かりませんが、確実に基金が減っているというふうにはならない、になりますので、ご理解をお願いいたします。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 実質公債費比率がどんどん増えてくれば、予算上はもう基金を取り崩していかなくてはならない状況が出てくるわけですね今からね、当然、ということと思います。

〔「それはちがいます」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤光康議員） 時間がありませんので質問を続けます。

令和6年度決算説明補足資料について質問します。

事業の多くが、月山朝日観光協会と西川町総合開発株式会社に委託されていますが、町は協議会に負担金を支払う際に、委託先への手数料をどのように考えましたか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをいたします。

先ほどの件は、本当に公債費比率と財調の話というのはこれ全く違いますので、そこだけは誤解のないようお願いしたいなと思っております。公債費比率が高いからといって財調

が減るというようなことは、関連して、それに直結するようなことではございませんので、そこはご理解いただければと思います。

荒木議員とかすごい詳しいと思いますので、ぜひお願いします。

まず、ご質問は、多くの事業が、月山朝日観光協会と西川町総合開発に委託されていますが、町は協議会に負担金を支払う際に、委託先への手数料はどのように考えたかということでございます。

まず、前提として、ファンから移住へ！みんなの未来創造協議会に負担金として支出した事業について、その事業の多くを外部委託をした理由を3点申し上げます。外部委託の理由です。

1つ目は、雇用の確保でございます。

西川町に戻りたいけれども戻れないということが課題としてありますので、雇用をつくらなくてはならない。西川町にUターンしたいと思っている方、町内でお店をたたまれても総合開発や観光協会で働きたいという方、また、採用試験のある役場以外で働きたいという方が、Uターン者がたくさんいらっしゃいます。そんな方の受皿になればいいなというふうにして、雇用をつくろうとしています。

もう一つ目は、役場職員の負担軽減です。外部委託をすることが、必ずしも悪いとは思っておりません。そのために、外部委託することで……

〔「手数料の話です」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 光康議員、質問あるとき議長を通してください。

今、説明しているのでちょっとお待ちください。

〔「質問は違いますから」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 手数料ですよ。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 申し上げます。町の持続可能性が必要であります。官民連携をすることで、地方創生を推奨する中で、全ての事業を職員が行うという意識は変えていかなくてはなりません。全ての事業を町が、職員が行うということではなくて、町内事業者に外部委託できるところは外部委託するというようなことが町の考え方でございます。

以上、3点の理由から、これまで外部委託してこなかった業務を外部委託し、外部委託に適する事業と、適さない事業を実証して、実験、実証して、令和7年度以降につなげたいと思っております。

その上で、主な委託契約の手数料というか一般管理費と民間では言いますが、一般管理費の部分についても、当然、見積もっております。

通常、一般管理費、役務取引、工賃単価、いろんな単価がありますが、その中でそういった一般管理費というのは10%から安いところはもっと削っていますから、30%ほどが一般的な数字でございます。

算出に当たっては、一般管理費の算出に当たっては、各省庁の委託契約要領やガイドラインをしっかりと参照させていただいて、委託業務における一般管理費の合理的な割合が10%だと判断しまして、安いですが、委託契約想定額の10%を一般管理費に負担金に含めたところでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 令和6年度、町が従来実施してきた免許返納の支援とか文化祭、駅伝大会など、多くがデジタル田園都市国家構想交付金を財源にして予算が組まれました。

今までまなぶ課や健康福祉課でやってきた事業を、国のお金の半分来るそうでしたけれども、やろうとしたわけです。このことに関わった職員の皆さん、いろんな申請書を苦勞して書いていたと思いますけれども、たいへん苦勞されたという話も聞いています。

結局、この国の交付金は入りませんでした。西川みんなの未来創造協議会だけに絞れば国からの交付金、得られなかった金額は幾らになりますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 令和6年度分として申請した国費分は、細かい数字ではないですが、約2,500万から2,800万だと思います。こちらは、事業が進めばしっかり得られる交付金だったんですが、なかなか関係人口の方を対象にして、ごちゃ混ぜにするというような事業形態でございまして、豪雪の影響で関係人口がいらっしゃらなかったとか、こちら側の都合でなかなか合わなかったということがあって、これはなかなか関係人口の方を巻き込むのが難しい事業、難易度の高い事業だったということを国にもご説明して、こちらは交付申請をしないということで折り合いをつけてまいりました。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 結局、3,000万近くが入ってこなかったということになります。

3,000万近いお金をもらうために、町は協議会をつくったということになっています。協議会の中から、総合開発、観光協会に、町の今までの事業をどんどん委託しました。先ほど言われましたけれども、10%ぐらいの手数料を払ったというような話がありました。

そして令和6年度の総合開発の事業は、6月議会で総合開発の報告ありましたけれども、西川町から委託を受けている事業が非常に増加したために、売上高が非常により増加したというご報告がありました。

私が、えっと思うのは、国からお金をもらおうとして、国からもらえなかったと。結局、その分、町がちゃんとやっていれば、町がやっていた事業を委託してしまったために、委託した分が、結局、町の負担になったということだと思いますね。ですから、10%の委託費を出したということで、委託費が町の負担になったと。だけれども、総合開発は委託をされて非常にもうかったということが出ています。

菅野町長は総合開発の社長もしています。ですから、社長もしていて、町が損をして、総合開発が得をしているという、非常に町民としては納得できない感じがするんですけども、町長いかがですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。

まず、総合開発がもうかるからどうなるかという、私はもうかることは個人としてありません。それはご理解いただけますよね。当然ですよ。本当は、しっかり社長業として正職でやればそういうこともいただけるんでしょうけれども、そういうのを頂かないで実施しているということは、無報酬でされているということは、ご理解いただきたいなと思っております。

その上で、もともと一般財源でやっている実施していた既存事業も、形を変えた形で申請したんですけども、結局は、既存事業に戻ったというものがありますので、これが全額が無駄になったということはありません。ちゃんと免許返納も、これまでどおり今までやってきた施策ですし、そういったことは全額無駄になったというのは事実ではございません。

なお、外部委託したことをどう思うかという問いでしたので申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、1点目は、雇用の確保でございます。

町のほうで、これは町の方がやればよかったということであれば、町の職員のバックヤード業務、だから非常勤職員とかの会計年度職員さんが頑張っているわけです。そういった町の職員は、やっぱり対話をして政策をつくろうということに頑張ろう。そして、会計年度職員は、皆さんはバックヤード、手続面を頑張ってもらいたい。今、それ以上できる会計年度職員の皆様たくさんいらっしゃいます。全て外部委託をする代わりに新しいこと、あるいは町民との対話を増やしていきましょうというふうに申し上げます。町民との対話の溝

は、今、確実に狭くなっていると感じています。町職員の対応が、格段に今までのアンケートと比べて上がっているわけです。

そう考えると、例えば、花火大会をなくすということが、必ず花火大会をなくすのか、それとも外部委託するかという政策面の判断でございます。ですので、必ずしも全てを今までどおり役場職員が行うということになりましたら、そういったつなぐ課の仕事もなくなりまして、少なくなりますし、また、花火大会やそういった月山和牛三酒まつりとか、そういうものもできなくなってしまうということだけ、ご理解いただきたいなと思います。

外部委託することで、町の雇用は確実に増えます。確実に増えて、企業も、今、令和4年度に比べて11社、4年間で起業しています。そういった雇用の取組につながっているということだけは、ご理解いただきたいなと思っています。外部委託によって。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 関係ないお話は脇に置いてください。

例えば、県内で、ある市長が第三セクターの社長をしていたと。それが問題で、結局裁判をして市長負けているわけですよ。その事実を謙虚に見ていただきたいというふうに思います。

（2）に移ります。

ナンバー1支援スキーム構築の事業に1,000万円もの予算を組んだ根拠を説明してください。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをいたします。

私も代われる人材がいらっしゃれば、総合開発の社長を営む必要もないと思っているんですけれども。

今ご質問があったのは、ナンバー1支援スキーム構築事業に、町として1,000万余りの予算を組んだ根拠を教えてほしいということでございます。

お答えをいたします。

予算上は、協議会への負担金として計上しているため、各積算相当額をお答えすることになります。よろしいですか。

では、申し上げます。

移住支援スキーム構築の企画と運営、なかなか難しい事業でありますけれども、そういった経費として682万円を計上しております。

具体的な事業内容は、移住可能性調査、移住をしていただける方なのかどうかという調査でございます。これを踏まえて、より移住に踏み込んだ仕事や子育て等の個別、具体的な支援を行うために、民間事業者のノウハウを活用して、西川町版移住支援スキームの構築を行うためでございます。

どんなことをしているか申し上げます。

首都圏における西川ファンとの、人と人が対面であったり、リアル交流会、別途契約している保育園留学や小学校のサテライトスクールの実施、その後の、別途、これを実施した後の関係人口を、西川に来ていただいた方です、関係人口の再訪、再び訪れて移住につなげる聞き取りや、時期によるお勧め情報の提供、イベント情報の提供などの企画、実施を行うものでございます。

また、あいべの窓口対応に係る経費として400万円を計上して、合計1,082万8,000円を計上したところでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今のような話は、決算の説明資料のときに丁寧に説明していただきたい。こんな場所で一般質問で時間かける問題ではないですよ。

要するに、問題なのは、協議会というところに国からのお金を入れてということで、一つ一つの町の事業、令和6年度の駅伝競走大会のお金、社会教育団体のお金とか、そういうものがほとんど金額が出されませんでした。私は予算に反対しました。そして決算です。

今回の9月決算では、詳しい事業費を出してくださいと言いましたけれども、最初出ませんでした。一つ一つの駅伝選手育成とか、高齢者免許返納とか、金額全く出さないんです。そんな決算資料はありますか。そして、議会から出せ、出せと言われて、やっと出した。そして、今、町長説明しましたがけれども、これは決算できちんと説明すべき問題ですよ。

ですから、町の問題は、きちっとお金がどういうふうに使われているのか、事業費の一つ一つ幾らなのか、委託費がどうなっているのか、当然きちんと説明するのが当たり前ですよ。それを全くやる気がない。みんなに、町民に知らせようとしない。ですから、情報公開制度なんかでもやっている方はいます。ところが、情報公開制度でやりましたら、ある町民の方は、何かもっと勉強してこいというような話を言われたという話をしていました。

ですから、本当に町の姿勢として、一つ一つを町のお金を明らかにする気持ちがないんですねと考えざるを得ない。ですから、ここはしっかりと反省して、国の税金、私たちの税金ですから、町の税金ですから、どういうふうに使われているのかははっきりと分かるように丁

寧に説明していただきたい。強く求めます。

時間がないので、次の質問に移ります。

町立病院のことです。

身近なかかりつけ医療機関として、患者と共に歩んで信頼される医療を提供するために頑張っておられます。外来受診と入院時のテレビ等の利用について質問します。

質問1です。

町立病院は、発熱、風邪症状がある場合は、外来受診はどのようにすればいいのですか。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 佐藤光康議員の質問にお答えいたします。

現場での詳細な内容になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

ご質問の発熱、風邪症状がある場合の受診についてお答えいたします。

発熱や風邪症状がある方に関しては、来院前に電話を入れていただくように院内掲示のほか、お知らせ版やホームページ、つながるくんなどでもお願いしているところです。電話をいただきますと、風邪の症状をお聞きして、午後に受診していただくようにご案内いたします。

なぜ午後の受診をご案内するのかといいますと、発熱や風邪症状の原因には、感染症の可能性が考えられまして、ほかの患者さんと同じフロアでお待ちいただくことによって感染が拡大するおそれもあることから、診療時間を分けて受診いただくためです。

また、電話をいただくことによって受診するタイミング、子どもさんであれば症状によってはほかの医療機関をご案内するなど、体調が悪い方に対してなるべく無駄のない適切な受診をご案内することができていると認識しております。

最後に、休日の発熱や風邪症状がある場合の受診についてですが、平日のように診療時間は定めてはおりません。ただ、多くの方からは、平日と同じよう到来院前に電話を入れていただきまして症状をお聞きし、症状に合った適切な診療をご案内しております。

なお、重ねてにはなりますが、診療時間や季節性の予防接種などのご案内は、病院のホームページや町のお知らせ版、あと、つながるくんなどでお知らせしておりますのでご覧いただければと思います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

25分まででいいですか。

○6番（佐藤光康議員） はい。

ある町民の方が、そのとき旅行に行くということで、前の日から熱が出ていたと。熱が出ていて、朝の８時半ですか、９時ごろですかね、町立病院に電話したと。熱が出て検査してほしいということで電話したら、先ほど説明ありましたように、午後の１時45分からにしていますと、できませんというように言われたということでした。ところが、その方は、やっぱり旅行に行くので何とか検査してほしいということで、もう町立病院を諦めまして寒河江市立病院に行きました。寒河江市立病院では、事前に電話したそうですけれども、すぐに診てくれて、検査してくれたそうです。

ある町民の方は、町立病院から断られて、河北病院に行ったらすぐに検査してもらったということです。

ですから、西川町町立病院は１時45分からに限定しています。ほかの病院のように、すぐに対応できないという理由は何でしょうか。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 ご質問ありがとうございます。

発熱とか風邪症状がある場合ということで、先ほども申し上げましたが、午前中の診療ですと、予約の患者さんが結構な人数フロアのほうでお待ちしております。それで、そちらの対応については、外来の看護師、あと受付のほうで８時45分から対応するわけでございますが、風邪症状がありますと、１人の医師と看護師、検査に関わる者が、その風邪症状の患者さんにかかり切りになってしまいます。そうしますと、外来の方の受付が滞ってしまいますので、できることであれば、もちろん医師の判断にもよりますが、できることであれば午後の診療、風邪症状の方をまとめて診療する午後の時間帯に来ていただきたいという願いをさせていただいております。それでも、どうしてもぜひ受診したい、とても具合が悪いという方であれば、対応はもちろんいたしますので、そのときの状況と判断につきましては、医師の判断によりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○菅野議長 ６番、佐藤光康議員。

○６番（佐藤光康議員） 先ほど、例を挙げたお二人の方は、電話して断られたということです。ですから、当然お医者さんには診てもらうことはなかったということです。ですから、ほかの病院で対応できるのに、何で町立ができないのかなというのがちょっと不思議なんです。

（２）もそうですけれども、（２）で来院前に電話しなかった場合でも診察してもらうことはできますか。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 来院前に電話しなかった場合ということですが、もちろん町立病院は24時間体制で急患を受け入れることができる救急告示病院でありますので、もちろん救急搬送される患者さんや来院する患者さんについては、可能な限り対応しております。

ただ、今まで申し上げましたとおり、発熱や風邪症状があった患者さんにつきましては、まず事前にお電話をいただきたいということで、コロナ禍からお願いしているところです。

ほかの病院とか、例えば個人のクリニックとかそういうところだと、もしかしたら直接行って診察が受けられるとか、検査ができるということはあるかもしれないです。ただ、それぞれの病院でやり方も違いますし、決め方も違うと思います。

西川町立病院につきましては、やはり感染症の拡大防止のために、発熱外来についてはそのようなやり方をしておりますので、お願いするしかないと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 朝日町立病院にお聞きしました。

電話しなくて、直接ばつと来る高齢者もおられるそうです。そういうときは、すぐに隔離室に看護師さんが連れて行って、すぐに対応するという話でした。あと、検査時間も決まっていないと。一応、すぐ対応するという話でした。

ですから、ほかの町立病院、公立病院で、一応時間は決まっているかもしれませんが、電話きたらすぐ対応するというようになっているということで、何で西川町立病院だけが対応してくれないのかなというのが、町民で不思議に思っている方がおられるわけです。

ですから、ちょっと今の説明でよく分かりませんが、ぜひ、町民に寄り添った病院になるように、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

2つ目です。

入院したときのテレビ、冷蔵庫の利用についてです。

現在のテレビ、冷蔵庫を利用した場合、入院した場合、支払いはどのようになっていますか。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 では、今の質問にお答えいたします。

テレビ、冷蔵庫を利用した場合というのは、入院患者さんの枕元に床頭台のところにテレビと冷蔵庫が設置してありまして、こちらは1日当たり利用料金275円ということで契約を

しております。この275円というのは、患者さんが1日にお支払いする金額になります。

事前に、入院した段階で申込書というものを書いていただくこととなりますが、こちらの料金のお支払いにつきましては、毎月、月締めで1か月分の料金を、直接料金の請求会社から患者さん、または家族の方にはがきで請求されまして、支払っていただくというような流れになっております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 1日275円で定額制ということで、ある町民の方は、入院されて1か月間で8,250円ですよ。1日275円ですけれども、8,000円も取られる。1か月でテレビ冷蔵庫代です。びっくりしたそうです。

ですから、今までは使った分。例えば、冷蔵庫1日100円とか、1日100円使った分だけ払う。テレビ1,000円のカード、カードで15時間使えるとかです、使った分だけ払う。

ところが、いきなり使った分関係なしにどんと請求書が来るという、非常に私もこういう変更になってびっくりしましたけれども、これを定額制に変えた理由というのは何ですか。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

（2）ですね。

○6番（佐藤光康議員） そうです。

○土田病院事務長 それでは、定額制に変えた理由ということで、令和6年11月から、現在の日額定額制に変更したところです。

理由につきましては、新型コロナウイルスが流行したことをきっかけに、現場のほうで業務フローの改善に向けた議論を進めておりまして、テレビと冷蔵庫の利用に係る看護師の現金の取扱いなどの業務見直しを図ったものです。

これまでは、入院患者さんが自らカードを購入できない場合は、看護師が現金を預かってカードを購入したり、家族の方が購入したカードの管理を看護師が行っておりました。しかし、コロナ禍で現金の取扱いによる感染対策や看護師の金券管理に対する負担など、現場の職員の声も踏まえて、業務の見直しについて検討する必要性がありまして、ちょうどテレビ、冷蔵庫のレンタルの更新時期でもあったことから、レンタル業者より日額、定額制の提案をいただいて変更に至ったものでございます。

なお、定額制で1日当たりテレビを2時間半以上と、冷蔵庫を丸1日使えば、従前の従量制のときよりも安価に利用することができております。

以前の1枚1,000円当たりのカードを買ったときですと、テレビをつけっ放しにしていれば、その分1,000円から差し引きされてどんどん減っていったところですよ。

今ですと、2時間半以上テレビを見ることができれば、従前の1,000円よりも安価で見ることができているところですよ。

なお、申込みに当たっては、もちろん入院のときに家族の方に説明いたしますし、その料金制とか支払い方についてご理解をいただいた上で申込みしておりますので、ご了解の上で見えていただいて、使っていただいていると理解しております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 看護師の業務見直しで患者さんの負担が増えるということは、ちょっとどうかと思うんですね。

ですから、例えば、同じ業者でやっているのが西村山郡では朝日町立病院です。ここは1日220円です。西川町は275円です。朝日町立病院は、一括でどんと請求書が来ません。カード式で、何日使ったか、1日に220円ですけども、何日使ったかでカード式になっているそうです。西川町は、同じ業者なのにカード式を使っていないということですよね。ですから、町民の負担をいかに減らすかということを、もっと真剣に考えていただきたい。

今、非常に物価高騰で、そして国民年金の方々とかも本当に年金が上がらない、給料も上がらない、厳しい生活の中で病気になって入院したりするわけです。本当に大変だと思います。

そういうところで、負担増になるようなやり方はできるだけ避けていただくように強く求めまして、質問を終わります。

○菅野議長 以上で、6番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

令和 7 年 1 2 月 5 日

令和7年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和7年12月5日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（８名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（１名）

9 番 古 澤 俊 一 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	荒 木 真 也 君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松 田 淳 一 郎 君	町民税務課長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課長	石 川 朋 弘 君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君
観 光 課 長 兼 かせぐ課長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	大 泉 健 君
病院事務長	土 田 里 香 君	まなぶ課長	設 楽 友 弘 君
会計管理者 兼 会計室長	松 田 一 弘 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	工 藤 誠 君	議 事 係 長	飯 野 勇 君
--------	---------	---------	---------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

〔4番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○4番（荒木俊夫議員） おはようございます。4番、荒木俊夫です。

昨日、今日と大雪になりまして、今日の朝も除雪、皆さん大変だったと思いますけれども、この議場に来ると、啓翁桜が咲いておりまして、非常にほっとするような雰囲気であります。西川町雪がちょっと多いですけども、こんな中でも春を感じられるいい町だなというふうに、ここに立ってよく思うわけであります。

今日は、人口対策と、農地の確保と農業の担い手対策に関して質問をいたします。

どちらもちょっとテーマが大きくて、すぐ解決できるというものではございませんけれども、町も一生懸命取り組んでいますので、そういった状況をお聞きしながら、みんなで考えていかなければいけないのかなということで、質問をさせていただきます。

初めに、人口対策であります。

政府は、11月18日に人口減少問題に対応するため、高市首相をトップとする人口戦略本部を設置し、初会合を開いております。首相は、我が国最大の問題は人口減少と述べ、子育て支援や少子化対策、地域経済活性化などを総合的に推進することをうたっております。誰もが自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現するとしております。

西川町においても、第7次総合計画において、人口減少が続けば町の存続が危ぶまれるとして、子育て対策や少子化対策、住宅対策、経済対策など、多岐にわたって実施をしております。これまでの施策を踏まえ、今後の対策について質問をいたします。

質問1であります。

人口対策については、各種の対策が行われております。菅野町長が就任された令和4年4月、人口が4,861人でした。今年、令和7年11月の人口が4,407人ということで、3年7か月の間で454人、9.3%減少をいたしました。第7次総合計画の人口推計目標では、令和8年に4,444人としておりますので、この目標よりちょっと早いペースで人口減少が進んでおります。

ただ、令和5年には社会動態がゼロという、これまでにないことがありました。社会動態、転入114、転出114、これはプラマイゼロと。ただ、自然動態でいきますと、出生が10人、死亡が112人ということで、102人の減というふうになってしまうわけですが、このような状況を踏まえて、これまで実施した施策の成果と今後の対策について、次の項目でありますけれども、住宅対策、子育て対策、若者定住対策、職場対策、雪対策、たくさんあるんですけれども、この項目について質問させていただきたいと思います。

初めに、住宅対策であります。

昨日、佐藤仁議員も住宅関係についてご質問をしておりますので、できるだけぶらなようにお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

国においても、西川町においても、最大の問題である人口対策についてご質問をいただきました。ありがとうございます。

第7次西川町総合計画においては、議員ご指摘のとおり、このまま人口減少が続けば、町の存続が危ぶまれる状況であり、このため、稼ぐ、つながる、育む、支え合う、持続するの5つの基本項目を掲げ、令和12年までに生産年齢人口の増加のため、寛容なまちづくりを目

指すとしております。生産年齢人口の率からすれば、割合からすれば増加をしており、少しずつ兆しが見えてまいりました。

人口対策は、議員ご指摘のとおり、様々な施策を実施して実現する、複合的な形で一番遅れて結果が表れてくる政策だと、数字だと認識しております。ご質問の人口対策における5つの分野、対策に関しては、私、町長が就任後、新規事業や既存事業の強化に取り組んできた主な施策と今後の対策についてお答えいたします。

なお、主な政策は今まで実施したことをご説明させていただきますが、今後の対策については、あまり深い話はできないかもしれません。その点、ご理解いただきたいと思います。と申しますのも、私の任期は残り4か月少しでありまして、これまで国庫支出金など財源をしっかりと確保して予算を増やして、財調基金を増やしていくと、昨日の議論にもありましたけれども、財調基金を増やして、やや増えているというようなことを実現してまいりました。ひとえに町民の皆様の笑顔のためにしっかりと働いてまいりました。船頭がどなたであってもいいように、来年度の予算は減額となり、骨格での予算編成を指示をいたしました。その点、骨格での予算指示になりますので、ご了承いただきたいと思います。

1つ目、施策の成果でございます。

第7次総合計画の町民アンケートにおける住環境、住宅対策については、「満足」と回答した割合が、令和4年度の58.2%から令和7年度には73.2%と大幅に上昇しております。また、「重要」と回答した割合は、令和4年度の93.5%から令和7年度には95.2%となり、町民の満足度、重要度は一層高まっている状況でございます。

住宅対策については、みどり団地に町営住宅1LDK6戸、2LDK6戸、3LDK8戸、25年マイホームを4戸、吉川地内にサブスク方式による町営住宅1LDK10戸を整備し、その結果、34戸に71名の方がお住まいになっております。

これまでの傾向を見ますと、町営住宅を建設したときに転入者が増加する、人口減少が社会減が抑制されるというデータがありますことから、地元建設事業の対話の下、これまで住宅政策を打ってきたところです。

このように、町営住宅の必要性は高く、町外からの転入者が増加した背景には、私が就任以来進めてきた関係人口政策にあると考えられます。初めて西川町に住まわれる方は除雪への不安があるため、まずは除雪作業の少ない町営住宅に入居いただき、定住につなげる方針であります。町営住宅の活用はますます重要となります。

今後の対策については、無責任なところは申し上げられませんので、議会全員協議会でご

説明しましたとおり、近年、若者層の移住者の増加や、町内企業の雇用が拡大してまいっております。それに伴う単身世帯のニーズが高まっています。このため、今定例会に上程しておりますみどり団地条例の制定により、単身世帯でも入居できるよう、柔軟に規定を緩和させていただき、今ある町営住宅を活用してまいります。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） これまでの施策の中で単身用というのはなかったもので、こういったものをつくっていただいて、単身の方でも気軽に西川町に住んで働けると、これはいいことだなというふうに思っています。

それで、将来のことはというと、ちょっと今は申し上げられないということがあったんですけれども、今、お持ちの計画の中で、住宅整備の計画というのはあるのかどうかお聞きします。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 特に今のところ、計画はございません。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 今回、全協の中で頂いた資料の中でも、空き部屋がちょっと増えそうだという情報があるというか、推計をなさっているということなので、いっぱい造ればいいというものではございませんので、これについては計画的に、見通しを立ててやっていただきたい。

2点お聞きしたいんですけれども、これまで町でやってきた長期賃貸、25年マイホームというふうに先ほどおっしゃっていましたが、希望する、入る方の、入居される方の希望を聞いて、建物を建てて、25年住めば土地建物を差上げると。そうすると、この方は将来的にわたってこの町に住み続けるというふうになるわけですが、この住宅についても、特別今のところは計画がないということで確認してよろしいのかと、あと、場所ですね。今、海味地区中心に住宅整備をしておりますけれども、この住宅整備については、中心である海味地区を中心になるのかどうか、計画がないということなので分かりませんでしょうか、考えとしてあればお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

25年マイホームの区画は、今、みどり団地に1つございます。

今後の計画というか、まだ未利用、住宅に資するような未利用財産が海味地内にあります。

まずは、東部保育所の付近でございますけれども、跡地、あの辺りを分譲するか、今までそのままで売れなかったものですから、分譲するなど、少しそのあたりは考えなくてはいけないなと思って現地を確認してみました。境界線は幸いにもございましたので、この権利関係はしっかりしているので、町のほうで区画さえ決めれば、そこはできるのかなと思っています。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 25年マイホームがまだ1区画あるということでございますので、ぜひこの町に住んで、住み続けたいということは、25年住めば土地と建物は自分のものになりますので、家賃を払いますけれども、そういった面では非常に有利な建物でありますので、ご利用いただければというふうに思っております。

遊休地があるので、ぜひ活用していただきたいというふうに思いますのと、空き家ですね。今、空き家バンクについても町のほうで一生懸命していただいて、私が住んでいる町内でも空き家2戸売買になりまして、新しく住んでくださった方もいらっしゃいます。お子さんもまた生まれたということで、非常に喜んでいるところですけども、併用しまして、よそから来る方、また、町内からほかに、都市部に住宅を求めないでこの中でとどまっていただけるように、この両面で推進していかなければいけないと思いますので、今後も空き家バンクについても十分に活用していただければというふうに思いますので、この辺についてはお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、子育て対策についてお聞きしたいと思います。

子育て対策についての施策等の状況等についてお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 子育て対策についてお答えいたします。

第7次総合計画の町民アンケートにおける子育て支援策の充実に関しましては、令和4年に対して令和7年度では、満足度0.1ポイント伸びております。私が町長に就任してからはテーマ別の対話会、これまであまり実施できていなかったと聞いております。こういった対話会や現地に赴いての現場の声を直接お伺いしながら、施策を行ってきたつもりでございます。子育てにおいてその世代の方々と対話会も年数回にわたって行ってまいりました。これらの町民の声の、皆様のお声を受けて行ってきた政策は次のとおりでございます。

まず、母子・乳幼児対策としては、妊婦さんの支援に関わるデジタル化として、母子モというアプリケーションを導入をいたしました。また、保育園、小中学校の給食費の無料化を

実施をいたしました。高校生全員に対しては、10万円の就学支援制度の創設を行いました。乳幼児を持つ助成金の増額、にしかわ保育園のエアコンの増設、玄関の自動化、駐車スペースの増設、中学校体育館のエアコンの設置などを進めてまいりました。これらは全て対話会において、または、町民の方から直接お問合せをいただいて、このような施策を実現したところでございます。

加えて、中学校部活動に関しても、全国大会に出場する、ありがたいことに出場するような中学生が増えております。ほかの町と違って西川町は独自の支援、全額町負担を行ってまいりました。

また、子どもの居場所づくりとしまして、ぶなののはの開設や下校後の長期休暇間の子どもが集まれる場所としてのトラス、今、土日、夕方、たくさん子どもがいらっしやっただいております、のトラスの活用、放課後子ども教室における関係人口との交流事業などを行い、子どもたちの見守りや心の成長、保護者の負担軽減につなげる取組を実施してまいりました。

今後は、子育て世代から要望の声が多くありました公園の整備や部活動地域移行における体制整備などを進めていくとともに、今後も子育て世代の方々と対話会を続けてまいるつもりでございます。

また、国の国策もこども家庭庁などができて、しっかり勉強しなくてはならない状況になってきました。こちらの政策も注視しながら、保育園、小中学校給食の無料化は継続してまいりたいと考えておりますし、その他の高校生就学金についてもできるだけ継続して、高校生とつながることを町としても実施していきたいと思っております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 給食無料化とか、放課後子ども教室の充実、長期休暇のときも預かっていただけると、そのほかに病弱学級も設けていただきましたし、高校生の就学支援10万円これもありますし、帰ってきてけローンもあります。施策としては、財政的施策はかなりやっているのかなと私は思うんです。ただ、子育て対策の中で、その前にある少子化がちょっとネックなのかなというふうに感じているところであります。これについては後ほど別にお聞きしますけれども、ある程度子どもさんの数がいないと、固まりになっていかないのかなというふうに思っております。

それで、今年、両常任委員会、新潟のほうに視察に行きまして、新潟県の出雲崎町というところに行ってまいりました。ここは令和元年から5年まで転入者が増加していると、5年

連続で増加しているということで、お聞きしたいということで行ったんですけれども、やはり当町と同じように、子育て支援についてかなり充実をしておりました。

ただ、財政的というか補助的な支援をしておるんですけれども、それを近隣の市でまねすると、そっちのほうへ行ってしまうと、つまり、先に出したからいろいろなカードを見てくるんですけれども、同じカードがそろってしまうと都市部に行ってしまうということがあるということでありました。

ただ、お話を聞いていてあったのは、財政的な支援も必要ですけれども、寄り添った相談できる窓口、つまり子育てに不安がある、そういった方について、寄り添ってお話を聞いて指導していただける、相談に乗っていただける、こういった窓口が非常に有効だったというふうにお話をしていましたので、うちの町もやっているとは思いますが、ぜひそういったソフト面もやっていっていただきたいと思うんですけれども、今、こういった窓口はどこで行っているのかお聞きします。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

この件に関しましては、健康福祉課、保健センターのほうが窓口となっております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ぜひ丁寧な対応を今後もお願いしたいなというふうに思っております。

それで、今、町長のほうからありましたけれども、子育て対策の中で公園ということがありました。私も、親子が自然に交流できる、集まってください、何しますよじゃなくて、自然に行って、ほかのお子さんなり、お母さんと一緒に交流できるような、そういった公園、場所というか、これがちょっとないのかなというふうに感じているところであります。夏場というか、雪のないときにはそういった公園があってもいいのかなと。公園はもう今、全部なくなりつつありますので、町からは。集まりやすい場所、集まって気軽に情報交換できる場所、こういったものがちょっとうちの町には足りないのかなと思うんですけれども、町長はどう思いますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えします。

世代によって集まる場所が室内であったほうがいいのか、外のほうがいいのかというのは、小学生のほうには外のほうがいいのかという声があります。保育園とか小さい方になると、やは

りお子様の目の届く範囲でということで、トラスをご利用いただいているなというふうに感じております。

ご指摘のとおり、外で集まる小学生が自由に、昔はよく野球やっていたものですが、集まれるような場所も必要ですし、奥様方がお話できるあずまや的なものもある公園というのも確かに少ないなというふうに思っております。

ですので、来年度におきまして、今、財源のほうをうまくやりくりしようとしておりますけれども、小学校の敷地内の、小学校とグラウンドの間の辺りに公園が今できないかということで、今、対話会を行ったところ、その辺りで集約しそうだということで、町民に求められた公園の設備というか、整備をしていきたいと思っています。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 小学校敷地内に造っていききたいということなので、私、いいことだなというふうに思います。

子育てのお母さん方の情報の発信力ってすごくありまして、この町はそういった面では子育てしやすいよというふうに発信すると、いろんな方来るんですね。ですから、そこをターゲットにさせていただいて、ぜひお母さん方の希望をかなえていただければ、また多くの方がこの町にお越しになるのかなというふうに、住んでもらえるのかなというふうに思いますので、これ一つではいけないと思いますけれども、この辺についても進めていただきたいというふうに思います。

大変駆け足になって申し訳ないんですけども、続いて、若者の定住対策の施策の状況についてお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えします。

若者定住対策として取り組んできた事業としますと、先ほどおっしゃっていただいた帰ってきてけローンを新たに創設をいたしました。これまでに21名の方から登録をいただいております。

また、高校生などの就学支援事業のアンケートを実施しましたので、定住政策を考えるために必要な情報収集や連絡ツールによる町の情報発信をつなぐ課と連携して行っていきたいと考えています。これから戻ってきたい、子どもたちや高校生にしっかり情報発信、町からつながるということができておりますので、実施していきたいと思っています。

また、移住定住の関係から申し上げますと、関係人口から定住につながるきっかけづくりと

して、地域おこし協力隊、インターンの積極活用を行ってまいりました。令和4年度からこの取組を始め、これまで実質193名の方々が西川町にお越しいただき、関係人口となっただいております。

さらに、空き家バンクでは、成約数は令和4年度から30件に達しました。若い方々を中心に、西川町に移住していただいた際の居住の場所の確保につながってきたと捉えております。若い方々の意欲や地域に対する思いを形にするための応援施策として、先日も報道されましたけれども、地域づくり活動補助金、通称すっだい補助金というのを創設して、これまで29件の事業採択を行いました。若い人たちの活動を中心に支援してまいりました。

今後は、これまで西川町が作り上げてきた関係人口の方々を、つながりを生かして、国が今後進める二拠点居住政策と連動するような事業政策を展開してほしいと期待しております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 先ほど申し上げた令和5年に社会動態がゼロ、転入転出ゼロ、これはなかったことでありますけれども、これについては地域おこし協力隊の方の転入というのは大きく影響しているのかなと思っておったんですけれども、この分析というのはどういうふうになさっているかお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 協力隊の方もいらっしゃいますけれども、それよりもやはり住宅を複数棟建てておりますので、その影響で若い方を中心にお越しいただいております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 先ほど住宅の関係で教えていただいた住宅、新規の住宅ができたので転入なされたということでありましたので、分かりました。

あと、帰ってきてけローンについても、制度としてはいい制度なのかなと思っているんですけれども、ただ、金額的にかなり大きな金額になっています。子どもたちはいろんなところを希望を目指して、大学とか専門学校とか高等教育を学びに行くわけですが、決して、これ親御さんが借りるわけですが、足かせになってはいけないわけでありまして、帰ってこないと返済しなきゃいけないよということではなくて、やっぱりもう一つある教育育英奨学資金なんかの増額も図って、決して強要ではないということでもありますので、その辺も支援をしていただければというふうに思います。

今後、これまでも地域おこし協力隊の方が町に来られて、ここに住まわれた方もいっし

やいます。今後も、そういったよそから多くの方が来て住んでいただけることをぜひPRをしていただきたいなと思いますし、インターンの方ってのはかなりリピーターの方って多いのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 インターンの方のリピーター数は多いかどうかというのと、多いと思います。24%ほどだと聞いております。そのインターンの紹介している事業者さんの社長とこの前お話ししたら、西川町のリピーター率は断トツだったというふうにおっしゃっていました。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 町民としてうれしいことですね。10人中25%で、4人に1人。その社長さんとお話しになったということなので、ぜひリピーターとして来られる理由を、私もはこの町いつも住んでいるわけですから、なかなかよそから見目というのはないので、インターンの方でまた来たいと思うきっかけ、理由、動機、そういうようなものをもしその社長さんからお聞きになっているのであれば、教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 理由は主に3つと聞いております。

1つは、まず私もそうですけれども、町として二拠点居住、関係人口を総合計画に書いて、しっかり後ろ盾があるんだということ。もう一つは、関係人口案内所、伴走する、今、総合開発が伴走したり、つなぐ課のほうで伴走していると思うんですけれども、そういった伴走がしっかりしていること、関係人口案内所があることと、もう一つ、最後は、町民の優しさということでございました。これは本当に町民の皆様に感謝申し上げます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 町民として、町民の優しさと言っていると、非常に町民もうれしく思いますし、町のいいところだと私も思っております。

それで、次なんですけれども、この若者の定住対策とちょっと似てくるのかどうかあれですけれども、職場対策ですね、職場。住むところがある、子育てしやすい、働く場所、全て働く場所をそろえるというのは難しいんですけれども、これは。社会的な問題もございいますので、職場対策ということについて、対策を行った施策等についてお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

第7次総合計画のアンケートの結果を見ますと、なぜ西川町に住み続けたいかという問い

に対しては、「職場がある」というふうに答えた方が5.2%と少ない数字でございました。また、転居したい理由に対して、「働く場所がない」と答えた方は10.7%に上っているということでございました。この結果を見ましても、本町の人口対策の中において、就労の場を確保するというのは極めて重要な要素でございます。

これらを受けて、職場対策として就労の場を確保する側面でお答えいたします。

まず最初に、企業誘致でございます。

私のつながりのある金融機関と連携したトップセールスにより、令和4年度からこれまで2社誘致しております。特に、朝日相扶製作所には、旧東北コーオンの建屋を活用をいただくことで、空き家対策における課題解決にもつながりました。町としては、引き続き工場跡地や旧校舎跡地の有効活用につながるような、民間事業者の声を個別に対応して丁寧に伴奏しながら、大切にしていきたいと思っております。

また、トラスなどのテレワーク設備をつくったことによりまして、サテライトオフィスの誘致は3社となっております。また、起こす業ですね、起業支援による起業創業は、令和4年度から11社に上っております。11社、この西川町で起業しております。参考までに、令和3年度までの起業者は、以前、4か年で5社でございました。このため、2倍以上にこの三、四年で増えていると、起業数は増えているということでございます。

加えて、ソーシャル・インパクト・ボンドなどの無業の就労の受入れに関しては、企業が3社受け入れた町外の方々4名、うち1名が農業に従事しておりますけれども、1名が移住につながりました。これからも総合開発や第三セクターのほうでも、雇用をUターンする、働きたいという方がいたら、雇用をしたいなと思っておりますし、また、実際に総合開発の最近では、総合開発には、自営業者が廃業したので働かせてほしいと、町内で働きたいんだというような声、または、東京に行ったけれども、水が合わなくて戻ってきたい、あるいは、お嫁に西川町にいらっしゃったと、近くで働きたいというような声をいただいておりますので、そういった第三セクターや町のほうでもできる限り財政の範囲内で雇用をしていきたいと思っております。

今後とも、こういった町の事業予算を多く獲得して、民間企業に仕事をお流しする、関係人口も来ることで経済効果があるというような循環を行いながら、町の財政負担が軽減されるような取組、ソーシャルインパクトなどもありますけれども、そういったことを引き続き取り組んでほしいというふうに期待しております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 企業誘致ということであります。ただ、ちょっと残念なのが、吉川にありますマーレさんが、工場がもう閉鎖してしまったということで、職場が1つ減ってしまったというところがありますけれども、大規模な職場というのは、企業というのは誘致はなかなか難しいとこれは思います。ですから、今ありましたように、起業を、起こす業、これでやっぱりこの町でやりたいという方ぜひ育成していただきたいというふうに思いますし、あとは、若い方ですと、私、新車、車買ったときに、5分で着く職場よりは20分走りたいというのがありますので、通勤環境、次に雪対策も聞きますけれども、通勤環境をよくしてあげて、全て望む職場が手元にあるということではなくて、そこに通えますよということで、やっぱりやっていくしかないのかなというふうに思っています。そういった面において、起こす業の支援も含めて、あと、通勤、子育て対策、これも含めながら、ここはやっていただければなというふうに思っておりますので、今後についても、ここについて重点的にお願いしたいなと思っています。

次、昨日、佐藤耕二議員からもご質問がありましたけれども、雪対策についてお聞きをしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 雪対策についてのご質問ありがとうございます。

先ほど来の町民アンケートによれば、住環境、住宅対策について、令和4年度に対して令和7年度は重要度が0.08ポイント伸びているというような状況でございます。高齢者への除雪支援事業は、町民の皆様の手続きの負担感、そして、たしか上限もアップさせていただきました。補助上限もアップさせていただきました。

また、なかなか取るのが難しかった豪雪地帯安全対策確保緊急対策交付金事業で、スノーダンプやアルミスコップ、ヘルメット、安全带などの除雪資材を整備してまいりました。このほか、昨日の佐藤耕二議員のご質問にもあったとおり、除雪機、共同で使うような除雪機などの支援を8分の1負担、8分の7補助で行うというようなことを実施しております。

今後は、この豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用して、高齢者の雪下ろしが安全に行えるように、全庁的に除雪の応援体制をつくる必要があると思っております。こちらの仕組みを整えていただき、それができれば、その交付金が原則3年ですけれども、もっと長く使えるような仕組みになっておりますので、そういったことに町として取り組んでもらいたいと期待しております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 本当に今日もそうですけれども、除雪業者の方、本当早朝とか、夜中から、朝方というか、もう夜中2時頃から出ていただいて、非常にきれいに除雪をさせていただいております。本当に業者の方々に、ご努力に本当感謝申し上げるところでありまして、今日、吉川地区では各町内会の代表と除雪業者の方、建設水道課も一緒になりますけれども、お話し合いをして、隅々まで届いた除雪をしていただくために、お互いに打合せ会をすることにしております。こういったことによって、高齢者の方、お1人住まいで非常に大変なところも少しちょっと排土板を傾けていただいたりして、住みやすい住環境というか、雪対策をさせていただいております。

今、町長からもありましたけれども、業者の方も今、働き手が少ない、豪雪になると一気に皆さん除雪を希望するわけで、雪下ろしを希望するので、人がいなくなるということですが、この町ではこれまでも福祉町内会ということで、町内会がそのものが福祉の町内会ということで、ボランティア対策をやってきております。やはりこういった応援体制、ボランティア体制を充実していかないと、なかなか手が回らないのかなというふうに思うんですけれども、このボランティアの充実についてはどのようにお考えでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 これはまさに先ほど申し上げた豪雪確保緊急支援交付金の中で行う、こういった話し合いをしてグループをつくる、もう一回再構築するというような交付金でございますので、ただ、これがお金があるから実施ができるということではなくて、心合わせとか、そういった人を一つにまとめるというのはなかなか難しいんですけれども、そういった交付金を頂いていますので、その中でこの交付金が使われれば、数年あと使えますので、その中で整備してほしいと期待しています。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） そうなんですね。ボランティアはやっぱりそういう思い、心を、助け合える心、これが重要だというふうに思っています。ボランティアされる方もだんだん高齢化してきているんですけれども、その中で自分ができる範囲のことで、やっぱりほかの人のためにもやっていこうという西川町らしさというか、優しさというか、それが必要なのかなというふうに思っております。

人口対策は、主立った、今、施策についてお聞きしましたけれども、本当に複合的な要素があって、各施策の積み重ねが重要だなというふうに思います。性急に結果が出ませんけれども、長期計画、今後も町として取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

質問の2番でございます。

人口減少の中で出生数が大幅に減少しております。令和5年度の出生が10人、6年が9人ということでございます。令和5年度の特殊出生率が0.98、人口を維持するには2.07と言われておりますけれども、出生率が1になると、1世代過ぎると人口が半分になっていくというふうになっております。こういったことを踏まえて思うわけですが、この中で、ぜひ少子化対策の一つとして、婚活支援の取組について伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

婚活支援はなかなか難しい政策でございまして、支援して町外に出ていってしまったというようなこともありますので、これがなかなか難しく、できるだけ広域連携中枢都市圏などの広域事業で行ってまいりました。

町では、結婚を希望する町民を支援し少子対策を推進するために、令和3年6月に西川町結婚支援センターを開設しました。大手結婚相談所との業務連携により、お見合いマッチングシステムを活用して、さらに山形市内の結婚仲介事業者への業務委託による婚活イベントというのを実施してまいりました。しかし、コロナ禍になったものですから、なかなか登録数が伸び悩んで、以下のような事業を中心に行っております。

1つ目は、山形県県内35市町村、商工会議所、社会福祉協議会で構成されるやまがたハッピーサポートセンターがございまして、そちらに加盟しております。出会いサービス支援の利用登録者、全体で944名や、そういった会員交流などを実施しております。令和6年度中は町民会員の登録は、残念ながらございませんでした。

2つ目に、村山地域12市町で構成されるむらやま広域婚活活動実行委員会にも加盟しております。婚活イベント年5回などを開催しております。令和6年度の実績としては、町民男性3人、女性1名のイベント参加にとどまっております。

3つ目は、結婚を機に新生活を始める世帯を対象に、経済的負担を支援する助成制度を設けております。対象者は、令和7年1月1日から令和8年2月28日までに入籍した世帯、ご夫婦所得500万円未満など条件がございます。補助内容は、住宅購入費、賃貸した住居費、引っ越し費用などであり、住居の建設費は対象外となります。町民税務課にチラシを置いて、入籍されたご夫婦にご案内しておりますが、現在のところ、交付実績はない状況でございます。

町民アンケートの結果によれば、令和4年度時点では、婚活支援は不満という意見が多く

ありましたが、その後、婚活イベントなどを取組んだことで、満足度はやや増加しています。今後も引き続き、昨今の結婚事情なかなか難しいところがございますので、広域での支援を中心にマッチングを進めていくような取組を行い、出産、子育てしやすい地域をつくるために対話会なども開催していきたいと思っています。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ちょっとナイーブな問題ではありますがけれども、これはやっぱり行政というより民間の方で、行政でなくて民間の方で入っていただいて、おせっかいといった言葉が失礼になるかもしれませんが、世話を焼いてくれる方がいないとなかなか進まないことだと思います。

今日、朝のNHKのニュースでテレビで、村山市のメタバースの婚活が出ておりました。一生懸命その方は、婚活に向かって頑張っているんだということでありました。ぜひこういったいろんな制度を取り入れながら、行政ではなかなか難しい分野であると思いますので、そういった一生懸命やっていただける方も私いらっしゃると思うんです。前、仲人のあっせんということで頑張ってくださっている方もいらっしゃいましたし、すぐ結果が出るかどうかは別にして、やはりそういう前向きに取り組んでいただけるように、今後お願いをここしておきたいと、強くお願いしておきたいと思います。

時間がちょっと迫ってきているので、次の質問にさせていただきます。

人口問題については、ないものはないので、この町にないものはないので、いいものはやっぱりいっぱい発信して、この町いい町だよということをしていかないと住んでくださらないと思いますので、ぜひポジティブに進めていただきたいというふうに思います。

2番目の質問にさせていただきますけれども、今年の米の生産価格はこれまでになく上昇しまして、ただ、米の安定した需要が続いて、安心して農業が継続できるということを基本的には願っております。それで、町の農業経営者の高齢化が進んでおり、このままでは農業を継続して農地を維持するのが危惧されております。そういったことを踏まえてお聞きをしたいと思います。

質問の1番です。

新規の就農者は増加しているのかと、西川町の農業経営の面積は1戸平均どのぐらいになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創兼農業委員事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

まず、新規就農者についてですけれども、町の新規就農者については、町では認定新規就農者という形で把握させていただいております。認定新規就農者制度については、ご存じかと思いますが、新たに農業経営を営もうとする青年等、18歳から45歳未満の青年が作成した青年等就農計画を市長村長が認定する制度がございまして、認定されれば新認定新規就農者というふうに町で把握させていただいておりますけれども、現時点では、認定新規就農者は1名でございまして、昨年度も同数でございました。推移で見ますと、過去5年間ではおおむね1名から4名で推移しておって、横ばいからやや減少の傾向が続いておるところでございます。

もう一つの質問ですけれども、平均の耕作面積についてですが、農林業センサスの数字になりますが、2015年には1経営体当たりの経営耕地面積、こちらが1ヘクタールでございましたが、2020年の経営耕地面積、1経営体当たりの経営耕地面積は1.5ヘクタールと増加しており、2025年のセンサスの結果はまだ出ておりませんが、増加傾向にあると考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 西川町は本当に規模が小さい農家が多いということが分かっているんですけれども、若干増えている、2025年についてまだ速報値しか出ていないので、正確な数字は出ていないということですが、課長おっしゃるように、若干増えるのかなと私も思っております。

こういったことを踏まえていくと、2025年の農林業センサスの速報値では、山形県の農業形態は、経営形態2万2,578で5年間で20.1%減少しているんですね、やっぱりね。小さい農家がなくなっているということだと思うんですけれども、これを踏まえて質問の2番になるんですけれども、農地の集約、集積、これについてはどう進めているのかと、農業の経営者対策を今後どういうふうに進めているのか、これ一体なのかというふうに思ってお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員会事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

まず、農地の集積、集約についてでございますが、今後も、議員の認識のとおり、2025年センサスでも恐らく集積の傾向は進んでいるというふうには考えておりますが、西川町として集積、集約のためにやっていることとしましては、例えば、ソバを作付する場合には、産地交付金という国の補助金を得られるんですが、西川町の農業再生協議会独自のメニューと

して団地化助成というものを用意しておりまして、団地化、0.6ヘクタール以上の連坦団地を構成して作付した場合には、上乗せで助成するというメニューを用意しております。

一方で、農地の集積、集約に関しては、昨年度は地域計画を作成させていただきまして、将来の農地の在り方ですとか、担い手を地図化、見える化した目標地図を作成いたしました。その際、地域の農業者の方と対話させていただきましたけれども、やはり将来、農地を誰に集積、集約していくか分からないというような地区も地区によってはございました。こういった地区から農地の集積、集約について相談がありましたら、少しでも丁寧に対応していくということに尽きるのかなと考えております。

続いて、後継者対策についてですけれども、前段の質問のほうでも町長からありましたとおり、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用を通じて、農業の後継者の確保を実施しております。その結果、現在、1名が地域おこし協力隊として農業、啓翁桜でございますけれども、に従事しておる状況でございます。

また、どうしても町の農業政策、認定農業者、あるいは、認定新規就農者がメインになってくるところではございますけれども、半農半Xというような形で園地を確保したいというような方もいるということは把握しておりまして、今後もいろいろな多様な切り口で後継者の獲得に努めてまいりたいと考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 私の町内でも2戸の農家が経営者の方が亡くなりまして、それを継続する人が、若干継続したところもあるんですけれども、全部はできないという方もいらっしゃるって、町内の別の地域の方が今、耕作をさせていただいております。農地を保全していただいているんですけれども、我々というか、農家が持っている土地は農家のものだから、やっぱり農家が判断しなきゃいけないというのは大原則なんですけれども、なかなか5年後、10年後と言われて、皆さん後継者いないよと、ここで終わってしまう状況であって、これはなかなか課長にお願いするのは大変なのかもしれませんけれども、もう少し踏み込んで町がいかないと、なかなかこの話は進まないと思うんですよね。

地域計画をつくっても、もう見ただけで、次、後継者いないよと分かっている、じゃどうしようかと、その先に行く、行かないという、地域計画をずっと毎年見ながらやってきているんですけれども、なかなか進まないというのは現状なので、ぜひここは大変でしょうけれども、リーダーシップをある程度取っていただいて、もっと進まなきゃ駄目だよということではないかと、果たして進まないんじゃないかなと思っています。この辺について、これから

農閑期でいろんな話合いも出てくると思います。そういった面で、もっとイニシアチブを取っていただけないと、進まないのかなと思いますので、この辺をお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員会事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 我々としても、地域の中で農地を集積、集約していくということは非常に重要だと受け止めておりますが、なかなか行政の限界もございまして、地域計画の対話会は私も参加させていただいて、どうしますかという話を聞かせていただきました。地区によっては、中心的な担い手がいらっしゃって、ほぼほぼその方、その方もそんなに若いというわけでないですけれども、その方に集約していこうというような地区もありました。

一方で、あまり特定の地区を出すのはあれかなと思いますが、議員の地元の吉川地区などではまだまだ頑張っていらっしゃる方が多くて、私も誰か、将来どうする、どうしますかねという話はさせていただいたんですけれども、ある意味タブーといいますか、5年後、変な話、自分ができなくなったらどうするかというところまではなかなか言えないというような反応でした。なので、ちょっとなかなか、町がリーダーシップと言われてもなかなか難しいところはありますけれども、やはり特に吉川地区については、西川町の重要な農業の産地というか、稲作の産地でございますので、対話を通じながら検討していきたいというふうな考えであります。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） おっしゃるとおりだと思います。ですから、話合いに行くときに、ぜひ少しリーダーの方と話をさせていただいて、ちょっと打合せをしてから入っていったほうがまとめやすいのかなというふうに思います。そういった面も含めながら、今後、農家も一緒になって考えていかなきゃならないことでありますので、ぜひ町のリーダーシップに期待をしたいと思います。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、4番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○菅野議長 続いて、7番、大泉奈美議員。

〔7番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

○7番（大泉奈美議員） 7番、大泉奈美です。

今日は2つの項目について質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、質問する前にですが、12月今議会は啓翁桜議会ということで、この桜をご準備していただきました。生産者の皆様に感謝を申し上げるところです。雪が降ってまいりまして、本当寒い中での作業になるかと思いますが、感染症なども蔓延している状態でありますので、お体に気をつけて作業を進めていっていただきたいというふうに思いますし、また、間もなく啓翁桜の出発式が始まっておりまして、今年も日本一を目指して頑張りたいというふうに思うところです。

では、最初に、地域力と住民パワーを生かした防災力をどう進めるかということについて。

西川町は、第7次総合計画の第4章では、町民誰もが安心して豊かな心で生活できる、魅力的な西川町をつくるとしています。近年、多発する風水害、土砂災害、地震などの自然災害に備えることが急務になってきました。防災力を進めるため、次の質問をします。

自主防災組織と町との連携と支援についてです。

（1）番です。令和2年度にハザードマップを作成し、全戸に配布しました。周知確認のために、タブレットでハザードマップについてアンケート調査を実施し、住民同士が助け合って災害に備えるようにしてはと考えますが、まず、見解をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 大泉奈美議員のご質問にお答えします。

西川町の防災ハザードマップに対するご提案をいただきまして、どうもありがとうございます。まずはありがとうございます。

西川町の防災ハザードマップは、議員ご指摘のとおり、令和2年に国の水防法の改正に基づき、1,000年に一度の洪水災害を想定し、これまでの土砂災害ハザードマップに加えまして、指定された寒河江川の想定最大規模の洪水警戒区域を盛り込んで1冊にまとめたものでございます。この防災ハザードマップには、災害情報の入手方法のほか、洪水ハザード情報、土砂ハザード情報、避難行動ガイド、避難所一覧などの情報が盛り込まれております。

また、令和3年の水防法改正によりまして、洪水浸水想定区域の指定対象が全ての1級、2級河川に拡大されました。こちらを受けまして、従前対象ではなかった河川について、令和6年6月、山形県から追加指定されたことから、西川町においても防災ハザードマップを令和8年度改正、見直しを行いたいと考えております。

一方、全戸配備しているタブレットにつきましては、町の行政防災無線とも連動しておりまして、災害発生時は防災無線からの情報がタブレットからも音声により共有されることとしております。

このように西川町においては、防災情報とタブレットの親和性が高いというふうに感じておりますので、議員からご提案いただいたように、防災ハザードマップ改定の際には、タブレットを用いて防災ハザードマップの存在、活用方法に関してアンケートも取りながら、町民の皆様にとって防災ハザードマップがより近く有効なものになるように取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 答弁のほうありがとうございました。

今、8年度に見直しをするということでございますが、まず最初に、防災マップについて、今日、私、持ってきました。黄色のこの大きさですごく目立つんですが、実は、私、座敷に大事にしまっておいたというのが実は実際のところなんです。なかなかこの防災マップを見ますと、洪水、風水害、いろんなことについて、じゃ避難行動どうしようとか、非常時の持ち出し品はどうしようとか、避難所はここですよ、避難場所はここですよという、行政のライフラインから全てここに明記されてはおりますが、やはり皆さんふだんから茶の間の見えるところに置いておかれるかなと思ったら、なかなかやっぱりどこにあったかしらという方も、もしかしたらいるかもしれません。

しかしながら、やっぱり近年、あちこちで風水害が起きておりますが、大体、最近ちょっと多いコメントは、もう60年、70年住んでいるんですけども、今までこんなことはなかったというコメントがやっぱりテレビ報道などでコメントされている方が意外とちょっと多い

かなというふうに思います。

ですので、まずは令和8年に新しく改定するというふうに今、答弁はいただきましたけれども、やはり実際、ここにあるというものです。じゃ振り返ってみましょうと、じゃ自分のところでこうなったらどうしようかと、この地図を全部頭にとにかく、自分の地区にしても覚えていてくださいというのなかなか大変かなというふうには思います。

皆さんご存じのとおり、西川町については、寒河江川が真ん中にあり、もう右と左といいますか、112号線があり、県道があり、すぐ大体そんなに距離もなく山があると、つまりは、防災マップを見ても、土砂災害警戒区域とか、土石流の警戒区域、ほぼほぼ住んでいるところがこの警戒区域のエリアになっているかなというのがあります。ですので、これにつきましては、やはり新たに認識をしていただく方法を今後も何かの機会に考えていってもらえたらいいなと思います。

私も時々実は山に行くんですけども、山道、ここは平らであったはずなのに、途中、段差ができていうところが実際あります。要は、川に向かって土が動いている、あとは、山は水が、しぼり水といまして、水が湧き出ているところがある。前ですと、人がいっぱい通るところ土が固まっていたけれども、だんだん人が通らなくなると、ぬかるみになってくる状態になります。ですので、山はいつまでも同じでないということ、やはり身近にあるということを感じていただくために、ハザードマップこういった形を皆さんに知っていただくということをやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、そういったことも含めまして、（２）番に移りたいと思います。

緊急避難場所や避難所に住民の方が避難してきた場合、地区の役割が分かるように、活動ベスト、ビブスを配布してはと思いますが、見解をお伺いします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 ご質問にお答えいたします。

ビブスの件ですね。こちらのご質問についても、避難所における活動が分かりやすくするための具体的なご提案というようなことで、ご質問いただきましてありがとうございます。

町のほうでも、これまで町内各地において自主防災組織がそれぞれの地域において防災訓練を行う場合、町の補助金として自主防災組織充実強化支援事業をご用意をいたしまして、それが活用できるように各地域に対してご案内を行っているところでございます。

特に、今年度、国の新しい地方創生交付金を活用して、これまでは通常1地区当たり上限5万円の補助であったものが、今年度限りでございますけれども、2倍の10万円を交付でき

るように準備を行っておりまして、各地域でもご案内をして使っていただいているところでございます。今年度は既に6つの地区から自主防災訓練を行っていただいております。この町の補助金を活用していただいて、自主防災訓練に必要なもののほかに、常日頃の防災のために必要な資機材、備蓄品などの購入できるものというようにご案内をしておりまして、実際、使っていただいているところです。

一方、議員ご提案のビブスについてですけれども、現在、各地域からのご要望の中では、ビブスが欲しいというような具体的なご要望はいただいていないのが現状です。ただ、なお、既に町の補助金などを活用して、議員ご指摘の災害時避難活動の際に着用するビブスを購入して、自主防災訓練の際、活用している地域が2つございます。災害発生時、避難所活動の際にはどんなことを誰に伝えればいいのか分からない場合がありますので、その人がどんな役割か分かる表示がされたビブスを着用していることは、非常に分かりやすいというように思いますので、町としても、この自主防災組織充実強化支援事業補助金を今後も継続して予算化してまいりたいと思っておりますので、議員ご提案のビブスもこの補助金を活用してそろえていくということを推奨しながら、ご案内していきたいというように考えているところでございます。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 充実支援事業で5万円が10万円になったということで、自主防災組織のほうでの資機材やら様々なことが今年度に限りということですので、そろえていただきたいというふうに思うところですが、私も消防団に所属しまして10年ほどになりますが、毎年、町の総合防災訓練に参加させていただいております。その中で、今年10月に吉川地区を会場に総合防災訓練が開催されました。吉川地区については、もう役割のネーム、例えば、1班、2班、3班という役割もして、じゃ避難場所に行ったら、この人のところに集まりましょうというふうな形でしっかりとできているなど。最初に皆さん避難場所に集まってくるといって、いっぱい、吉川の場合は旧川土居小学校の下のほうにグラウンドなりに集まってはきたんですが、そこでどうしても、実際になってみればごちゃごちゃしてしまうと、自分どこさ行ったらいいんだべというふうになるということを考えたときに、そういったビブス、あの人は何班だな、背中にもそれが書いてあるので、後ろ姿にも分かります。この人の言うことを聞くといいんだなというのもやっぱり士気が高まってしっかりとした避難所運営ができてくるのかなというふうに思いますので、たしか私の記憶によれば、吉川地区もあり

ますが、岩根沢地区の防災訓練でもそれを確認した覚えがあります。

ですので、ぜひほかないところの自主防災組織のところには声がけをしていただいて、こういうふうな使い方をするとうまく住民の方を避難できるようになりますよという、やっぱり声がけが、課長も先ほどおっしゃいましたけれども、やはり危機管理といいますか、町のほうでそういった声がけ、これはこういうふうにかような形で使っていくといいですという、その声がけが非常に大事な。そんなチョッキ買って何すんのやという、どうしてもなる、使い方が分からなかったりするとそういうふうになるので、こういったことをするとスムーズな避難ができてくるということを思いますので、ぜひ声がけのほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、(3) 番にいきますけれども、災害が発生した場合、まずは自分の命は自分で守る、今は自分の命はまず自分で守ってください、自分の命は守らないと、ほかの人も助けられませんというのが今の言葉です。自分の命を守って、次にやはり家族や周りの人を助けることができます。高齢者が多い本町での安否確認の方法として、タブレットから声を発信しながら、ぼちっと押すというのがありますけれども、実際のところ、じゃこれ停電したらどうしようかという、こういったまた心配もありますし、最近では、玄関のところに、例えば、黄色いタオルは無事ですよという合図です、避難しましたといったら白とか青のタオルとか旗を出しておくよというこの呼びかけをして、そういったものを各世帯で準備してもらいながら、災害時に合図を出す、こういったことも防災訓練に取り入れていってはいかがですかということをご提案申し上げますが、考えをお伺いします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 ご質問にお答えいたします。

災害時の安否確認のための合図に関する具体的なお提案をいただきまして、ありがとうございます。西川町におきましても、災害時にはできるだけ、議員お話がいったように、タブレットを持参して避難を行っていただきたいということで最近はおし上げております。このタブレットによって安全確認を行いたいということで、町の総合防災訓練や各地域の自主防災訓練の中でも実際取り組んでいただいておりますし、町のほうからもご案内しているところではあります。

一方、災害発生時、避難する際に、議員ご指摘のように、タブレットを持ち出せなかった場合やタブレットをなくしてしまったとか、そういった場合も想定されます。このような場合は、議員ご提案のような、安否確認のために何らかの合図を出す方法というのは、十分考

えられるかなというようには思います。このご提案の合図を出す方法については、今後、町の防災計画の見直しなどの際に十分参考になるものと捉えさせていただきましたので、今後の事務の参考にさせていただきたいというように思っております。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） やはり災害というか、大雨というか、最近、線状降水帯が発生しまして、急激に雨が降ってきました。そのときに、じゃこれは困った、大雨が降る中、避難所に行くかという判断もありますよね。災害にするときには、1階は水が来ると危ないから、2階に逃げようかなという、自分の家の中で安全なところに逃げるという、じゃ、そのときに人がいるか、いないかというの、気が動転して、じゃタブレットどうしようかというふうになるよりも、やっぱり命を守りたいなという、そっちがちょっと大事になってくるかなと思います。

あと、自宅での避難行動として垂直避難、2階や高いところに上がる、それを後から消防団なり、地区の人たちが雨がいっぱい降っている時に行って、行った方もまた事故に遭ったりするのはそれもまた駄目なことかなと思いますけれども、でも、ちょっとあそこのおうちは気になるから行ってみようと思ったときに、やはりそういった黄色い旗なり、色をまず合わせてということが大事かなというふうに思います。特に、本町は高齢化率が高いですので、災害時要配慮者とか避難行動要支援者をきちんと把握しておく必要がありますので、町民の命を守るためには、やはり一つだけではない、別な方向からの安否確認について考えていただきたいというふうに思います。これは、地区ごとで話をしたほうがいいと思いますので、やはり自主防災組織の方、皆さんと連携しながらお願いしていただきたいと思います。

でも、旗とかというのは、例えば、担当課が違うんですけれども、ミニディのときとか、高齢者が集まったときにちょっと今日、黄色い旗と白い旗とか持ってきましたけれども、ちょっとこれ玄関先さ置いてしてはどうですかとかというアクションというかな、やっぱりついでといいますか、そういった防災、訓練をしたときだけじゃないという、日常の中で自然とやっていけるというのがあると、すごくいいのかなというふうに思います。それをなぜ思うかという、かなりちょっと前のことなんです、ある地区でおばあちゃんたちがお茶飲みをしていました。そしたら、天ぷら鍋をかけてついうっかり話合いをしていて、火が天ぷら鍋に移ってしまっって燃え上がったんです。そしたら、そのときおばあちゃんたちは何をし

たかという、そういえば、避難訓練のとき消火器で火を消したっけねという、それで、自分たちはもちろん消防署に電話したんですけれども、自分たちで消火器で油のところを消していたと、それでぼやで済んだということもありました。

ですので、やっぱりふだんからちょこっと、そういえばあそこでしたっけねというのがあると、それが覚えていて、大変なことにはならないというふうになるのかなというふうに思いますので、さっき課長もおっしゃっていましたが、こういったことも避難訓練の中とか、そういった全然、健康福祉課のミニディなんていうのは全然関係ないんですけれども、そういったちょこっとした集まりの中でそういったお話もできたらいいかなというふうに思いますので、ちょっとご検討をいただければというふうに思います。答弁は結構ですので、そういった話題になればいいかなということです。

次は、質問の2番の防災士について伺います。

(1)の防災士の資格取得までの手順とその内容と費用について伺います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課。

○荒木総務課長 お答えをさせていただきます。

防災士の資格に関するご質問でございます。議員ご本人も防災士の資格を取っていただくということで、誠にありがとうございます。

まず、防災の定義からのご説明ですけれども、防災士とは、自助、共助、公助を原則として、社会の様々な立場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した方となっています。日本防災士機構が定める防災士の資格認証を受けるためには、今から申し上げる3つの項目を修了することが求められております。

1つ目、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座をまず受講する必要があります。そして、研修履修証明を取得をする必要があります。その後、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験を受験し、合格することが必須となります。さらに、全国の自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関、またはそれに準ずる団体が主催する救急救命講習を受けて、その修了を取得をすることが必要になっています。

以上、申し上げました3つのもの、それを修了した方が日本防災士機構への防災士認証登録申請を行うことができます。この3項目を修了したことが確認できて、防災士認証登録申請を適正に提出していただいた方に、防災士認証状、防災士証、カードが日本防災士機構から交付されるというような手順になっております。

次に、防災士になるための費用です。こちら、まず、教本代として4,000円かかります。そして、防災士資格取得試験のための受験料が3,000円、日本防災士機構への防災士認証登録申請の手数料が5,000円、合計1万2,000円となっております。

町では、毎年、自主防災組織充実強化支援事業補助金、先ほど申し上げた補助金において、地区の推薦で防災士の資格を取得をする場合、その当該地区において5万円のうちではございますけれども、防災士に係る費用として3万円上限で補助を行っているところでございます。

以上であります。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 前々から防災士については、町で補助をして、自主防災組織からの推薦があつて、こういった手続を踏んで、何名かの方が防災士の資格取得をしておられます。

（2）番とも共通というか、つながってはいるんですけれども、防災士は、例えば、職場で取りましたとか、消防団の関係で取りましたとか、取れるチャンスがあつたので取りましたとか、いろいろありまして、これ町でなかなか、じゃ町内に全体的に防災士を取得している方は何名いるかということは、ちょっと個人情報ということもあり、分からないかなというふうに思うんですけれども、町でこういった補助金を出して防災士の資格を取得された方というのは、何人いるかということと言える、言える範囲というんですか、言って、何人いるかということをお尋ねをしたいんですけれども、個人情報だといえればそれでいいんですけれども、まず何名の方がいらっしゃるからお伺いします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えをいたします。

関係機関にお問合せをいたしましたところ、総数で22名です。男性19名、女性3名です。このうち、町の自主防災組織充実強化支援事業補助金を活用して防災士を取得した方が、半数の11名でございます。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） なかなかこの詳しい人数を把握するのは大変なのは私も知っておりますので、いろいろ調べていただいてありがとうございます。

まずは、総数は22名の方がいると、補助金を活用したのは11名の方がいるということで、（2）番にもつながりますけれども、取りあえずは補助金を出した方ということで、町の防

防災士の方はどのような活動をされているかということをお伺いします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えをいたします。

防災士取得者の町内における活動、先ほど22名と私お答えいたしましたけれども、主に各地域の自主防災組織の中で中心的な役割を担っていただいているというふうには認識をいたしておりますが、ただ、町が補助金を出した方は顔が見えるわけでございますけれども、それ以外の方は、実際、どなたがその資格を持っているか、そこまでは把握できておりませんので、その残りの半分の方が具体的にどういった活動をなさっているかというところまでは、正直把握できていないというところが現状でございます。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 先ほどから町の防災訓練というお話もさせていただいていますが、実は防災訓練をしたときに、防災士の方の顔が分からない、さっき言ったビブスとか着て、防災士となっていると、この人にいろんなことを聞けばいいんだと多分なるのかなと。地区ごとの活動でほかの地区まで行ってけろと言うのもちょっと大変なところありますけれども、せめて地区の防災組織の中で、やはりそういったこと、組織に加わっていただいて、じゃこういうことはできないでしょうかねと。

防災士の役割というか、どちらかと言えばアナログ的なというか、デジタルを使っていうのを進めるよりも、声がけと、大丈夫だが、何か心配事ないですかとか、痛いところないですかとか、そういった活動をやはり各地区でされてほしいのと、要は、防災訓練せっかく町でやっているんですから、各地区で輪番というか、回っていくわけですので、町でちょっとお声がけをしながら、各地区の防災士の方がせっかくの知識、それを活用していただければというふうに思いますので、ちょっと来年以降の防災訓練についてちょっと課長の考えをお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 防災士の諸訓練に対する参加のほうですけれども、議員ご指摘のとおり、やはり専門的知識、知見を有した方ですので、できる限りそういった活動の場面にぜひ参加をいただきたいというように、こちらの分かる、資格持っているということがもう分かる人に対してはご案内はできますので、そういった形で周知を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 災害についてはいろいろ申し上げましたが、心配だなと思って暮らす必要もないんですけれども、ただ、いざとなったらどうしようかということ覚えておきながら、地域の中で話し合っていってもらえたらいいかなと。要は、備えあれば憂いなしということで、地域防災力の向上を目的として、やはりふだんから緊密な連携によって、相互の連携体制によって、町としては町民の命を守っていただきたいというふうに思いますので、ただ、あまりちょっと加速してスピードを上げる、これしてけろ、これしてけろと言うと、それはちょっと対応できなくなるというのはありますので、まず、ちょっとこの辺からという形でぜひ防災士の方にもご活躍いただきたいなというふうに思いまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、令和8年に向けた町のスポーツ全般の政策についてということで、前回の9月議会でも子どもたちのスポーツ関係の充実をということで質問させていただきました。予算編成の時期であることから、来年度に向けた考えを伺いたいというふうに思います。あと、または、11月17日に議会と町スポーツ協会、スポーツ推進委員の方々との対話会、対話の集いを行いました。あとは、そこで出されました意見を踏まえながら、次の質問をしたいというふうに思います。

質問の1番で、部活動地域移行から地域展開と名称を変えて推進する方針になっています。町が作成しましたというのは、ご存じだと思いますけれども、令和5年度に地域スポーツクラブ活動全体整備について、実証事業ということで計画を立てたということで、これが私が申し上げている計画というふうにお考えになっていただきまして、（1）番、このスケジュールは令和7年度までになっていますが、令和8年度以降についても計画を策定する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 来年度以降につきましては、ただいま議員のご質問にもありましたように、これまでとフェーズが異なっておりまいますことから、今年度までの準備期間に類する大きな柱建てによる計画策定の考えは、現段階ではございません。

町としては、これまでスポーツ庁や文化庁が示す部活動改革の趣旨を踏まえまして、8年度、来年度からの地域展開に向けて、町の実態を踏まえるとともに、まなぶ課を中心に西村山地区の他市町と連携しながら、取組を進めてまいりました。この間、部活動改革の趣旨の

周知や課題やニーズの把握、そして、受皿の明確化と、そのためのニーズ把握等に段階を踏んで取り組んでまいりました。この積み上げを受け、まなぶ課として地域展開に係る8年度予算要求を行ってまいりますので、その予算が議会で承認されれば、8年度は実質的に地域展開がスタートする形となります。

しかしながら、各競技を支える受皿団体の実情もそれぞれ異なりますので、実際に取り組を進めていただき、町として予算を伴って講じる手だてが適切なかどうかということについては、新たに設置する地域コーディネーターを機能させながら、実態に即して年度ごとに検証を行い、充実を図っていくほうが実効性があるというふうに考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ご答弁ありがとうございます。

7年度までしっかりと計画を立ててもらいまして、8年度以降も新たな展開で進めていくということで、なかなか学校等のつながりもありまして、大変なことであったなというふうに思います。これについては、やはり子どもたちが少なく、どこの市町も少なくなってきました、今、西村山地区と連携を取りながら、受皿をということでやっていただいて、これは、でも、子どもたちのためにしっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

今、答弁にありました地域コーディネーターについてお尋ねをしますけれども、この方はどういう配置というか、まなぶ課にはいらっしゃると思いますが、町の職員が当たるのか、それとも会計年度任用職員の方とか、そういった方がやるのか、こういった方を何名配置するかということについてお尋ねをします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 この地域展開のコーディネーターについてでございますが、現段階では、会計年度任用職員による1名ということをご想定しております。どのような業務を行うかということでございますが、各受皿団体のいろいろな支援策等もございますので、そういったものを事務的に処理していくということもございます。それから、いろいろな調整の部分も出てまいります。あと、いわゆるこれからクラブ化というのが進んでいくというふうになった場合に、そのクラブ化、認定に関わるガイドラインとか、そういったものも策定してまいる必要があるというふうに認識しております。国のほうでも、新たなそのようなことに対する施策を打ち出しておりまして、県のほうでも、今、その辺のニーズ調査を行っていて、回答している状況でございますが、そのような方向を考えているということでございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ありがとうございます。

会計年度任用職員の方を1名、これは正式に言えば、8年度4月1日からという形になるのかなというふうには思いますが、各スポーツ協会、団体との協議とか条件整備、生徒、保護者、先生方への説明など、やはりそれぞれに話を進めていって、何が困っているか、何をしてもらえたらいいなというところをしっかりと聞いていただきまして、ぜひ子どもたちのためにやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、（2）番ですが、部活動地域移行、今、展開というふうに名称を変えてやるということではありますが、私の大きな、スポーツ全般とは書きましたが、中学校吹奏楽部もありますけれども、やはり前から聞いていて、中学校の校長先生からなかなか吹奏楽の指導者の方の確保が難しくてというお話を聞いておりますが、実際のところ、その確保を含めた見解を、吹奏楽部についての見解をお伺いします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 吹奏楽部に関しましてご質問をいただきました。

吹奏楽部についても、対話会を経まして、あいべ施設の施設利用料を無料化すると、基本的には、他の運動部と変わらない支援をしていくべきものと対応を既に進めてきております。しかしながら、今、議員ご指摘のとおり、吹奏楽部は、他の運動種目とは異なりまして、現状では休日の活動をサポートする組織が、受皿がないことから、まなぶ課といたしましては、休日の練習環境づくりに向けて取り組む保護者会の伴走支援を行ってまいりました。具体的には、6月に行われました吹奏楽部の定期演奏会を機に、吹奏楽部サポーター募集のチラシを作成して募集支援を行うとともに、申出のあった方については、保護者会、それから学校のほうとも連携を考慮し、情報提供を行ってきたところでございます。

また、その他町内在住の吹奏楽経験者にもサポーターとしての協力について働きかけを行っており、やってもいいよというふうに言っている方もいらっしゃる状況ではございます。ただ、今後、どのような方々に土日の活動サポートをお願いして、どういう体制で取り組んでいくかということについては、主体である生徒そのもののニーズとか、あるいは、保護者会の判断によるところとなりますので、サポートしていただく方への謝金等についても、そういったことが出てくれば、他の運動部同様に対応していく方針でございます。

それから、吹奏楽部について大変大きいもう一つの問題は、練習場所ということになります。楽器を使うわけですので、どこでもできるという状況にはございません。それから、楽器も運搬することによって破損するということもあるので、この練習場所に関しては、新

たな環境整備とか、あるいは、今、申し上げた楽器運搬が不要である点などを考慮し、そして、何と言っても生徒自身の利便性を考慮して、基本的には中学校を活用していくという方向で、主たる練習場所と施設管理の在り方について、学校のほうと今、詰めの協議を行っている状況でございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 吹奏楽部の方々も頑張っていると思いますので、やっぱり結構人数多いかなというふうに思いますので、ぜひ町として後方支援というところをよろしく今後お願いしたいというふうに思います。

次に、（3）についてですが、9月の議会でクラブ化の支援について伺いましたが、来年度以降の支援について伺います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 地域展開に関連して進みつつあるクラブ化ということへの支援についてのご質問でございますが、9月の議会のほうでも、施設の減免とか、あるいは、大会のときの移動支援については既に回答させていただいたとおりです。

ただ、そのクラブ化となりますと、やはりイニシャルコスト、立ち上げのときにかかってくる費用とか、あるいは、ランニングコストというものが当然出てくるわけですが、これはまだまだ流動的で不透明な要素があるのが現状です。

それに加えて、その競技ごとに状況が異なることもありまして、その支援の在り方は一概に公平性の観点からだけでは判断できないという、大変難しいものがございます。クラブに所属しての活動は、あくまでも受益者負担が原則というふうには考えておりますけれども、また、公平性を担保することが到底困難なため、基本的にはクラブへの支援は行わないという自治体があるのも現状です。

また、広域クラブには、当然のことながら、本町以外の子どもたちも所属する形になりますので、単純に町としてクラブを支援するということは非常に難しいというふうに考えております。所属する西川の子どもへの支援をどうしていくかという検討は必要だというふうに考えております。

いずれにしても、非常に流動性の高い現段階での支援の在り方を確定するには、大変困難な状況にありますので、今後、クラブ化が一定の落ち着きを見せる段階が来ると思うんですが、各競技間のバランスとか、あるいは、他市町の状況、それから、国の示す方向性等も見ながら、妥当性のある支援の在り方を研究して、取り組んでいく必要があるものと捉えてお

ります。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 町としてもいろんなことを考えていただいて、ありがとうございます。やはり公平性というか、じゃほかの市町の子どものをどうしようかという、町のお金を使ってじゃできるのかというのもやはりあると思います。

でも、実際に男子バレーボールについては、体育館のエントランスホールにポスターが掲示されてありますけれども、VC西村山が発足しておりまして、地域クラブが大会に参加するにはやはり、子どもたちを大会に参加させたいなという思いもあって、特に団体競技ですので、ハードルはたくさんあって、それを頑張ってクリアしながら立ち上げていると。実際、木曜日と金曜日は寒河江市内、西村山地域から子どもたちが集まって一緒に練習をしているという形でやっておりますので、今後いろんな形で、先ほど、来年度からですが、会計年度任用職員の方にもご相談に乗っていただけて、やはり子どもたちがしっかりと部活動やクラブたち、その好きな競技ができるように、ご支援のほどをよろしくお願いします。

○菅野議長 大泉議員、あと5分になります。

○7番（大泉奈美議員） あと5分で。

スポーツ、質問の2番です。スポーツ協会の要望について対話会を行いましたところ、まず、（1）スポーツ少年団は、スポーツを通して未来を担う子どもたちの成長を支え、地域社会とのつながりを育てています。やはり、ただ、子どもたち少なくなって、保護者の負担も大変になってきたことから、町からの支援をどう考えますか。見解をお伺いします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 スポーツ少年団が果たしている役割は、大泉議員ご指摘のとおりのものであると受け止めておりますけれども、スポーツ少年団は、あくまでもその個人の意思に基づいて加入するものですので、やはり受益者負担が原則と考えております。

ただし、募集単位であるスポーツ少年団への支援に関しては、現在も町といたしまして、西川町スポーツ少年団本部への補助金という形で行っている現状にあります。同本部は、団員や指導者の登録費や各団への育成助成金を支出しておりますので、間接的支援は行っている現状でございます。現時点で、支援増額要望も各スポーツ少年団からこの本部会でもございませんので、今後において要望があった際は、ニーズを的確に把握して対応を検討してまいりたいものと判断しております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 7年度予算の中にはスポーツ少年団育成補助金ということで、16万3,000円ほどが計上されているなというふうには思っております。また、体育館使用料につきましても減免措置がされておりまして、町ではやっているというふうには思いますが、今、教育長が答弁なさったとおり、今後もスポーツ少年団と対話をしながら、やっていっていただきたいというふうに思います。

あと、スポーツ協会の対話会の中では、スポーツ協会加盟団体育成補助として31万3,000円ほど7年度計上されてはおりますが、各協会を、スポーツ団体を育成していくというのはなかなか難しいということで、スポーツ協会としても、運営というか、育成という意味ではやはりこの金額の増額をお願いしたいということと、もう一つは、やはり、私も前、一般質問でしましたが、町民体育館の冷房設備、これはやっぱり小学校、中学校とかいろんなこと、優先順位だというふうには町からも承ってはおりますが、さらに今回の冷房設備、あそこを使った他市町の皆さんから、いや非常にいい体育館だと、西川の子はこんなところで練習ができているのかというご意見も頂戴しています。という保護者からのご意見でございました。

ですので、ちょっと大変な金額がかかるということも私は認識はしておりますけれども、ぜひこういったこともスポーツ協会からさらに要望などを直接言っていただけるように、私も話を進めていきたいというふうに思います。

2項目質問させていただきましたが、これをもちまして一般質問を終了します。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、7番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

令和 7 年 1 2 月 9 日

令和7年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和7年12月9日（火）午前9時30分開議

日程第 1 議案の審議・採決

承認第5号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

議第49号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の一部変更について

議第50号 西川町みどり住宅条例の設定について

議第51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議第52号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第53号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第4号）

議第54号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第55号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第56号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 2 議員派遣について

日程第 3 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 4 議第57号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（８名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（１名）

9 番 古 澤 俊 一 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	荒 木 真 也 君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松 田 淳 一 郎 君	町民税務課長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課長	石 川 朋 弘 君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君
観 光 課 長 兼 かせぐ課長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	大 泉 健 君
病院事務長	土 田 里 香 君	まなぶ課長	設 楽 友 弘 君
会計管理者 兼 会計室長	松 田 一 弘 君	監 査 委 員	古 沢 美 代 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	工 藤 誠 君	議 事 係 長	飯 野 勇 君
--------	---------	---------	---------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎日程の追加

○菅野議長 ただいま菅野町長より、追加議案、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第4、議第57号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてとします。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第1、これより議案の審議・採決を行います。

承認第5号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長 松田淳一郎君 登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 承認第5号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第3号）

の専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、9月17日から18日の豪雨により発生した公共災害復旧申請のための測量設計や応急復旧工事といった案件が出てきたことから、10月1日、一般会計補正予算（第3号）について専決処分し、経費予算を措置したものであります。

予算の内容につきまして説明申し上げます。

お手元の議案書の予算書、令和7年度一般会計補正予算（第3号）をご覧くださいと存じます。

予算書の1ページ、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、総額を92億7,972万9,000円としたものです。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の8ページ、3、歳出をご覧ください。

第11款1項1目町単独土木災害復旧事業費につきましては、9月17日から18日の豪雨により町道東沢・梅沢線等35か所で発生した災害に対する応急災害復旧工事1,700万円を追加、2目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道高旭・東浦線等6か所の公共災害復旧申請のための測量設計等査定資料作成業務1,200万円を追加するものであります。

2項1目農業用施設災害復旧費につきましては、同日豪雨の影響により各地区へ交付する水路などの農業用施設災害補助金250万円を追加、2目林業施設災害復旧費につきましては、林道間沢川・高旭線等5か所の基幹林道災害復旧にかかる工事費1,600万円、各地区へ交付する林道施設災害補助金750万円を追加したものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

7ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第19款繰越金3,800万円及び第21款町債1,700万円を追加したものであります。

最後に、地方債の追加について説明申し上げます。

4ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、町単独土木災害復旧事業の追加を行ったものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 災害復旧ということで、早急な対応ということでありますので、本当にご苦労さまでございます。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、これ公共土木なり、公共の災害に該当しなかったのかどうか。単独債でもやっていますけれども、公共となれば、起債しても交付税措置もございますし、公共土木災害補助金も出るんですけれども、該当しなかったのかどうか、そこをお聞きします。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 荒木議員の質問にお答え申し上げます。

今、荒木議員からの、単独部分でのということだと思いますけれども、実は、公共にするためには、どうしても測量設計とか、そういったものが必要になります。その費用は国庫支出金の該当になり、負担金の該当になりませんので、一般財源対応になります。その測量設計の部分よりも工事費が下回るもの、つまり、町の一般財源として費用的にかからないものと判断しまして、そちらのほうの支出は、公共のほうではなくて単独のほうにしまして、経費の面、それから、スピード面ということで、そういうような対応をしております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 補助金の該当にならない部分もあるということで総合的に判断されたということですが、これ単独債の場合の地方債を発行しておりますけれども、公共土木のほうの起債は発行しなかったのかどうかお聞きします。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 質問にお答えいたします。

今回の補正につきましては、測量設計ですので起債は該当しないところとなっております、これから、査定を受けましたけれども、来年度復旧工事の予算ということで上げて、来年度に施工する予定でございますので、その工事の場合ですと町債の該当になりますので、そのときは予算に計上して申請を考えております。

○菅野議長 そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第5号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第49号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

設楽まなぶ課長。

〔まなぶ課長 設楽友弘君 登壇〕

○設楽まなぶ課長 議第49号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の一部変更について補足説明を申し上げます。

西川中学校体育館空調設備設置工事は、工期が令和8年3月31日までの契約となっており、工事も予定どおり進んでおります。

変更内容は、空調設備の吹き出し口など、設置位置の変更であります。具体的には、当初計画していた設置予定箇所の壁の内部にございます躯体コンクリートが干渉することが判明したため、設置位置を変更し施行するものです。

この変更に伴う増工事によりまして、変更額として52万6,900円を増額し、変更前の契約額6,050万円を、変更後の契約額6,102万6,900円とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 全員協議会でも説明を受けましたけれども、そのときもちょっとお話をさせていただきましたけれども、この工事は5,000万を超えるということで、議会承認の案件ですので、議案として出てきたと思います。

当初の請負契約では当初予算よりも下回っているということで、予算があるから補正予算も出てこないと思うんですが、やはり見る限りに、やっぱり図面とか、あと現地調査をきちんとやれば、ちょっと防げるような感じもしないでもないです。十分やったとは言っていますけれども。

今後、この前一般質問でもしましたけれども、やっぱり新設もさることながら、やっぱり老朽化とともに、補修、増改築、そういうものが増えてくると思います。各部署ともやっぱり事前の調査、設計を委託する場合は委託先との協議、きちんとやっぱりやっていただいて、やっぱり何ぼでも出費を少なくしていくというようなことは考えてもらっているとは思いま

すけれども、おのおのの各部署で、やっぱり今後発注物件があった場合は、そこら辺を十分今後気をつけていただきたいなというふうに思います。

ちょっと図面を見る限り分かりそうな感じもしないでもないですので、それは別にまなぶ課を責めるとか何かじゃなくて、今後のためにもやっぱり財政をきちんと守っていく、その出費の加算がちょっとやっぱり響いてくるというふうに思いますので、今後ちょっと、あまりこんなことを言うのは立場違うのかもしれませんが、十分気をつけながら仕事をやっていただきたいなというふうなことです。

答弁は結構です。

○菅野議長 そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第49号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 西川町みどり住宅条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉建設水道課長。

〔建設水道課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉建設水道課長 議第50号 西川町みどり住宅条例設定について補足説明を申し上げます。

本条例は、現在、海味地区のみどり団地内に所在します西川町若者定住促進住宅と西川町定住促進住宅を統合し、新たにみどり住宅として運用の効率化を図るとともに、町内の定住促進地域の活性化を図るみどり住宅の設置及び管理に関する必要な事項を定めるものであります。

それでは、議案書7ページのほうをご覧くださいと思います。

以下、これから条ごとに説明を申し上げますけれども、第1条では趣旨、それから、第2条では設置として、冒頭申し上げました内容につきまして規定をしております。

第3条では入居者の公募について、第4条では公募の例外について規定しております。

第5条では入居者の資格を定め、先日の全員協議会の中でも説明申し上げましたが、50歳以下の者で構成された世帯、また、単身世帯で入居できる運用等を規定しております。

第6条では入居の申込み及び決定、7条では入居選定、それから、8条では入居補欠者について規定しております。

第9条では災害による住宅の使用期限、10条では入居手続に関する事項を定めております。

第11条では家賃を規定いたしており、家賃につきましては、別表第1、第2のとおりではございますけれども、家賃につきましては、従前の2つの条例の使用料をそのまま引き継ぐものであります。

13条では家賃の減免、または徴収猶予、14条は督促、延滞金の徴収、15条では敷金としての家賃に係る諸事項を規定しております。

16条では修繕費の費用の負担、17条では入居者の費用負担義務、18条では入居者の保管義務等、19条では迷惑行為等の禁止、20条では転貸等の禁止、21条では用途変更の禁止、22条では模様替え等の禁止、23条では長期不使用の届出、24条では明渡しの届出及び検査として、入居者の遵守事項等を規定しております。

25条では住宅の明渡請求、26条では住宅監理員及び住宅管理人、27条では立入検査といたしまして、町が行使できる事項を規定しております。

最後、28条では委任として、本条の施行に関しまして必要な事項は規則で定めることを規定しております。

12ページ、附則をご覧くださいと思います。

本条例の施行日は、令和8年4月1日とするものでございます。ただし、第3条から第10条まで及び第15条の入居の募集、決定及び手続に関する規定は、公布の日から施行するものでございます。

また、先ほどから話したとおり、西川町若者定住促進住宅条例と西川町定住促進住宅条例の2つの条例を今回廃止するものでございます。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 第7条の入居者の選定です。子育ては西川町でという言葉があったかと思いますが、入居者選定で、単身世帯と子育て世帯を優先するという事で選定ではよろしいということですか。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 本条例の中では、そういった優先はございません。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 選定する際に子育て世帯を優先、そういったことはないということの回答だと思いますけれども、当町の今からの人口を考えると、子育て世帯、子どもたちはどんどん今減っていますから、ぜひ子育て世帯をいかに引き入れるかというところが今非常に重大な、重要な問題になっていると思いますので、ぜひそこは考えていただきたいんですけれども、いかがですか。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 条例の中では、そういう、先ほど申し上げましたけれども、その辺につきましては優先として考えていきたいと思います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 単身者を入れるということは分かりますけれども、ぜひ子育ては西川町へということも諦めないで、追求していただくようによろしく願いいたします。

○菅野議長 そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第50号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第51号 西川町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木総務課長 議第51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について補足説明を申し上げます。

この条例を設定する目的は、今年の人事院勧告、そして、山形県人事委員会勧告に基づき、本町の一般職の職員の給与の規定を改正しようとするものであります。

新旧対照表に基づきまして、条例の規定内容を申し上げます。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

右上のほうに、括弧書きで第 1 条関係と記載しておりますが、こちら第 1 条は、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、公布の日から施行するものであります。

表中、第11条の改正は、医師並びに医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職の初任調整手当の額の改正で、医師にあつては月額41万6,600円から41万7,600円に、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあつては5万1,600円から5万2,100円にそれぞれ改めるものであります。

第24条の改正は、病院、診療所に勤務する職員の宿日直手当にあつて、こちら、勤務 1 回につき4,400円から4,700円に、医師の宿日直勤務にあつては2万1,000円から2万2,500円に、特殊な業務を主に行う宿日直勤務にあつては7,400円から7,700円にそれぞれ改めるものであります。

また、執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁から引き続いて行われる宿直勤務については、新旧対照表 2 ページにあるとおり、単価をそれぞれ改めるものでございます。

2 ページ目をご覧ください。

第25条の改正は、期末手当の額の改正で、一般の職員の場合は年間2.5か月分から2.525月分に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は1.4か月分から1.425か月分にそれぞれ改めるものでございます。

第26条の改正は、勤勉手当の額の改正で、一般の職員の場合は年間2.1か月分から2.125か月分に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は1 か月から1.025か月分にそれぞれ改めるものであります。

新旧対照表 3 ページをご覧ください。

別表第 1 の改正は、行政職給料表の改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に、順次、高校卒業程度 1 万2,300円、大学卒業程度 1 万2,000円をそれぞれ引上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引き上げるものでございます。

8 ページからは別表第 2、医療職給料表 1、11ページからは医療職給料表 2、16ページからは医療職給料 3 に関しては、それぞれの改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じて改正するものであります。

新旧対照表23ページをご覧ください。

第 2 条は、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和 8 年 4 月 1 日から

施行するものでございます。

25条の改正は、期末手当の額の支給月数の平準化を図るための改正で、一般の職員の場合は、年間2.525か月分を6月期及び12月期ともに1.2625月分の支給に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は、年間1.425か月分を6月期及び12月期ともに0.7125月分の支給にそれぞれ改めるものであります。

第26条の改正は、勤勉手当の額の支給月数の平準化を図るための改正で、一般の職員の場合は、年間2.125か月分を6月期及び12月期ともに1.025月分の支給に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は、年間1.025か月分を6月期及び12月期ともに0.5125か月分の支給にそれぞれ改めるものであります。

24ページをご覧ください。

別表第1の改正は、行政職給料表の改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じ、改正するものであります。先ほどご説明申し上げました給料表の改正に引き続きまして、来年4月から、さらにただいま申し上げましたとおり、給料表の改正が行われるというものでございます。

25ページの別表第2、医療職給料表2、医療職給料表3は、それぞれの改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じて改正するものであります。

27ページをご覧ください。

第3条は、西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、公布の日から施行するものであります。

第7条の改正は、給料表の改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じて改正するものであります。

第8条第2項の改正は、任期付職員の期末手当の額の改正で、年間で3.45月分から3.5月分に改めるものであります。

29ページをご覧ください。

第4条は、西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、令和8年4月1日から施行するものであります。

第8条の改正は、年間1.925月分の期末手当を6月期及び12月期ともに0.9625か月分の支給に、年間1.575か月分の勤勉手当を6月期及び12月期ともに0.7875か月分の支給に改めるものであります。

最後に、この条例改正に伴う人件費の増額については、約2,500万円程度の増額になると

試算をしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第51号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木総務課長 議第52号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例を設定する目的は、公職選挙法施行令の改正に伴い、規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表30ページをご覧ください。

第8条中、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価7円73銭を8円38銭に改めるものでございます。

第11条中、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価541円31銭を586円88銭に改めるものでございます。

議案書に戻っていただき、附則のとおり、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第52号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第4、議第57号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第4を直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第57号は、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定でございます。

西川町民スキー場の索道事業の運営形態に合わせ、指定管理者に関する規定等を削るため提案するものでございます。

以上、ご説明申し上げますが、詳細は担当課長にご説明していただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

設楽まなぶ課長。

〔まなぶ課長 設楽友弘君 登壇〕

○設楽まなぶ課長 議第57号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正は、西川町民スキー場の運営形態に合わせ、スキー場の維持管理及び運営を指定管理者に行わせることができる規定を整理、削除し、適正化を図るものであります。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第1項及び第5条第1項の改正は、スキー場関連の規定の削除に伴う整理でございます。

次に、実態として適用する必要がなくなりましたスキー場関連の規定につきましては、次のとおり改正します。第5条第3項を削り、第9条から第13条を削除。使用料を定めた別表につきましては、別表第1を別表とし、スキー場のリフト使用料を定めていました別表第2を削除いたします。

議案書をご覧ください。

附則では、この条例の施行規則を規定しており、公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第57号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長 松田淳一郎君 登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 議第53号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ999万円を追加し、総額を92億8,971万9,000円とするものです。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に関わる補正、債務負担行為の補正になります。初めに、主な歳出について申し上げます。

予算書10ページ、3、歳出をご覧ください。

第1款議会費については、ハラスメント疑惑調査特別委員会設置に伴う弁護士委託費を追加するものであります。

第2款総務費1項1目一般管理費については、子ども子育て支援法の一部改正による給与システムの改修費、また、会計年度任用職員が業務中に熱中症のため入院したことによる公務災害補償費を追加したものであります。

第3款民生費1項2目老人福祉費については、令和7年度税制改正に伴う介護保険システム改修費に係る介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

2項1目児童福祉総務費については、妊婦支援給付対応システム改修費を追加、特定財源については、妊婦のための支援給付事業費補助金33万円を追加するものであります。

11ページ、2目児童措置費については、令和6年度児童手当等交付金事業の返還金を追加、特定財源については、児童手当交付金29万2,000円を追加するものであります。

4目児童福祉施設費については、寒河江市の保育施設に入所した町内児童に関わる入所委託費を追加するものであります。

第7款商工費1項1目商工振興費については、見守り対策移動販売事業者支援給付金を追加するものです。

第8款土木費については、社会資本整備総合交付金事業費の減額に伴い、2項3目道路新設改良費の町道除雪委託費を減額し、2目除雪費の町道除雪費に振替を行うもので、特定財源である社会資本整備総合交付金を2,666万6,000円減額するものであります。

12ページ、3項1目住宅管理費については、空き家除却支援事業補助金を追加するものであります。

第10款教育費4項1目社会教育総務費については、放課後子ども教室推進員の報償費を追加するものであります。

第13款諸支出金1項2目基本財産取得費については、定期預金の利率改定により各種基金利子積立金や繰出金を追加し、特定財源については各種基金の利子122万8,000円を追加するものであります。

13ページ、3項1目遭難対策費については、月山朝日山岳遭難対策活動補助金を追加するものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

8ページの歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出でご説明申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第16款財産収入122万8,000円、第18款公務災害基金繰入金14万8,000円をそれぞれ追加し、第14款国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の減額などにより2,604万4,000円を減額し、

不足する財源3,465万8,000円につきましては、第10款地方交付税160万1,000円、第19款繰越金3,305万7,000円を充てるものであります。

次に、債務負担行為の追加について申し上げます。

予算書の5ページ、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

建設工事等の工期の柔軟な運用を目的とし、コーポ陸合外壁補修等事業、住宅建築支援事業、町道側溝整備事業、町単独土木施設災害復旧事業の4事業については、令和8年度まで合計6,440万円を限度額とし追加するものであります。

また、西川町教育ローン、帰ってきてけローン返済補助金については、令和5年度申請者10名、令和6年度申請者10名、合計20名分を、令和19年度までの9,240万円を限度額として追加するものであります。

さらに、まちづくりファンド基金積立事業については、東部エリアの空き家、古民家等を活用してビジネスを行いたい事業者を支援するために、一般財団法人民間都市開発推進機構のクラウドファンディング活用型まちづくりファンドの採択を受けて設置するファンド運用について、令和7年度から通年募集をかけるため、令和15年度まで1,000万円を限度に追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目が、2款1項1目一般管理費でございますけれども、先ほどご説明あったように、公務災害補償基金からの入院に対する支払いということでございますけれども、こういった状況だったのか。そして、今年は特別暑かったんですけれども、今後の対策をどのように考えていらっしゃるのか。職員の命に関わる問題ですから、これ1つお聞きしたいということと、2点目が、10款4項1目であります。社会教育総務費ですけれども、放課後子ども教室推進員の報償費ということですが、具体的に、人を増やすのか、増額するのか、その辺について詳しくお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 ご質問2点ありましたうちの一番最初のほうの公務災害のほうについてお答えいたします。

本件、今年の夏、7月23日に、会計年度任用職員、道路維持作業員の方が、作業中、熱中症になりまして病院に搬送されたと、入院されたということに対する公務災害の補償について、この1件分について対応するものでございます。

以上でございます。

○菅野議長 追加答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 概要につきましてありましたけれども、今後の熱中症のところであります予防対策について、私のほうから答弁申し上げます。

何点かありますけれども、まず1点目、まず作業前の体調確認と申告制ということで、毎朝、作業前ですけれども、簡単なチェック項目といいまして、例えば、体温とか、あるいは朝食を取ってきているか、あるいは倦怠感とか、そういうものがないかを問診しております。体温につきましては体温計で測っております、37.5度以上の発熱とかあれば、これにつきましては、その日は作業を休めということで対応しております。

2つ目、水分及び塩分摂取ということで、作業前後及び作業中の定期的な摂取をするよう指導しております。

3つ目、服装ですけれども、やはり服装ということで、1つ目が、作業用、特に作業のファン付のベストの装着を義務づけました。また、上下分かれた服装とか、あるいは、通気性のよい服装の装着を指示したところでございます。

それから、4つ目ですけれども、暑さ指数という機械があります。そちらのほうを現場のほうで装着をしております。それで、暑さ指数がある一定、31というものがありますけれども、これがした場合は、作業を中断をします。それに続きまして、中止するか、あるいは、作業内容を変更、場所とか内容を変更するように決めております。

あと、5つ目ということで、休憩時間等につきましては、作業継続を、夏につきましては30分以内で、休憩時間は15分以上ということで、涼しい場所で休憩をしております。

あと、もう一つ、機械のほうで、それぞれ個人の方に熱中症ヘルスウォッチというものがございます。これは、そのときの体温とか心拍数を測定するものでありまして、ある一定の数字が出ますとアラームが鳴りますので、その場合は作業を離脱といいますか、中止するようしております。

あと、最後になりますけれども、これ総務課のほうで実際にやっておりますけれども、熱中症予防対策の研修ということで、これを行っております。

以上になります。

○菅野議長 次の答弁については設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 荒木議員の放課後子ども教室に対しますご質問についてお答えいたします。

放課後子ども教室の人員についてですけれども、見守りが必要な児童さんに対します対応が必要になりまして、人員を増員するものでございます。よろしくお願いします。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 熱中症対策については、二重、三重ということで対策を組んでいただいております、ありがとうございます。やはり働く方の健康、命を守ることは大事でありますので、来年どうなるか分かりませんが、また暑い日が続くのではないかなと思いますし、特に夏場は草刈り等、皆さん町民のために一生懸命頑張っていただいておりますので、今後とも対策よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の放課後子ども教室の推進の関係でございますけれども、これについては、先般、菅野町長のほうに政策提言ということで、放課後子ども教室と病児学級、こちらの事業の充実と従事される方の待遇改善というふうに申し上げております。私どもも、総務厚生でも放課後子ども教室を見させていただいて、やはりちょっと手のかかるお子さんもいらっしゃるということで、非常に大変だなというふうに見ていたところであります。これに対して増員していただけるということで、ありがたいなというふうに思っております。子どもたちの安全、安心を守っていただいて、子育てしやすい環境をこのまま続けていただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○菅野議長 そのほか質疑ありませんか。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 13款の諸支出金ですけれども、遭難対策費の中で、活動補助金ということで補正が組まれておりますけれども、この中身をちょっと詳しく教えていただければなというように思います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えをいたします。

遭難対策のほうですけれども、山岳遭難対策に、協議会、町のほうでつくっておりますが、こちら、現在、遭難の事案があるたびに保険を掛けて、遭難対策、搜索活動を行っておりますが、特に冬場でございます。冬場は、一刻も争う救助のために山遭難隊を組んで行くわけでございますけれども、どうしても警察との調整、消防との調整があった場合、翌日に遭難活

動、搜索活動を展開しなければならないというような事案になります。ただ、一刻を争う場合、その体制が組む前にどうしても出動してほしいというような現場からも要請がございまして、実際、その搜索活動、遭難になった当日から搜索活動を行っていることが、年間二、三件ございます。この場合にあって、保険が初日に掛けられないという事態がありまして、実際、搜索活動を行う搜索隊員の方に、リスクを負って搜索活動を行っていただいているというような現状がございます。

これを何とか解消したいということから、年間通年で保険を掛けて、その搜索活動が、そのリスクを負ってまで活動する方々の万が一のための保険ということで対応させていただきたいということから、当該四十数万円の補助金をその協議会のほうにお出しして、そのお出しした資金でもって保険を掛けていくというようなことで、そのための体制整備を行うための資金計上でございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 遭難対策といいますと、やはり昨年度もそうでしたけれども、月山スキー場なんかも含めまして考えると、やはり年に何回かあるというようなお話でした。

通年で掛けていただいたほうがやはり活動しやすいということだと思いますけれども、ちょっとこれに関連しましてちょっとお聞きしますけれども、非常に今、遭難対策の隊員が高齢化になっております。令和7年10月20日に対話会を開いているかと思っておりますけれども、対話会の中では、いろいろ課題等出ておりました。その中で、この保険の話は出たんでしょうか。それとも別な形なんでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

10月の対話会の際に、議員ご指摘のとおり、遭難対策の各方面隊の隊員構成、かなり高齢化で、実際動ける方が少なくなってきたということで、方面隊の見直しを全面的に行うこととしております。あわせて、この対話会で出たことにつきましては、今言ったそのリスクを負ってまで遭難の搜索をしなければならないということに対する保険の要望並びに装備品などの要望について、ご意見を各種いただいたところでございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今回の補正予算に対しては非常に納得できますし、ありがたいこと

だなというように思います。

今言った遭難対策委員会の体制の問題は、そのときの対話会のスケジュール等を見ますと、そのときじゃない、その後のスケジュール等を見ますと、11月中旬までには体制を見直すというような方向性があったみたいですが、関連で申し訳ないですが、その辺ちょっと教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えをいたします。

12月中に臨時の協議会を開催しまして、各方面隊を新たな体制に見直すということで、できれば方面隊それぞれということではなくて、町全体で一本化して対応をします。実際動ける人を、町内の方々のみならず町外の方々も、月山朝日、うちの町、それぞれ控えているわけでございますので、そこで活動できる方を中心に新たな体制を組むというような予定にしているところでございます。

以上です。

○菅野議長 そのほか質問ございませんか。

1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 1 点お聞きします。

8 款 1 目の空き家除去支援事業補助金で150万の補正でございますが、当初予算があつて、結構空き家除去というものがなされておまして、補助金を出していたので補足するのでの補正だと思いますけれども、その空き家除去の実績、どのくらいの補助を何件ぐらい行っていたのか、その実績をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えをいたします。

現在、1 件当たり最大50万円までの補助金をお出しして空き家の除却を推進しているところでございますが、ただいま審査案件で確定しているところで10件、既に除却のこちらの補助金内定している状況でございまして、当初予算500万円でございます、予定していた案件が全て予算消化する見込みでございます。加えて、新たにこのほかに3件の相談が来てございます。ですので、事案に対して、年度内に、このただいま相談している方々がもし除却をしたいということのその願いに沿うように補正をしたいというものでございますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） はい、分かりました。

随分やっぱ実績があつて、空き家も除去されると町の景観もよくなるということで、この事業はやはり前向きに進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 私の方からちょっと3点ほど。

今の佐藤大議員からの質問で、その空き家の除去の中身というのは、ちょっと確認です、例えば、親族の方が亡くなつたと、住まいは町外ですけれども、町とか隣近所に迷惑をかけることがまずいというようなことで、解体をして、きちんと更地にして、そういうふうな趣旨での補助金というようなことで今でも変わらないのか。ちょっとそれは1点確認です。

あと、7款の商工費です。

見守りの対策の給付金ということで、これは今回初めてじゃなくて、何年かお願いをして見守りに協力してもらっているわけですが、当初予算になくて補正というのはどういった趣旨なのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

あと、先ほど荒木議員から質問があつた公務災害のほうの件ですけれども、例えば、建設課の任用職員の方なんかはあれでしょうけれども、作業員の作業体制というのはどういうふうになっているのか。例えば、1人でやるのか、2人ペアでやっていくとか、そういう状況の下で、きちんとそういう対策を今後ともやっていくというようなことだと思うんですが、そういう今回の場合はどうなっているのか。今後ともどういうふうな方向性で進めていくのか、それを再度お聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 3点ご質問がございましたが、最初の1点の空き家除却のことについてお答えいたします。

空き家除却補助金につきましては、町内に建っている人が住んでいない空き家ですので、仮に町外に転出した方でも、その人が、ご自身がその家の持ち主、もしくは、ご親族とかが申請をした場合、当該町内にある空き家を除却するために、最大50万までを上限にして空き家解体を進めるものでございます。ただ、改築するためのものでないですよという確認を取っております。改築のために、新築のために壊して建てるというものの、そういった趣旨の補助金ではございませんので、その確認は、申請者のほうから確認書というようなことで毎回確認を取って、事務を執って進めているところでございます。

以上です。

○菅野議長 2問目については柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 2点目の見守り対策の移動販売事業者の皆さんへのご支援について申し上げます。

この事業は、地域の高齢者の買物支援やらも含めて、見守り活動を伴った移動販売事業者の方々が当然見守りをしているというところの継続に関する支援になります。

ご質問いただきました、なぜ補正にという話でありますけれども、こちらを当然通年として移動販売事業者の皆さんは見守り活動をしていただいておりますけれども、今回も9月にご要望等いただいております。実際その活動をするに当たって、やはりご自分たちの商品を仕入れるための経費であったり、また、現在は若干ガソリン代は下がっておりますけれども、ガソリン等の燃料代が当然かかり増しているというところのご要望をいただいているということがありますので、見守り活動は当然、通年として継続をいただいているんですが、そういったかかる経費の部分についてご要望をいただいているものにお応えをしまして、今回の補正で計上させていただいたということになります。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 公務災害については大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 佐藤仁議員の3点目の質問についてご回答申し上げます。

まずは、今回の作業につきましては、3人体制で行っております。ただし、実は、昨年ちょっとこの道路維持作業員の方で、この作業中にちょっと同じように健康を害したような事案がありましたので、そのときはちょっと1人でしたので、そのほうから複数でちゃんとするように改めております。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 空き家に関しては、趣旨は本来はそういうことで、ただ、やっぱり人によっては、何だ町外の人さ補助出して町さ住んでいる人には出さないのかというような話もありますけれども、それは制度上しょうがないということで、きちんと説明をして、納得をしていただいて。よく、おらいの敷地の中さ小屋あんの要らなくなったから補助金とかという人もいますけれども、それはそれでちょっと制度が違うというようなことで、きちんとすみ分けをしていただければというふうに思います。

補助金は、見守り、そういう要望があったということで分かりました。

それと、今の災害です。去年度は1人作業ということで、ちょっと普通はペア以上ということだと思います。でないと、何ばいろいろな講習会とか設備何とかこうとかやっても、1

人では何ともしようがないというふうになります。それと、複数である場合は、現場に行くわけですので、TBM等をきちんとやっているのかどうかです。そこら辺はどうなんですか。

○菅野議長 TBMについて。

答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 今の質問にお答えします。

まずは、そういった工程とか、あと、どこを作業するとか、どういう体制にするかということとしては、まず1週間分まとめて行っていますし、あと、ちょっと現場に入るものを行っております。毎日。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 何でそういう話をちょっとしたかと言いますと、きちんとそういうものをやれば、作業員も意識づけになります。それで、その記録を残しておく、何かあった場合、作業員もいいんですけれども、雇用主のほうの責任範囲というのも明確になるということです。必ず、民間では労災となりますけれども、責任取られます。

そうした場合のやっぱり保身、保身ということは大変失礼なんですけれども、企業を守る、雇用主を守るためにも、きちんとそういう書類を取って作業に当たってもらおうと。もうこれは原則ですので、今後もし何かあった場合、ちょっと課内で話をさせていただいて、それはほかの課も同じだと思いますけれども、やっぱり守る意味で、お互いに守るんです。働く人も、雇用する人も両方守るという意味で、それはちょっと検討していただければなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご指摘ありがとうございます。

昨年の事案から、これは私も、体制を長年そうやってきたんだというようなご説明も一部あったものですから、1週間分の仕事を、町民からもご要望、各課にございます。それを集約して、1週間分をまとめて、これで道路工事さんと打合せをしております。

そのほかに、日々も1人では行かないように、今原則3人で行くようにしてもらっているんですけれども。三、四人です。実際行くときには、1週間の、先ほど大泉課長申し上げたとおり、1週間の計画をつくって、それを日々、ここまでできた、今日はここまでやろう、ここまでできたというようなミーティングは、朝晩徹底していただいております。

逆に、これは、職員が見える化したことによりまして、あの課に要望が行った、あれはこの日に終わったんだとか、逆に町民の方から、建設水道課ではなくて、要望にお願いした課

のほうにお礼がいたりするわけでございますので、そういう見える化をしたことで、町の町民から見て町の対応が見える化できたのかなと思っております。徹底してまいります。

○菅野議長 そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決をします。

議第53号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第54号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長 石川朋弘君 登壇〕

○石川健康福祉課長 議第54号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,527万7,000円とするものであります。

7ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出のほうからご説明を申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費につきまして、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修を委託するため、委託料110万円を追加するものであります。

また、前年度の普通交付分の額の確定に伴い返納が生じたため、第2款第1項第1目の一般保険者療養給付費につきましては472万8,000円を減額、第8款第1項第3目の償還金に472万8,000円を増額するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第4款国庫支出金として110万円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、佐藤仁議員。

○5 番（佐藤 仁議員） ちょっと笑われるのを覚悟で質問いたしますけれども、国民健康保険で子ども・子育て支援事業補助金というの、何かぴんとこないんですけれども、ちょっとそこら辺の説明をちょっとお願いしたいなと思ったんですけれども、よろしくお願いします。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

この支援金制度については、少子化対策のための特定財源になるというふうなものなんですけれども、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に制度設計をきちんと構築していくというふうにされているものです。その中身に、ご高齢の方または事業主の方、そういった全ての世代と全ての経済活動を行っている皆様から、医療保険料と併せて、所得に応じて拠出するというふうな制度となっておりますので、この後にも後期高齢者もごございますけれども、国民健康保険、後期高齢のほうからもシステムを改修して拠出をいただくというふうな中身でございます。

以上です。

○菅野議長 そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第54号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第55号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長 石川朋弘君 登壇〕

○石川健康福祉課長 議第55号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,111万7,000円とするものであります。

7ページの歳出をご覧ください。

第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、子ども子育て支援制度の創設に伴うシステム改修を委託するため、委託料264万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページ、歳入になります。

歳入につきましては、第6款国庫支出金として264万円を追加するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第55号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長 石川朋弘君 登壇〕

○石川健康福祉課長 議第56号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,227万8,000円とするものであります。

歳出からご説明を申し上げます。

8ページ、歳出のほうをご覧ください。

第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、税制改正に伴うシステム改修を委託するため88万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページ、歳入のほうをご覧ください。

歳入につきましては、第3款第2項第6目の国庫支出金が44万円、第7款1項第4目のその他一般会計繰入金44万円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第56号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○菅野議長 日程第2、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長 日程第3、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし

た。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和7年西川町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員